

福島県農林水産業振興計画（見直し） 中間整理案

- 現行計画からの見直し箇所については、文章は赤字で、図表やグラフの更新箇所、コラムやトピックスの追加等を行った箇所は赤枠で示しています。
- 本文の見直し箇所については、別添の福島県農林水産業振興計画見直し内容一覧をご覧ください。

令和 7 年 1 0 月
福島県農林水産部

目 次

第1章 総 説

- 1 計画策定の趣旨 5
- 2 計画の位置付け 5
- 3 計画期間 5

第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢

第1節 本県における農林水産業・農山漁村の現状

- 1 東日本大震災と原子力災害からの復興 7
- 2 担い手・生産基盤の動向 13
- 3 農林水産物の安全確保・生産等の動向 16
- 4 農山漁村の状況 22

第2節 農林水産業・農山漁村を取り巻く社会情勢の変化

- 1 食料消費構造の変化 26
- 2 田園回帰（地方への移住）の動き 26
- 3 国際的な動き 27
- 4 新型コロナウイルス感染症による影響と変化 28

第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿

- 第1節 基本目標 31
- 第2節 めざす姿 32
- 第3節 めざす姿の実現に向けた施策の展開方向 33

第4章 施策の展開方向

第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化

- 1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援 39
- 2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化 43
- 3 風評の払拭 46

第2節 多様な担い手の確保・育成

- 1 農業担い手の確保・育成 50
- 2 林業担い手の確保・育成 53
- 3 漁業担い手の確保・育成 54
- 4 経営の安定・強化 55

第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進

- 1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備 60
- 2 林業生産基盤の整備 62
- 3 漁業生産基盤の整備 63
- 4 戦略的な品種・技術の開発 64

1	第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践	
2	1 県産農林水産物の安全と信頼の確保	67
3	2 戦略的なブランディング	69
4	3 消費拡大と販路開拓	73
5	第5節 戦略的な生産活動の展開	
6	1 県産農林水産物の生産振興	78
7	2 産地の生産力強化	82
8	3 産地の競争力強化	86
9	第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生	
10	1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進	92
11	2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮	93
12	3 快適で安全な農山漁村づくり	96
13	4 地域資源を活用した取組の促進	98
14	第5章 地方の振興方向	
15	第1節 県北地方	102
16	第2節 県中地方	106
17	第3節 県南地方	110
18	第4節 会津地方	114
19	第5節 南会津地方	118
20	第6節 相双地方	122
21	第7節 いわき地方	126
22	第6章 計画実現のために	
23	1 計画の推進に当たっての考え方	131
24	2 計画の進行管理	131
25	参考資料	
26	1 関連する主な計画等	133
27	2 指標一覧	137
28	3 策定経過	141

Column (コラム)

福島県のスローガン「はじめる」から「かなえる」へ	3
みどりの食料システム戦略	29
SDGs (エスディージーズ)	35
「ふくしま」ならでは	49
頻発、激甚化する気象災害や感染症等のリスクへの対応	58
ふくしま型漁業	76

Column**福島県のスローガン 「はじめる」から「かなえる」へ****ふくしまから はじめよう。（平成24年3月11日～）**

ひとりひとりが復興に向けて歩み始めよう。

そして、ふくしまから、新たな流れを創っていこう。

福島県は、大震災そして原子力災害から必ず立ち直ります。

福島県の復興は、新たな社会の可能性を

示していくということでもあります。

ふくしまから新たな流れを創っていきたい。

「ふくしまから はじめよう。」は、

そうした、未来への意志を込めたスローガンです。

**ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま（令和3年3月12日～）**

震災から10年を機に、福島県は、

「ふくしまから はじめよう。」からのバトンを渡す、

新スローガンを策定しました。

「はじめる」から「かなえる」へ。

ひとりひとりの力を重ね、それぞれの想いを繋ぎ、ともに、

ひとつずつ、しっかりと、カタチにし続けていこうと。



新スローガン「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」は、

復興に向けて歩んできた「これまで」と、

新しい未来に繋げていく「これから」と、

県民のみなさんひとりひとりの「今」を重ねたメッセージです。

ロゴのデザインは、さまざまな人々が集まって作る「実現」を、

豊かで多様な色と形の集積で形成しています。

1

2

第 1 章 総 説

3

4

5

1 計画策定の趣旨

6

2 計画の位置付け

7

3 計画期間

8

9

10

11

12

13

1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災と、震災に続く原子力災害により、本県農林水産業は、かつてない甚大な被害を受けました。大津波により生産基盤は大きく損なわれるとともに、原子力災害においては、国の避難指示や農林水産物の出荷制限、風評による販路の縮小と市場価格の下落など深刻な事態に直面しました。

これまで、農林漁業者を始め、行政、団体等関係者の懸命な努力により、大きく落ち込んだ農業産出額が令和元年に 2,086 億円まで回復するなど、本県の農林水産業の復興・再生は着実に進んでいます。一方、10 年が経過した現在でも、一部の農林水産物に対する出荷制限や根強い風評が残り、また、営農再開が進まない地域があるなど、依然として多くの課題が残っています。

県内に限らず、農林漁業者の減少と高齢化、人口減少に伴う食料需要の減少、家畜伝染病の発生など、国内の農林水産業や農山漁村を取り巻く環境は大きく変化しています。また、国際的には、TPP¹や日EU・EPA²及び日米貿易協定³の発効等、貿易の自由化の進展や世界的な地球温暖化対策の意識の高まりなど、我が国を取り巻く環境も著しく変容を続けており、さらに、新型コロナウイルス感染症など新たな脅威による課題にも直面しています。

こうした状況を踏まえ、時代に即した農林水産業・農山漁村の振興施策を進めていくため、県が行う長期的展望に立った施策の基本的な方向性を示すものとして、新しい計画を策定します。

なお、重点的な施策、品目等については個別計画等（巻末の「関連する主な計画等」を参照）において、施策の具体的内容、目標等を定めます。

2 計画の位置付け

この計画は、県政運営の基本方針である福島県総合計画の農林水産分野の計画として、また、農業・農村分野においては、福島県農業・農村振興条例第 20 条に定める基本計画として、本県の農林水産業・農山漁村に関する各種計画の上位計画に位置付けられるものであり、本県の農林水産業・農山漁村の振興に向けた施策の基本方向を明らかにするものです。

また、推進に当たっては、農林水産業・農山漁村に関する他部局の計画などとの連携を図ります。

3 計画期間

この計画は、子どもたちが社会を担う将来の本県農林水産業・農山漁村のあるべき姿を描きつつ、令和 4 年度を初年度とし、令和 12 年度を目標年度とする 9 か年の計画とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

¹ TPP11：環太平洋パートナーシップ協定（TPP12）から離脱した米国以外の 11 か国間の経済連携協定で、2018 年 12 月 30 日に発効。2021 年 9 月にペルー共和国で発効。

² 日EU・EPA：日本とEU（欧州連合）間の経済連携協定で、2019 年 2 月 1 日に発効。

EPA：貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

³ 日米貿易協定：日本と米国間における物品貿易に関する協定で、2020 年 1 月 1 日に発効。

第 2 章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢

第 1 節 本県における農林水産業・農山漁村の現状

1 東日本大震災と原子力災害からの復興

2 担い手・生産基盤の動向

3 農林水産物の安全確保・生産等の動向

4 農山漁村の状況

第 2 節 農林水産業・農山漁村を取り巻く社会情勢の変化

1 食料消費構造の変化

2 田園回帰（地方への移住）の動き

3 国際的な動き

4 新型コロナウイルス感染症による影響と変化

第1節 本県における農林水産業・農山漁村の現状

- 本県は、全国第3位の広大な県土面積を有しており、そのうち森林が71%、農地が11%を占めています。また、中通り、会津、浜通りの3地方に大別される特色ある県土構造により、冬季温暖で日照時間が長い浜通り地方から、気温の日較差の大きい会津地方に至るまで、それぞれの特徴をいかした地域性豊かな農林水産業が展開されています。
- 東北6県では宮城県に次ぐ180万人強の人口を抱える消費地としての性質を有しながら、国内人口の約3分の1を占める首都圏に隣接し、東京から200km圏であるという有利な地理条件と高速交通網をいかし、農産物や木材、魚介類などを首都圏等の大消費地へ供給しています。

【3地方、7地域から成る県土】

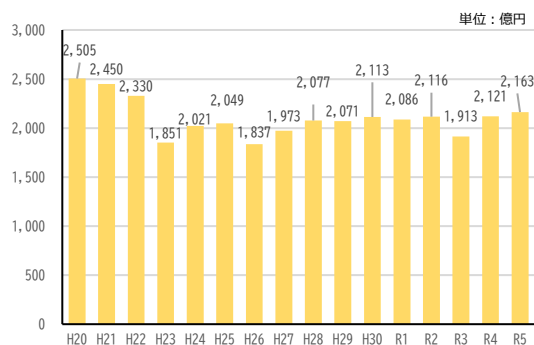


1 東日本大震災と原子力災害からの復興

- 平成23年3月に発生した東日本大震災とそれに続く原子力災害では、地震・津波によって農地や農林水産業施設等に大きな被害が生じただけでなく、原子力災害により、営農休止や、沿岸漁業の操業自粛、放射性物質の影響による作付・出荷の制限、風評による価格下落等、本県の農林水産業はこれまでに経験したことの無い苦境に直面しました。
- 震災から10年が経過し、地震や津波による被害からの復旧はほぼ完了していますが、原子力災害に起因する複合的な影響はまだまだ残っており、農業産出額等も震災以前の水準に回復していない状況にあります（林業産出額については、令和4年に震災前の水準に回復）。

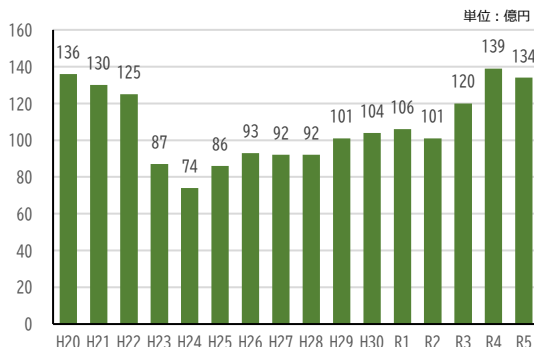
1
2

【農業産出額の推移】



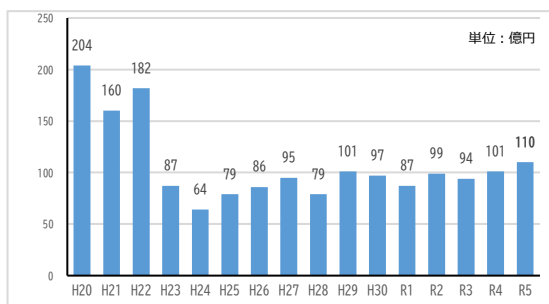
(出典)農林水産省「生産農業所得統計」

【林業産出額の推移】



(出典)農林水産省「林業産出額」

【漁業生産額の推移】



(出典 農林水産省「漁業生産額」)

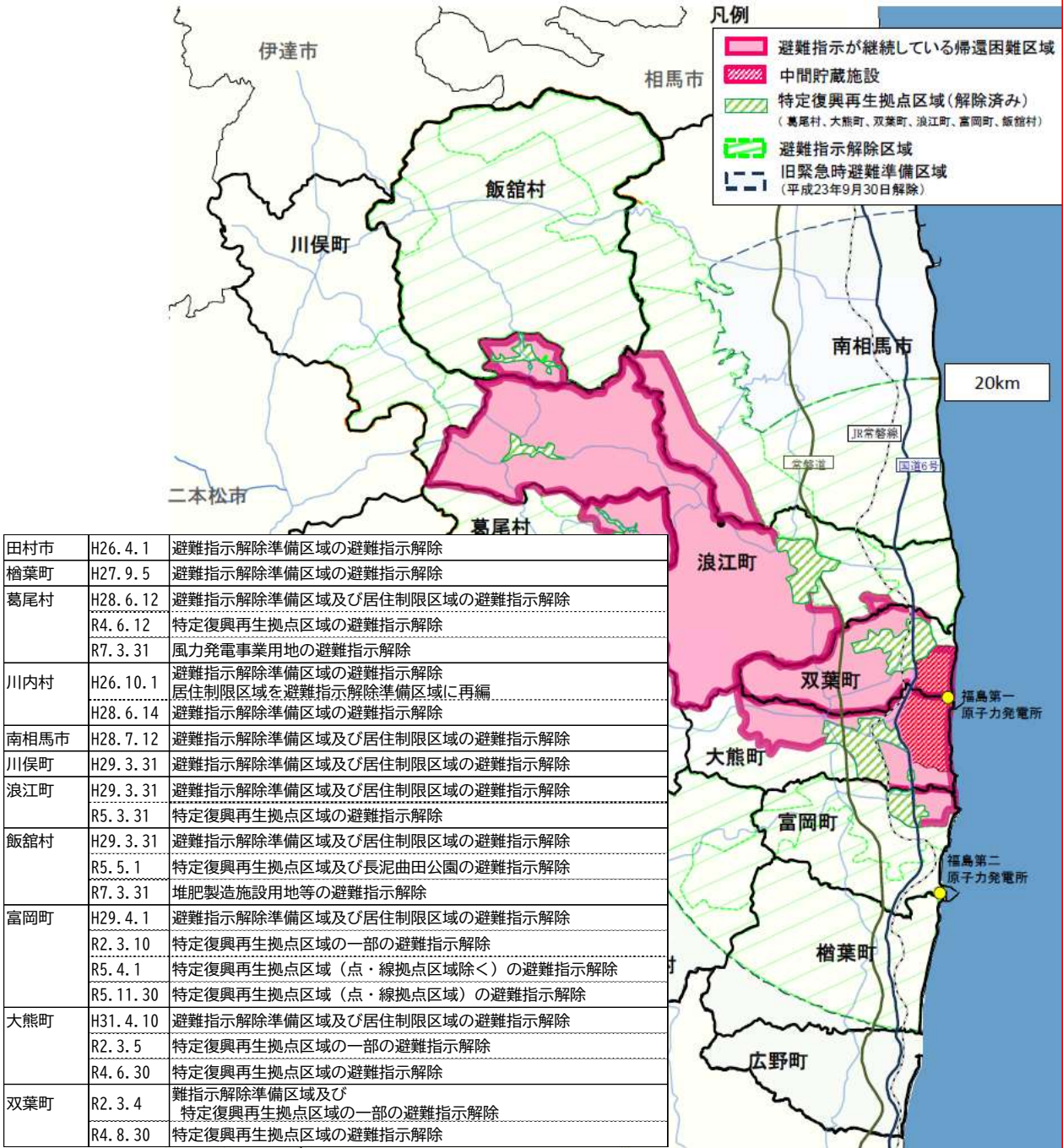
- 県産農林水産物の安全性を確保するため、放射性物質の基準値を超過した農林水産物が流通しないよう、生産段階における放射性物質の吸収抑制対策⁴を講じるとともに、出荷前の緊急時環境放射線モニタリング⁵（以下「モニタリング検査」という。）や出荷制限を受けている品目が流通しないための措置を継続して実施しています。
- 農業については、避難指示が解除された地域での営農再開が徐々に進んでおり、令和3年3月末時点での営農再開率^{*}は 38.0%となっています。避難指示解除が早かった地域での営農再開率は 60%を超えるとともに、タマネギやサツマイモ、花き、水稻育苗ハウスを活用したぶどう栽培等、新たな品目へのチャレンジが始まるなど着実な進展が見られますが、避難指示の解除が遅かった地域などでは、長期の避難による担い手不足が深刻化しています。
- 帰還困難区域においては、特定復興再生拠点区域等において除染が実施されるとともに、水稻の試験栽培等が始まっており、今後、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、避難指示の解除が進められる予定です。

⁴ 放射性物質の吸収抑制対策：作物は土壌中のカリが不足すると放射性セシウムを吸収しやすくなることから、カリを含む資材を施用し土壌中のカリ濃度を適切に維持する取組。その他、ゼオライト等の放射性物質を吸着する資材の施用や、放射性物質が高濃度に蓄積する表土の除去又は反転耕（土層の天地返し）、果樹の樹皮洗浄や粗皮削りなどの対策がある。

⁵ 緊急時環境放射線モニタリング：原子力災害特別措置法に基づき、原子力災害の状況を把握するために行う放射線量測定等の措置。農林水産物については、厚生労働省の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」等により検査を行っている。

1

【避難指示区域の概念図（令和7年3月31日時点）】



(出典ふくしま復興情報ポータルサイト)

2

【避難地域等における営農再開率（令和6年度末時点）】

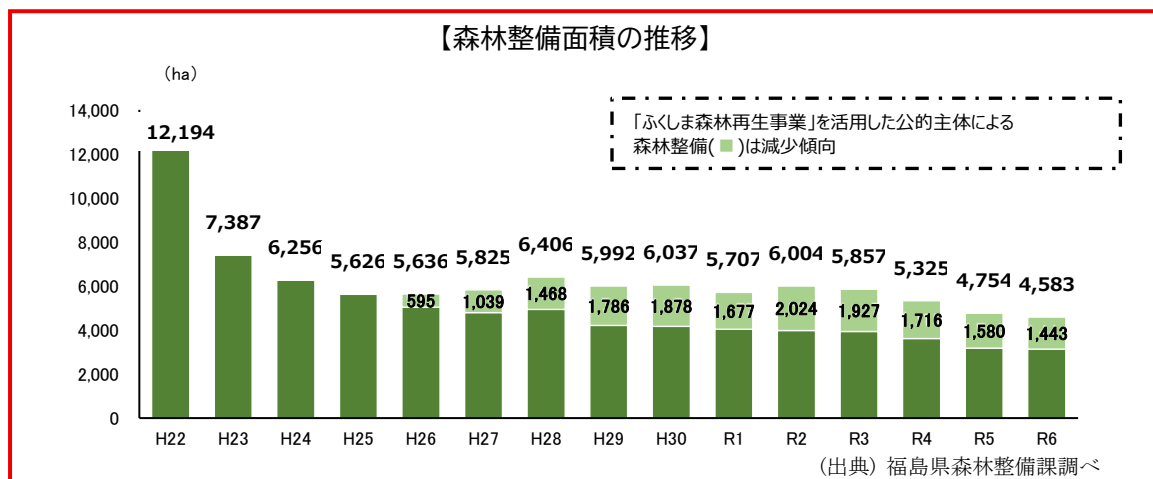
市町村名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
川俣町	0%	0%	0%	1%	1%	3%	31%	40%	46%	57%	63%	69%	73%
田村市	1%	35%	55%	58%	59%	59%	59%	59%	57%	57%	60%	61%	70%
南相馬市	7%	10%	28%	27%	40%	43%	50%	53%	58%	63%	65%	69%	72%
広野町	3%	47%	66%	72%	75%	75%	78%	81%	86%	78%	85%	86%	89%
檜葉町	0%	0%	1%	1%	5%	8%	15%	40%	66%	66%	71%	72%	77%
富岡町	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	4%	14%	24%	29%	34%
川内村	0%	33%	41%	48%	55%	61%	61%	60%	59%	60%	59%	59%	59%
大熊町	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	4%	7%
双葉町	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%
浪江町	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	2%	7%	13%	20%	27%	33%
葛尾村	0%	0%	0%	0%	2%	3%	7%	10%	14%	17%	29%	38%	46%
飯館村	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	6%	19%	28%	32%	33%	33%
計	3.1%	7.9%	17.0%	17.3%	23.0%	25.1%	29.1%	32.2%	38.0%	42.6%	46.3%	49.7%	52.9%

※営農休止面積に対する営農再開面積の割合

(出典)農業振興課調べ

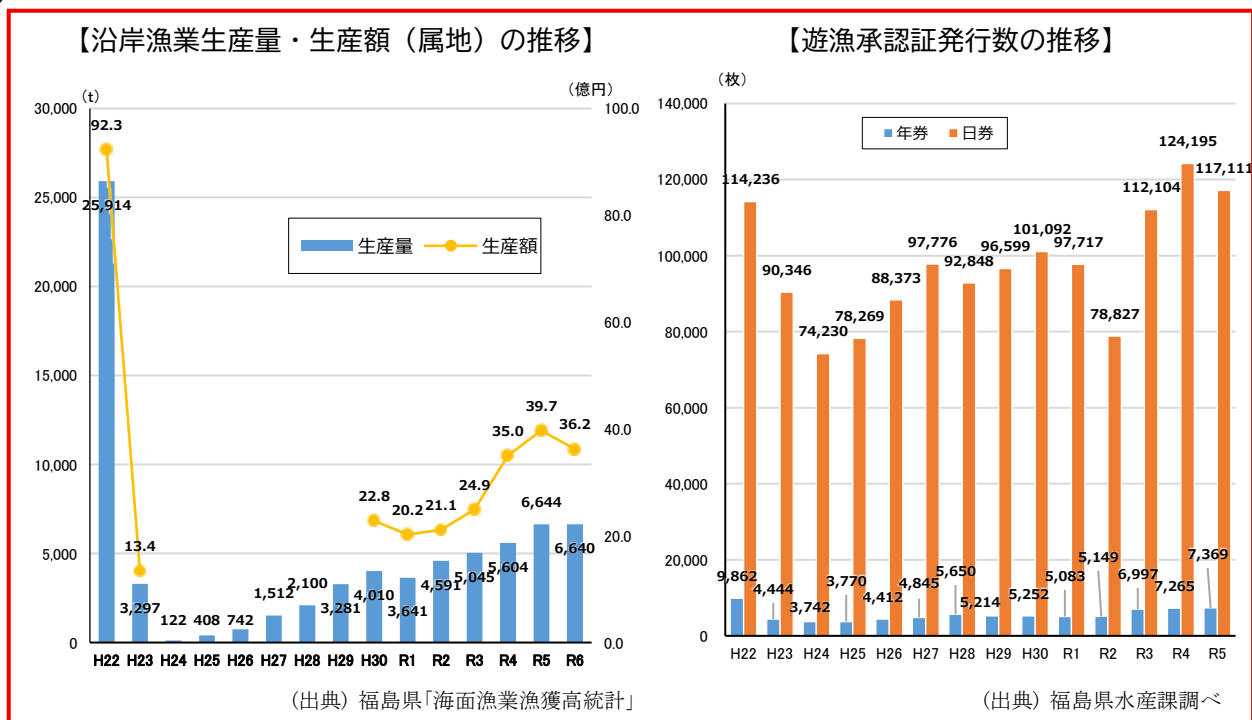
4

- 1 ○ 林業については、東日本大震災や原子力災害の影響を受けて森林整備面積が大きく落ち込みま
2 した。現在の森林整備面積は、震災前の半分程度に留まっています。



- 3
- 4 ○ 海面漁業については、最も多いときで42魚種が国から出荷制限を指示されましたが、令和3
5 年12月時点で全て解除されています。震災で大きく落ち込んだ沿岸漁業は、平成24年から
6 開始された試験操業⁶の拡大によって徐々に生産量・生産額共に回復傾向にあり、令和3年4
7 月からは本格的な操業への移行期間として、更なる操業の拡大が見込まれます。
- 8 ○ 内水面漁業については、令和2年12月現在、8区域において7魚種が出荷制限を指示されて
9 おり、遊漁承認証の発行数はまだ震災前の水準には戻っていません。

10

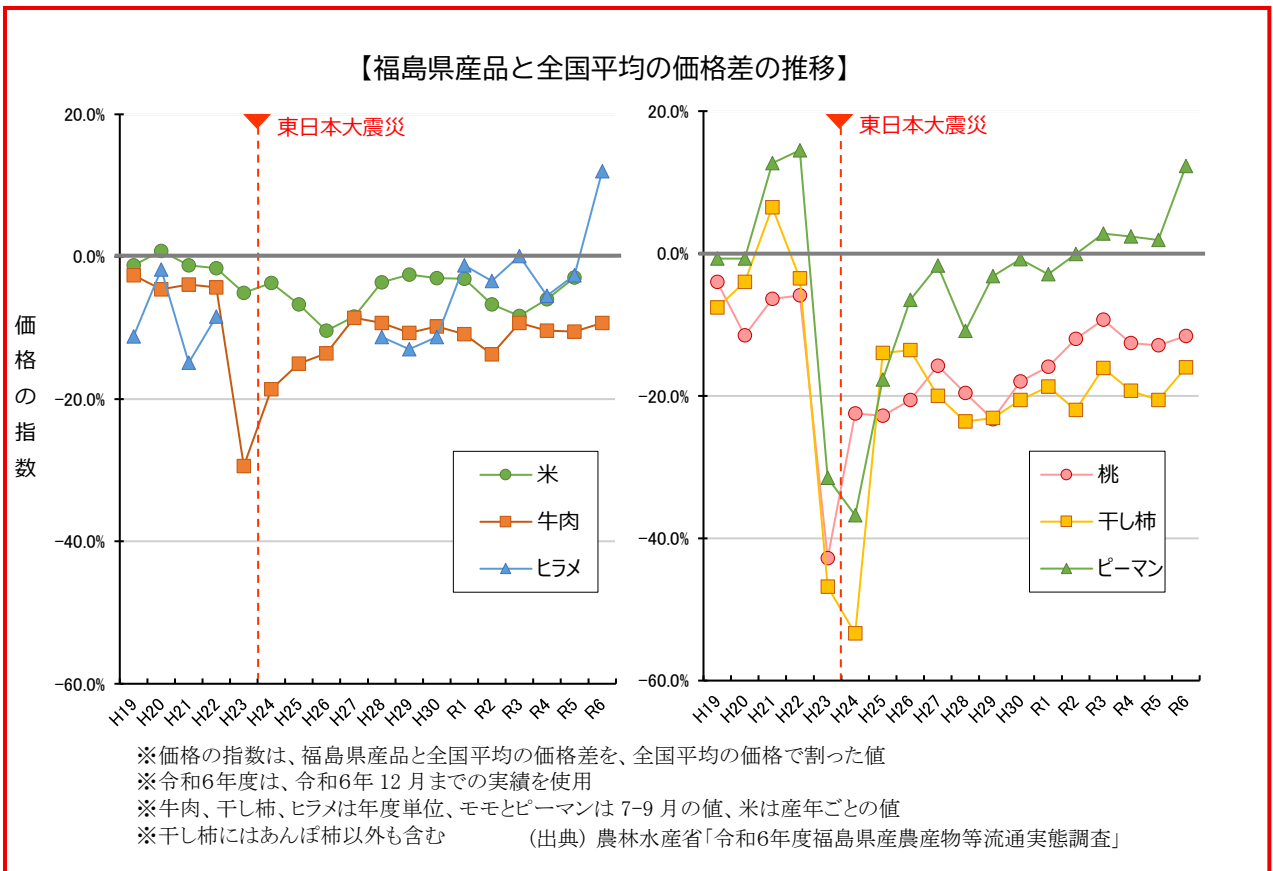


11

12

⁶ 試験操業：安全性が確保される魚種を対象に、海域を限定した操業と販売を試験的に行い、出荷先での評価を調査し、操業再開に向けた基礎データを得る取組。平成24年6月～令和3年3月に実施された。

- 農林水産省が実施している「福島県産農産物等流通実態調査⁷」によると、福島県産品の価格は回復傾向にあるものの、多くの品目で震災以前の水準まで戻っておらず、低下した価格水準の固定化が見られます。また、卸売業者や仲卸業者等の納入業者が、納入先の本県産品の取扱姿勢を実態よりもネガティブに評価している傾向にあることが明らかとなっています。



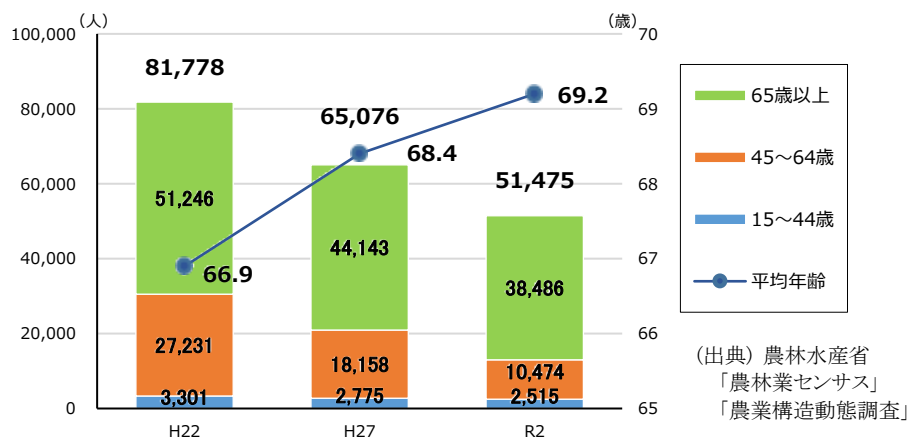
⁷ 福島県産農産物等流通実態調査：福島県の農林水産業の再生に向けて、福島県産産物等の販売不振等の実態と要因を明らかにするため、福島復興再生特別措置法に基づき、国が毎年実施している調査のこと。

2 担い手・生産基盤の動向

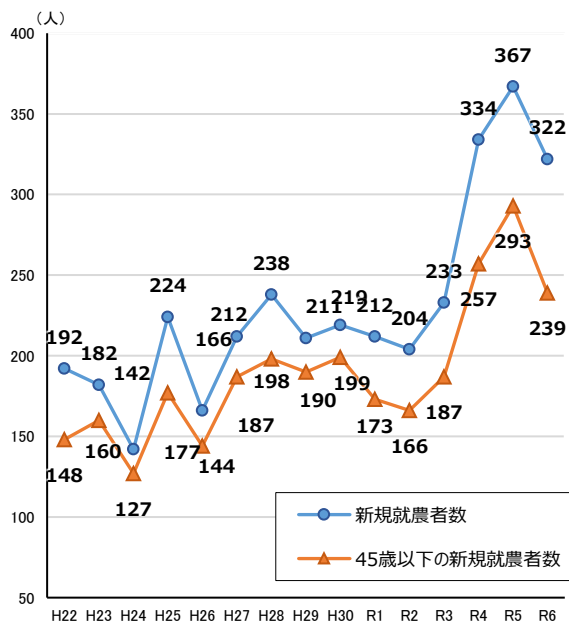
<農業>

- 個人経営体のうち、主に自営農業に従事する基幹的農業従事者は令和2年時点で約5万1千人と、平成22年の約8万2千人から4割近く減少しています。また、平均年齢は69歳となり、高齢化が一段と進んでいます。
- 新規就農者数は平成27年から7年連続で200人以上（令和4年以降は300人以上）と一定数を維持しています。内訳は新規参入者が約6割を占め、比較的若い年齢層や、農業法人で雇われる就農者が増加する傾向が見られます。

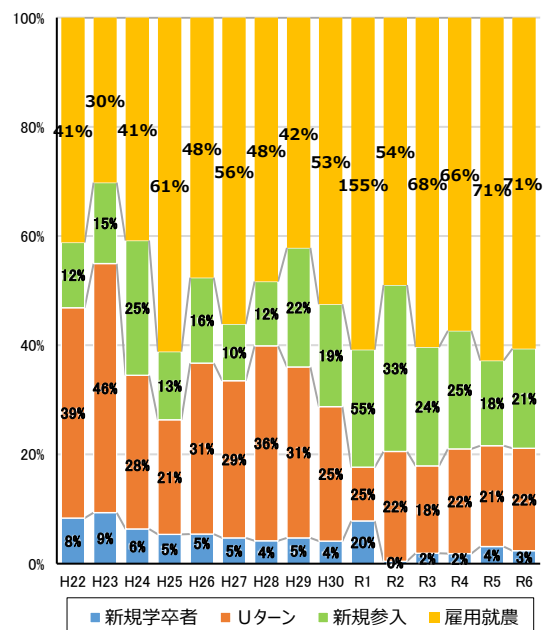
【基幹的農業従事者の推移】



【新規就農者数の推移】



【新規就農者の内訳】

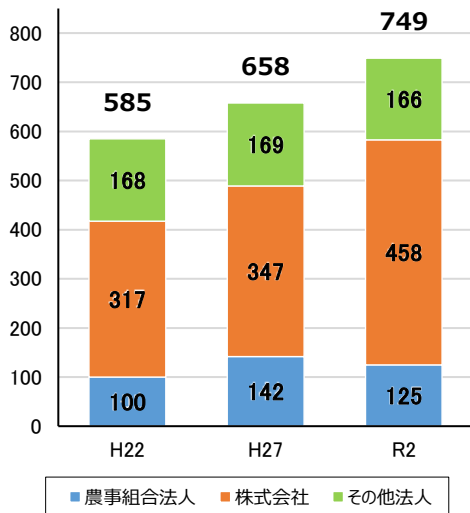


(出典) 福島県農業担い手課調べ

(出典) 福島県農業担い手課調べ

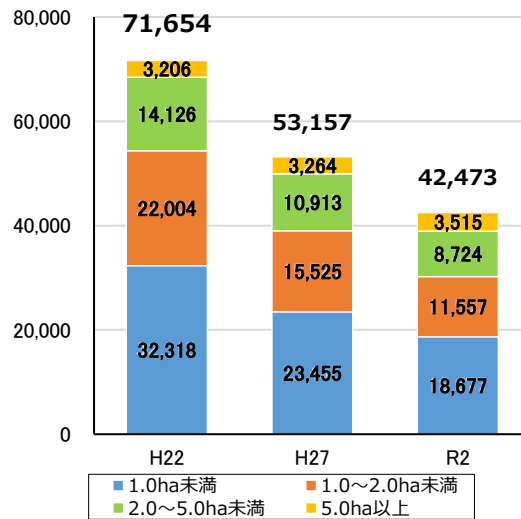
- 1 ○ 農業経営体数は減少しているものの、法人化している経営体数は増加しています。
- 2 ○ 経営耕地面積が5 ha 以上の農業経営体数が増加しており、農業経営の規模拡大が進んでいます。
- 3

【法人化している農業経営体数の推移】



(出典) 農林水産省「農林業センサス」

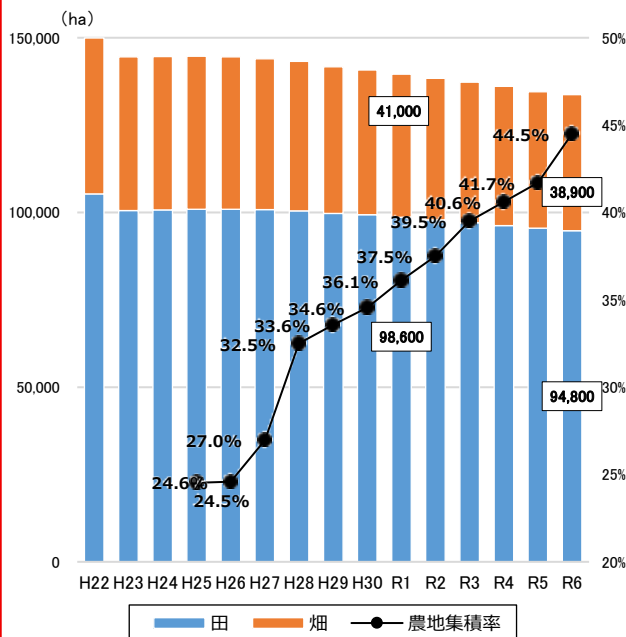
【経営耕地規模別農業経営体数の推移】



(出典) 農林水産省「農林業センサス」

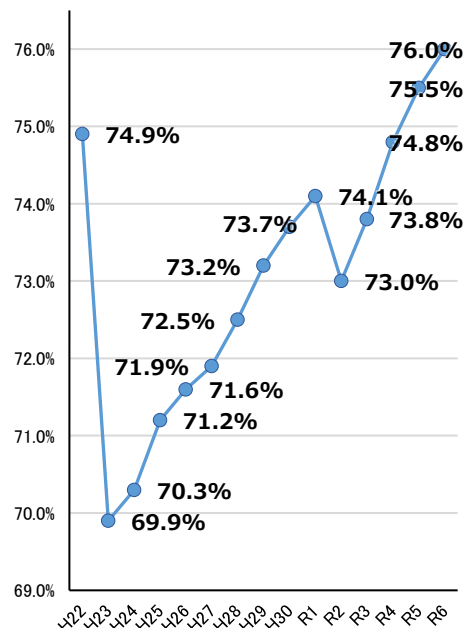
- 4
- 5 ○ 耕地面積は減少傾向にある一方、ほ場整備率（水田）は平成 23 年度以降上昇しています。

【耕地面積及び担い手への農地集積率の推移】



(出典) 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

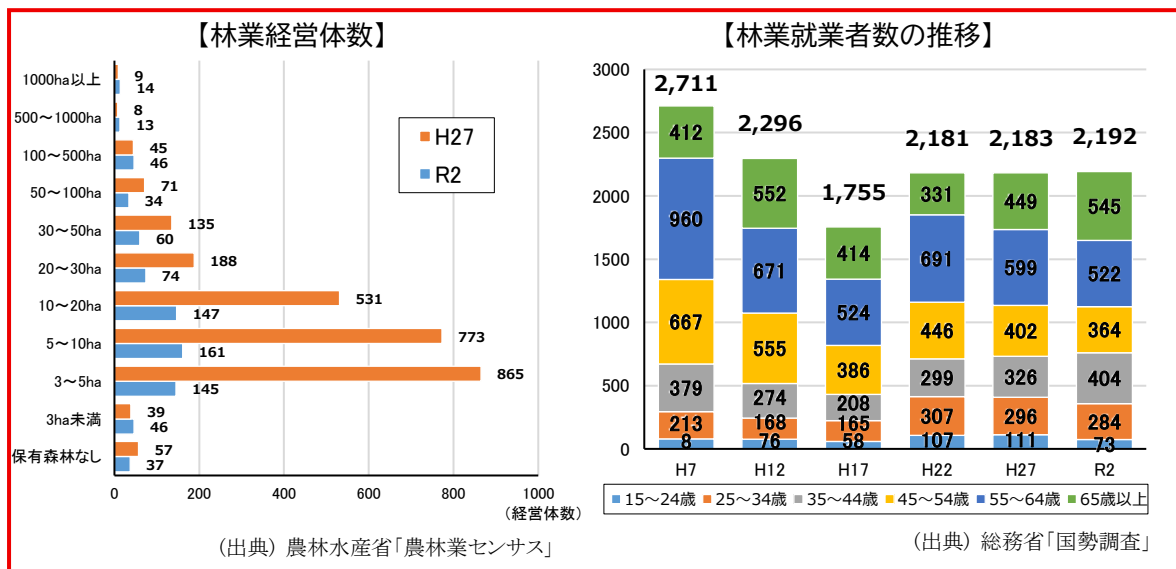
【ほ場整備率（水田）の推移】



(出典) 福島県農村計画課調べ

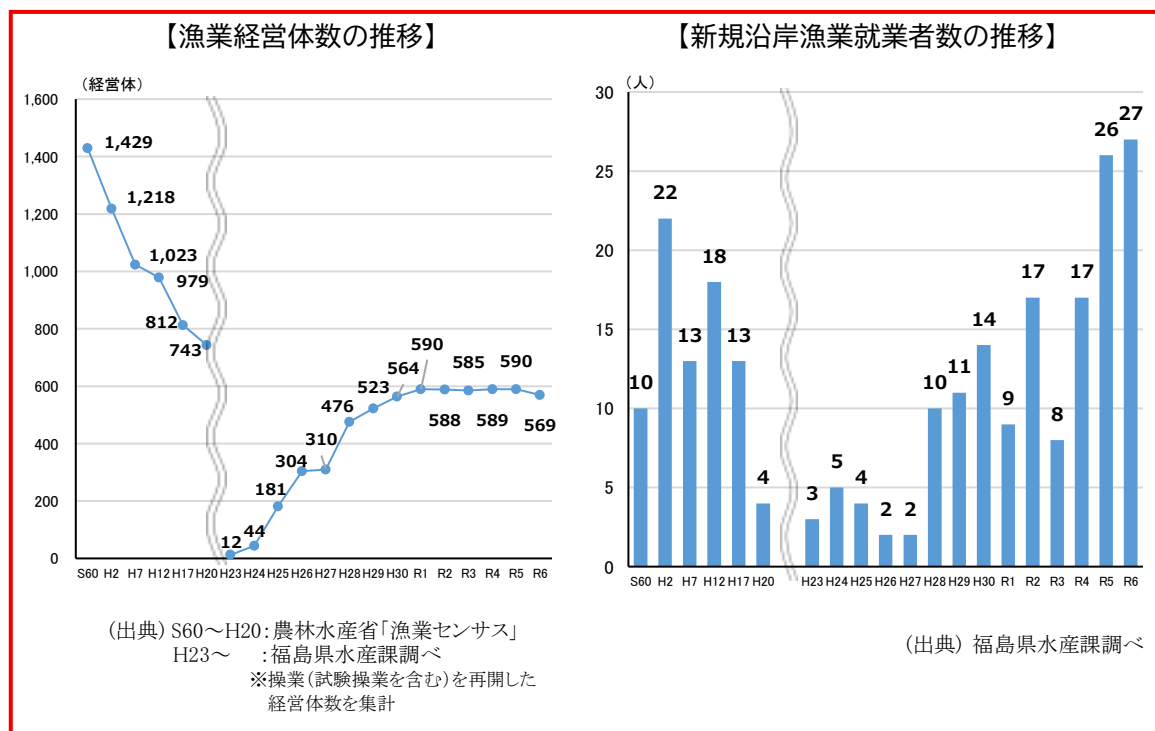
<林業>

- 林業経営体数は令和2年2月時点で777経営体であり、5年前から7割以上減少しています。保有山林面積が100ha未満の経営体数の減少が著しい一方、100ha以上の大規模経営体は増加しています。
- 林業就業者数は令和2年時点で2,192人であり、おおむね半数が55歳以上となっています。



<水産業>

- 漁業経営体数は、震災により著しく減少しましたが、その後は回復に向かっていきます。また、新規の沿岸漁業就業者数は震災直後は2から5名程度でしたが、近年は増加傾向にあります。

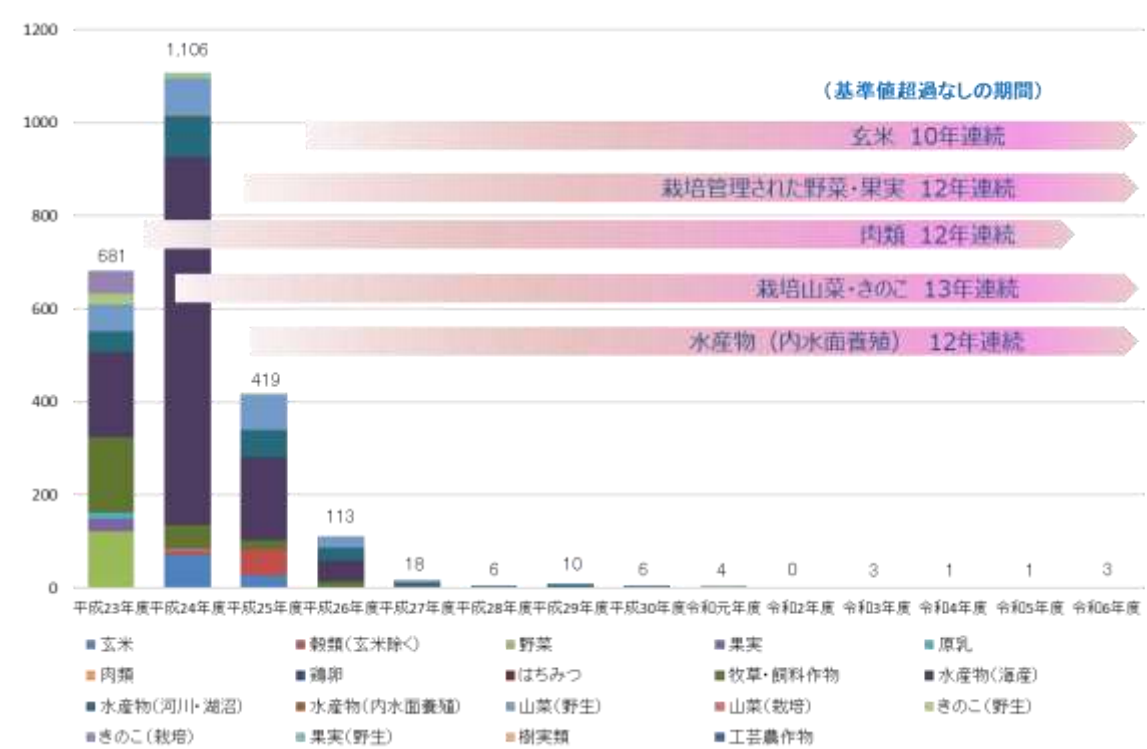


3 農林水産物の安全確保・生産等の動向

＜農林水産物の安全確保＞

- 県産農林水産物のモニタリング検査においては、近年では基準値を超過するケースは一部の野生の山菜、きのこ等を除き、見られなくなっています。

【基準値超過件数の推移】



【農林水産物等のモニタリング検査結果(令和6年度)】

種別	検査件数	基準値超過数	超過数割合
玄米	201 件	0 件	0.00%
野菜・果実	1,854 件	0 件	0.00%
畜産物	1,735 件	1 件	0.06%
栽培山菜・きのこ	591 件	0 件	0.00%
海産魚介類	3,257 件	0 件	0.00%
内水面養殖魚	20 件	0 件	0.00%
野生山菜・きのこ	414 件	2 件	0.48%
河川・湖沼の魚類	127 件	0 件	0.00%

※国のガイドラインに基づき福島県が実施している検査（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
※出荷・販売用の品目を対象にした検査（出荷制限等品目の解除に向けた検査を除く）
※基準値超過は、ねぎが1点、牛肉1点（牛肉1点は、放射性物質が含まれていることを知らずに、
廃棄した畜産農家から譲渡された稲わらを誤って飼料したことが要因であり、特異なケースである。）

○米については、平成24年産から県内で生産される全ての米を全量全袋検査し、安全性を確認してきましたが、平成27年産以降通算5年間基準値超過がないことから、令和2年産より放射性物質検査の手法を見直し、一部の地域（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、川俣町（旧山木屋村））では全量全袋検査、それ以外の地域では抽出によるモニタリング検査により米の安全性を確認しています。

【米の全量全袋検査による基準値超過の状況】

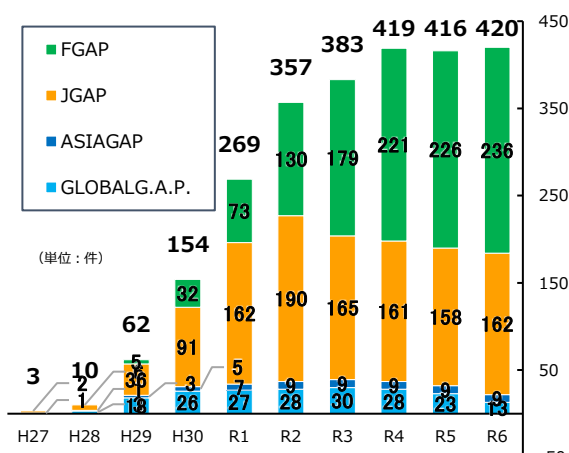
	総検査点数	基準値超過点数
H24	10,345,302	71
H25	11,005,859	28
H26	11,014,940	2
H27	10,498,579	0
H28	10,265,961	0
H29	9,976,378	0
H30	9,250,695	0

	総検査点数	基準値超過点数
R1	9,492,194	0
R2	320,332	0
R3	306,817	0
R4	274,910	0
R5	80,762	0
R6	74,813	0

(出典) ふくしまの恵み安全対策協議会
放射性物質検査情報

○安全と品質の太鼓判となるGAP⁸（農業生産工程管理）の認証取得数は飛躍的に増加しています。

【GAP認証取得件数の推移】



(出典) 福島県環境保全農業課調べ

GAP認証の種類

- FGAP**
福島県が創設した公的認証GAP
- JGAP**
日本の第三者認証GAP
- ASIAGAP**
日本発の国際水準認証GAP
- GLOBALG.A.P.**
国際的に広く通用する第三者認証GAP



⁸ GAP（農業生産工程管理）：食品の安全確保を始め、環境保全、労働安全などの観点から、適切に農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを記録、検証してより良い農業を実践するための手法のこと。

<輸出・直売等の動向>

- 県産農林水産物等の海外への輸出については、原子力災害の影響により、55 の国・地域において輸入規制措置がとられましたが、その後規制の緩和・解除が進み、令和3年10月現在で14まで減少しました（令和7年6月時点では6まで減少）。
- 平成24年からは東南アジアを中心に輸出実績を伸ばし、県産農産物の輸出量は令和元年度に300tを超えるなど、震災以前の水準を上回って推移しています。

【福島県産食品の輸入規制をしている国・地域】

【広い品目で輸入停止している(4)】 中国、香港、台湾、マカオ

【一部を輸入停止している(1)】 韓国

【検査証明書の添付等により、輸入を認めている(9)】

インドネシア、仏領ポリネシア、EU、英国（北アイルランドを除く）、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、ロシア
（令和3年10月現在）

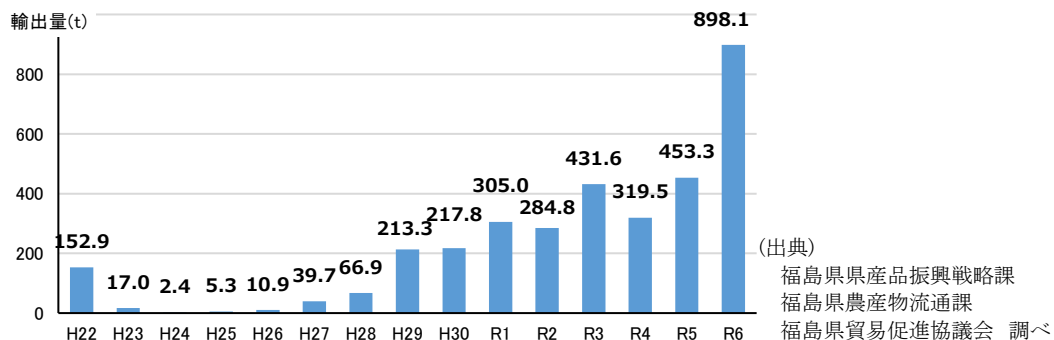
【広い品目で輸入停止している(3)】 中国、香港、マカオ

【一部を輸入停止している(2)】 韓国、ロシア

【検査証明書の添付等により、輸入を認めている(1)】 台湾

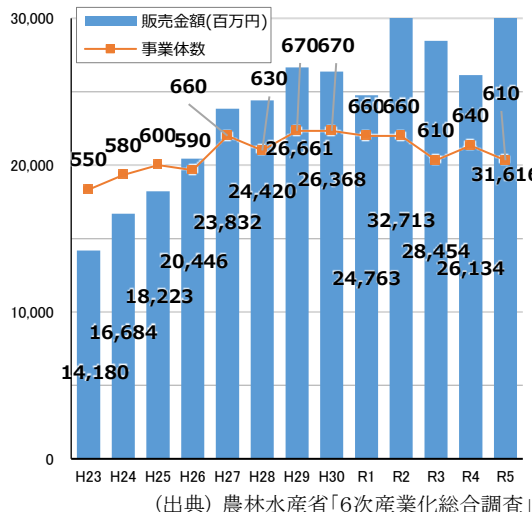
（令和7年6月現在）

【県産農産物の輸出量の推移】

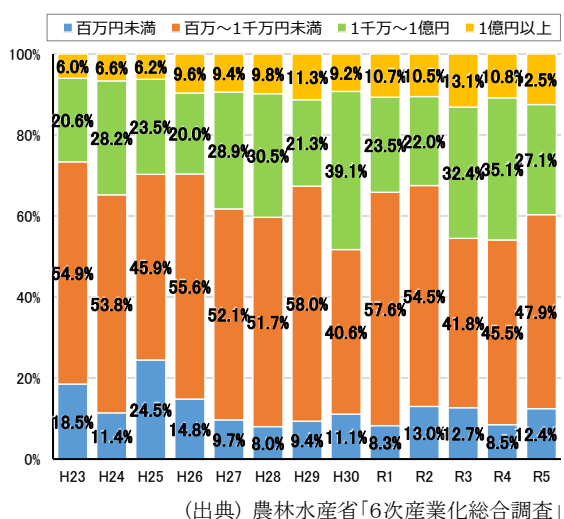


- 生産者と消費者との交流の拠点にもなっている農産物直売所における年間販売金額や事業体数は年々増加しています。

【年間販売金額及び事業体数の推移】



【年間販売金額規模別事業体数割合の推移】



1 <生産動向>

- 2 ○ 本県では、中通り、会津、浜通りの3地方それぞれの特徴をいかし、米やもも、きゅうり、花
3 き類、肉用牛など多彩な農林水産物が生産されています。

【主要農林水産物の生産状況】

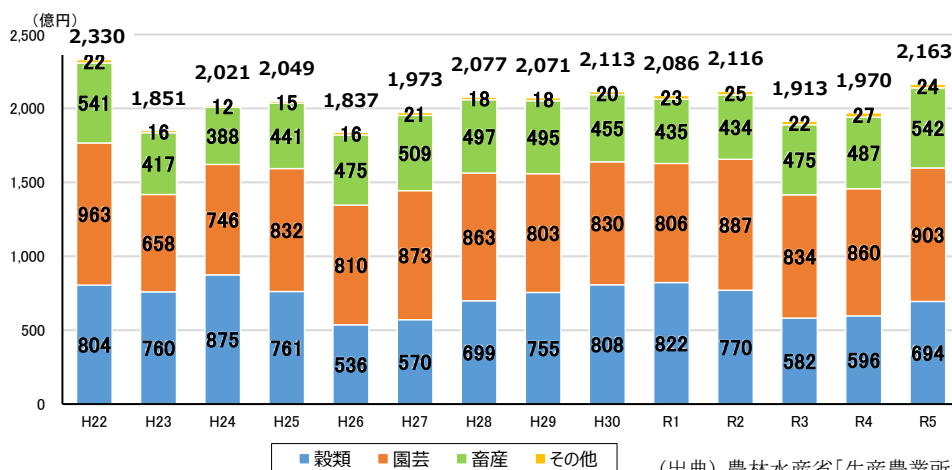
区 分		単位	年次	実 績		本県の シェア(%)	全 国	
				全国	福島県		順位	1 位
農 業	水稻収穫量	t	R6	7,345,000	356,800	4.9	5	新 潟 県
	もも収穫量	〃	〃	109,700	29,100	26.5	2	山 梨 県
	日本なし収穫量	〃	〃	172,700	14,800	8.6	3	千 葉 県
	きゅうり収穫量	〃	〃	502,900	38,000	7.6	4	宮 崎 県
	トマト収穫量	〃	〃	662,600	21,400	3.2	8	熊 本 県
	アスパラガス収穫量	〃	R5	24,600	1,340	5.4	9	北 海 道
	さやいんげん収穫量	〃	〃	30,700	2,530	8.2	3	千 葉 県
	さやえんどう収穫量	〃	〃	16,700	965	5.8	4	鹿 児 島 県
	りんどう出荷量	千本	R6	68,300	2,980	4.4	4	岩 手 県
	トルコギキョウ出荷量	〃	〃	78,300	2,820	3.6	9	長 野 県
	宿根かすみそう出荷量	〃	〃	47,600	9,670	20.3	2	熊 本 県
	おたねにんじん収穫量	t	〃	9	5	55.6	1	(2 位) 長 野 県
	乳用牛飼養頭数	頭	〃	1,313,000	10,500	0.8	19	北 海 道
	肉用牛飼養頭数	〃	〃	2,672,000	50,500	1.9	16	北 海 道
	豚飼養頭数	〃	〃	8,798,000	111,600	1.3	21	鹿 児 島 県
	採卵鶏飼養羽数(ひな、成鶏めす)	千羽	〃	168,599	5,220	3.1	14	千 葉 県
	地鶏(会津地鶏、川俣シャモ)	〃	R5	—	96	—	—	—
肉用若鶏(ブロイラー)飼養羽数	〃	R6	144,859	751	0.5	26	鹿 児 島 県	
林 業	なめこ生産量	t	R5	23,752	1,683	7.1	4	新 潟 県
	生しいたけ生産量	〃	〃	63,374	3,482	5.5	6	徳 島 県
水 産	ヒラメ生産量(属人)	〃	〃	6,271	844	13.5	3	北 海 道
	コイ養殖生産量	〃	R6	1,617	580	35.9	2	茨 城 県

(出典) 農林水産省「作況調査」「野菜生産出荷統計」「畜産統計」「特用林産物生産統計調査」「海面漁業生産統計調査」他

○ 農業

震災後約2割減少した農業産出額は年々増加傾向となっているものの、依然として震災前の水準には戻っておらず、特に、園芸や畜産が震災前の水準まで戻っていません。

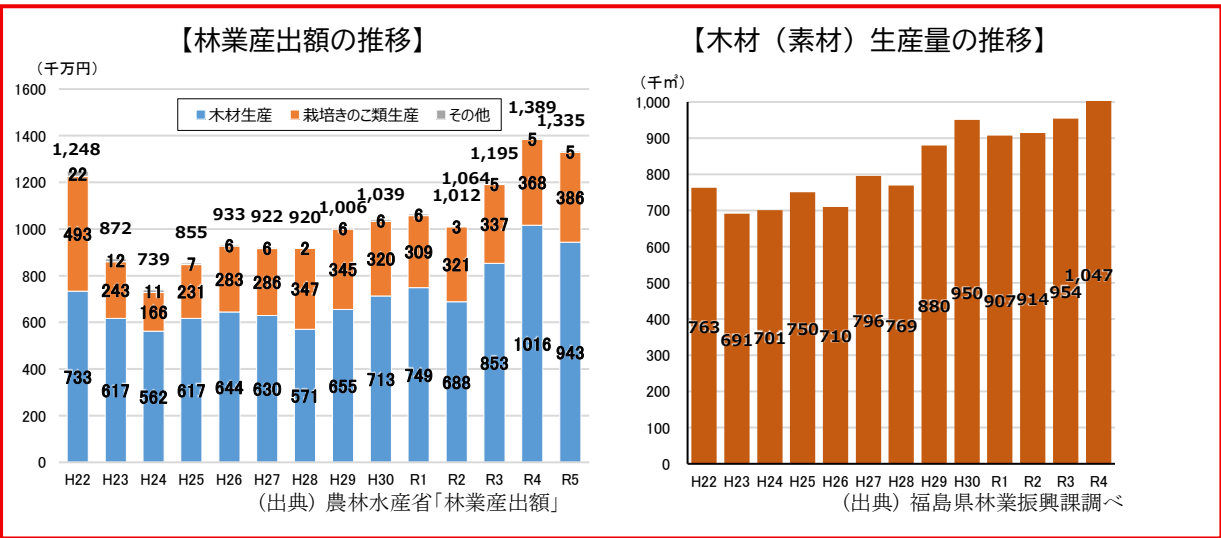
【農業産出額の推移】



(出典) 農林水産省「生産農業所得統計」

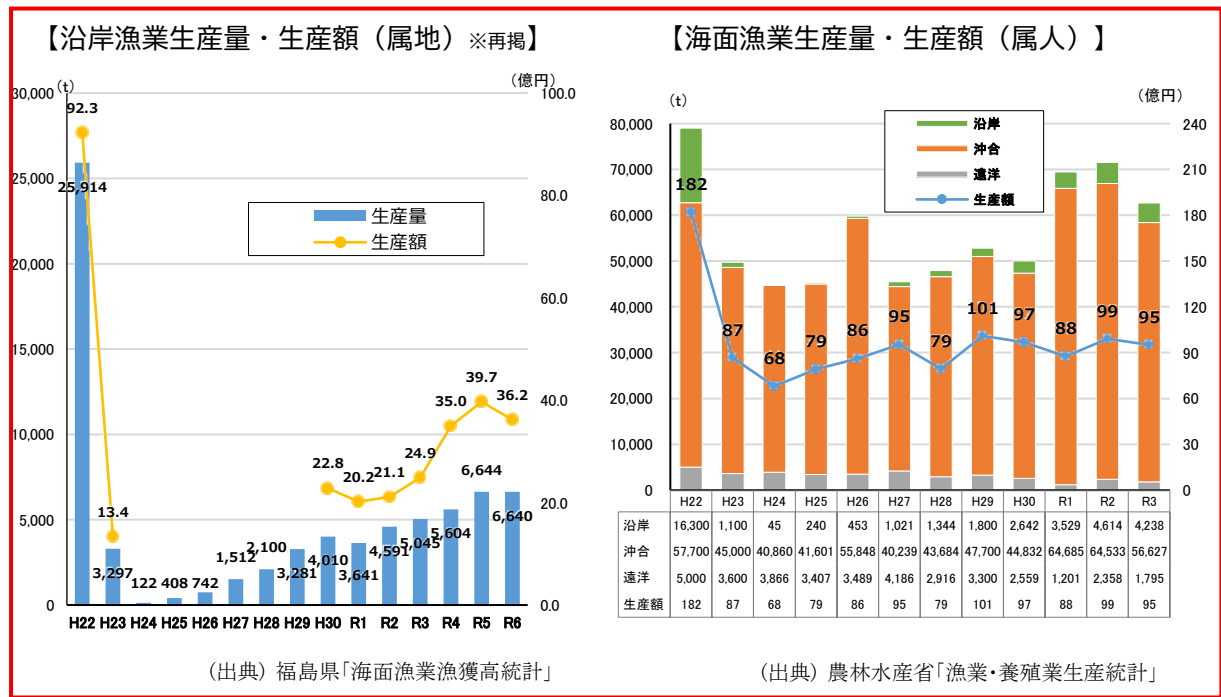
○ 林業

震災後大きく落ち込んだ林業産出額は、回復傾向にありますが、震災前の水準には戻っていません（令和4年には震災前の水準に回復）。木材（素材）生産量についても震災後約1割減少しましたが、平成24年以降は増加し、震災前の水準に回復しています。



○ 漁業

沿岸漁業の生産量・生産額（属地）は、震災後に大きく落ち込みました。その後、平成24年に開始した試験操業の拡大によって増加しつつあるものの、依然として低水準で推移しています。また、海面漁業の生産量・生産額（属人）についても回復していません。



- 1 ○ ICT等の先端技術を活用したスマート農業⁹は、機械等の開発や現場での実証・導入、環境
2 整備等の取組が進められています。

3

【 スマート農業の取組例 】

ロボットトラクタ¹⁰



直進アシスト田植機¹¹



ドローンの活用



食味・収量測定コンバイン¹²



4

5

⁹ スマート農業：ロボット、AI、ICTなど先端技術を活用して省力化や高品質生産を実現する新しい農業のことで、具体的には、ロボットトラクタなどによる作業の自動化、ICT活用による作業記録のデジタル化・情報共有の簡易化、ドローンによる農作物生育診断や省力的な病害虫防除など、高度な農業経営を目指すもの。

¹⁰ ロボットトラクタ：無人でほ場内を自動走行（ハンドル操作、発進・停止、作業機制御を自動化）し、ほ場の耕うんや施肥作業等を行うことのできるトラクタ。

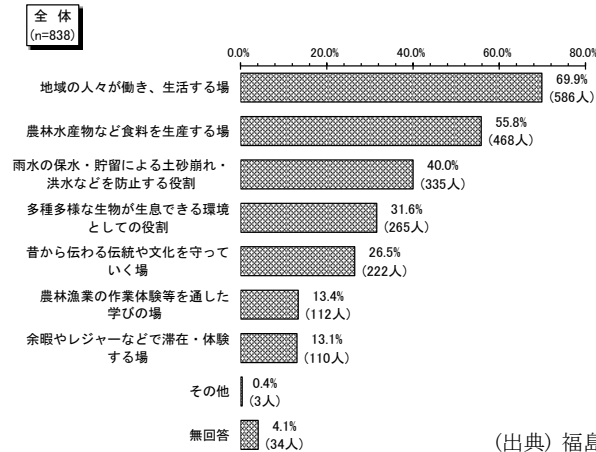
¹¹ 直進キープ機能付田植機：直進時にハンドルを自動制御し、作業ができる田植機。

¹² 食味・収量測定コンバイン：収穫と同時に収量と食味（タンパク値）、水分量等を測定し、ほ場ごとの収量・食味等のばらつきを把握することのできるコンバイン。ほ場ごとに乾燥機を分けるなど、乾燥の効率化等を図ることが可能。

4 農山漁村の状況

- 県政世論調査（令和2年度実施）においては、農山漁村の役割として「地域の人々が働き、生活する場」や「農林水産物など食料を生産する場」を期待する割合が多くなっています。

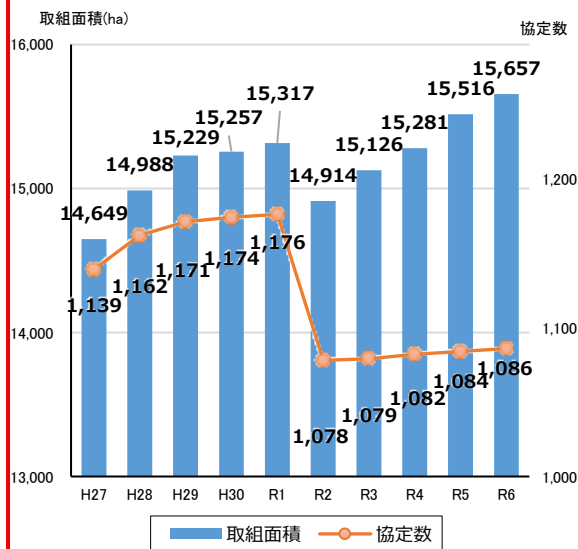
【本県の農山漁村の役割として期待すること】



（出典）福島県「県政世論調査」

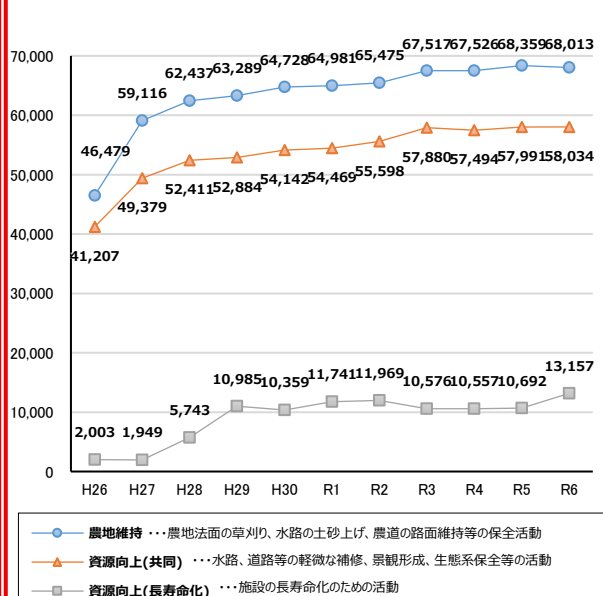
- 地域の共同活動等を支援する中山間地域等直接支払制度¹³や多面的機能支払制度¹⁴の取組面積は年々伸びています。一方で、高齢化・過疎化の進行により取組継続が困難になりつつある集落や組織も見られています。

【中山間地域等直接支払制度の取組実績】



（出典）福島県農村振興課調べ

【多面的機能支払制度の取組実績】



（出典）福島県農村振興課調べ

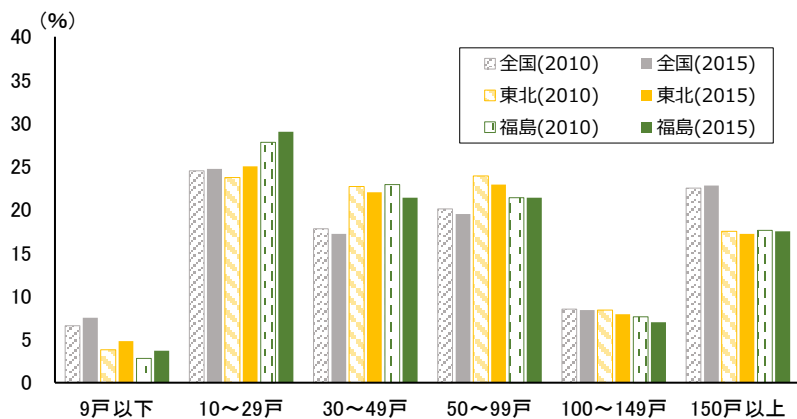
¹³ 中山間地域等直接支払制度：生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度。

¹⁴ 多面的機能支払制度：農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための、農地法面の草刈りや水路の泥上げ、水路・農道等の維持・補修等の共同活動を支援する制度。

- 1 ○ 総戸数 30 戸未満の集落の割合が増加する傾向にあるほか、令和 12 年には平成 27 年比で農
 2 業就業人口が半数以下に減少するという分析もあり、農地や農業用施設の保全、伝統的な祭り
 3 や文化の保存など、集落活動の維持に懸念が生じています。

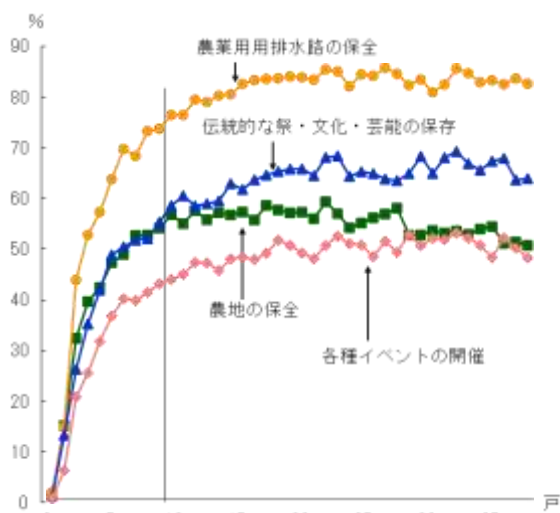
4

【総戸数規模別農業集落の割合 (2015、2010)】



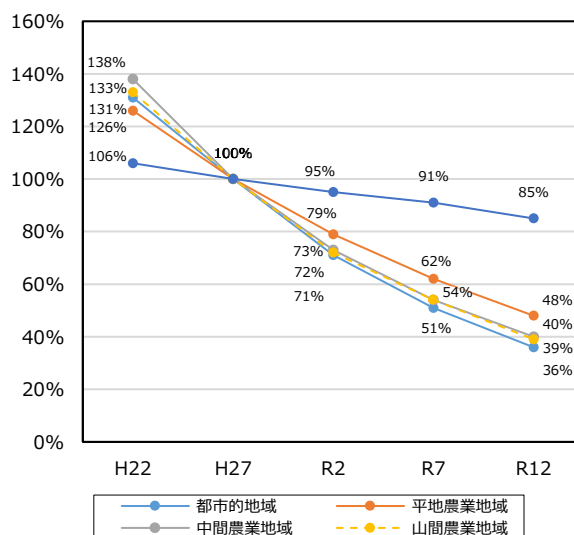
(出典) 農林水産省「農林業センサス」

【集落活動の実施率と総戸数の関係】



(出典) 農林水産政策研究所「日本農業・農業構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」

【農業就業人口の推移 (コーホート分析)】

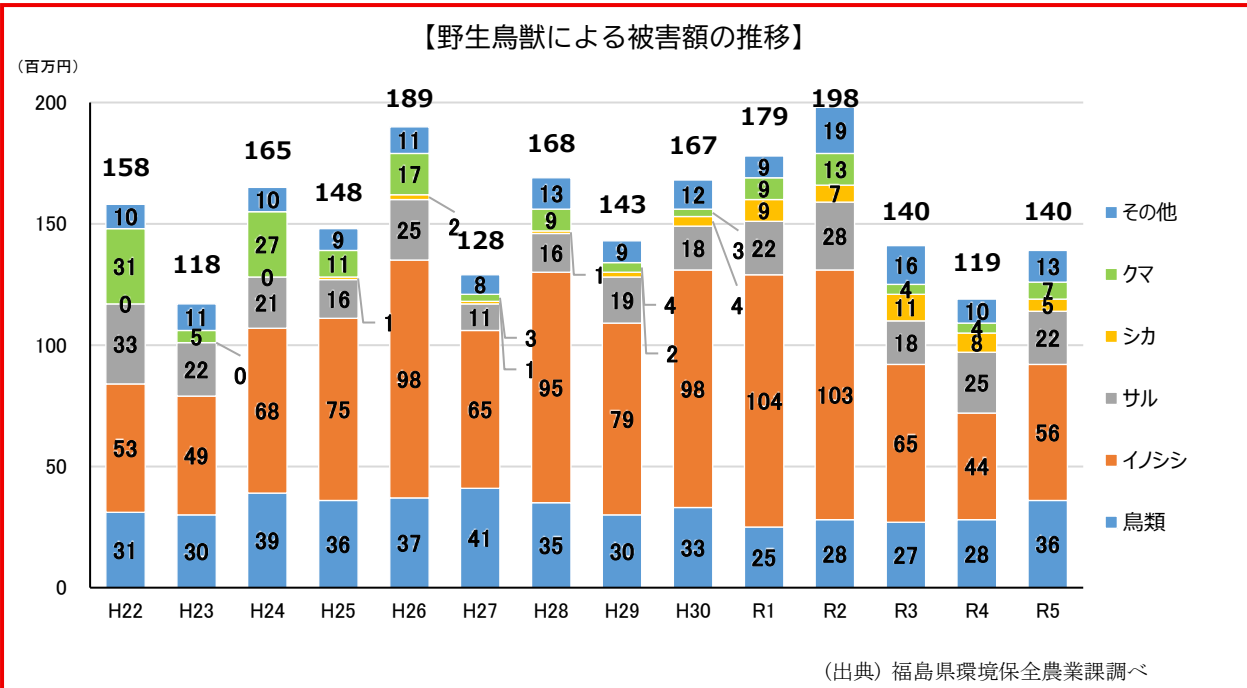


(出典) 農業・食品産業技術総合研究機構調べ

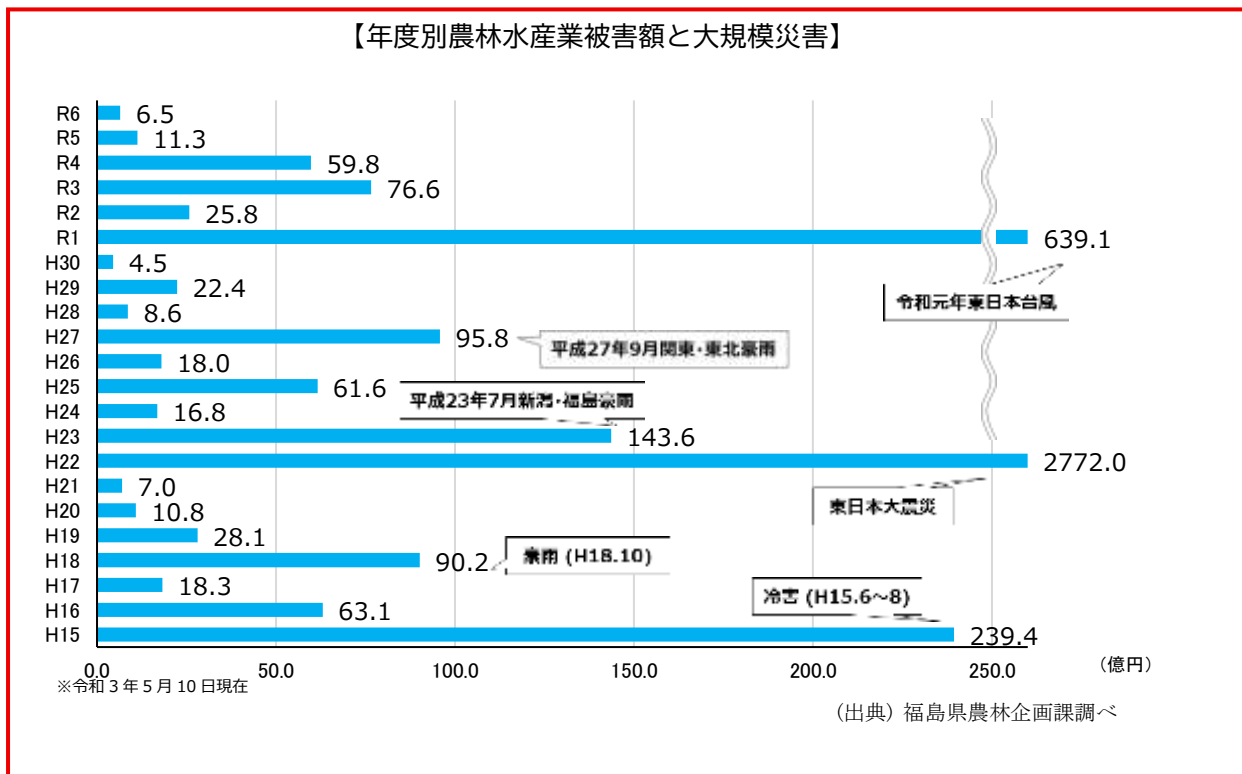
5

6

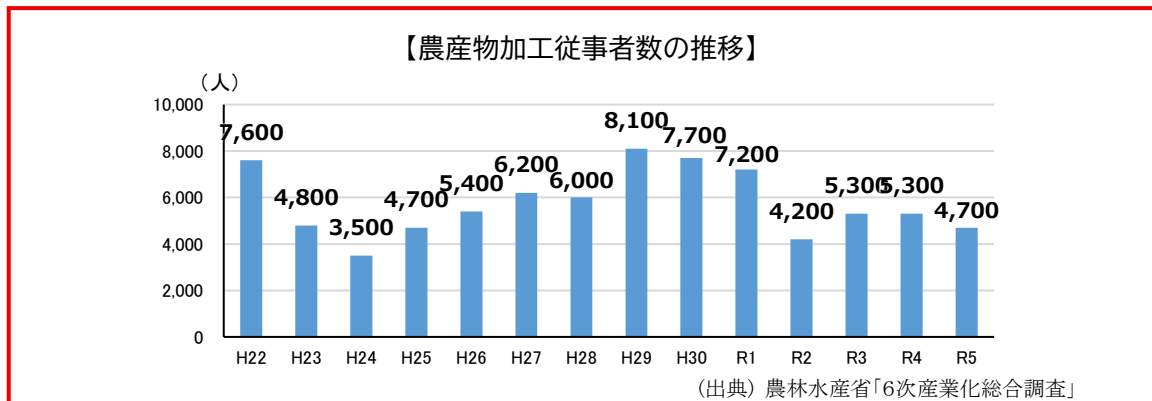
- 野生鳥獣による農作物の被害額は高止まり傾向にあり、特にイノシシによる被害は震災以降増加しています。



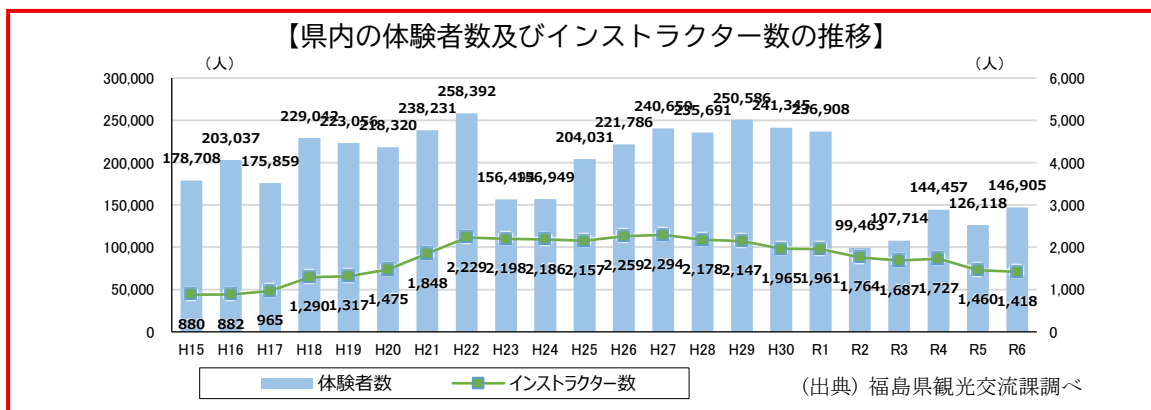
- 自然災害については、東日本大震災（平成 22 年度）や新潟・福島豪雨（平成 23 年度）、令和元年東日本台風（令和元年度）など、大規模な災害が相次いで発生しています。



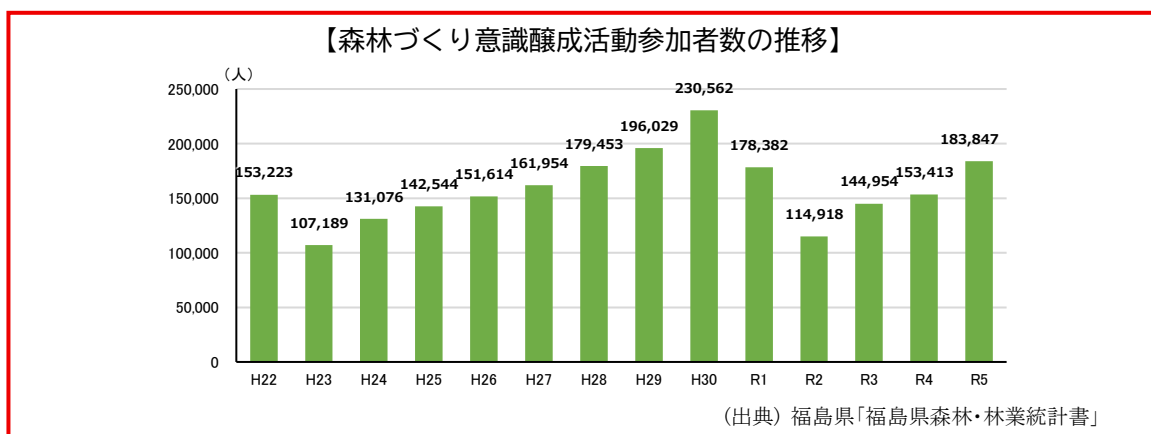
- 1 ○ 地域産業6次化¹⁵については、農産物加工に係る従事者数は震災直後に半減しましたが、平成
2 29年度には震災前の水準まで回復しています。



- 4
5 ○ 農山漁村において、その土地の自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であるグ
6 リーン・ツーリズムについては、震災後、体験者数が落ち込みましたが、その後は一定の水準
7 まで回復しています。



- 9
10 ○ 企業や団体、地域による森林づくり活動への参加者は、震災直後に減少したものの、順調に増
11 加しています(コロナ禍によりいったん減少したが、その後は再び増加)。なお、平成30年
12 には全国植樹祭¹⁶や関連行事を開催しました。



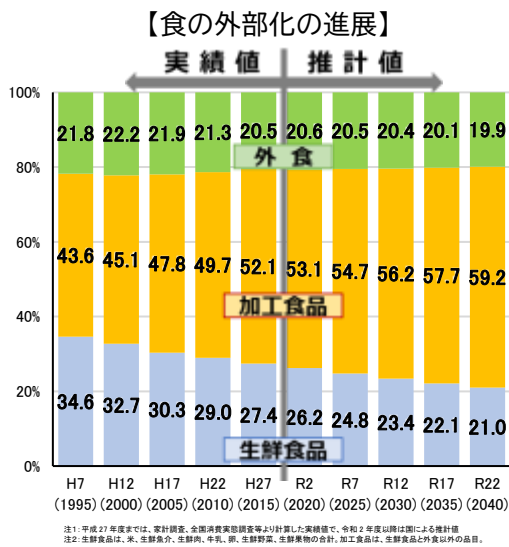
¹⁵ 地域産業6次化：農林水産業の6次産業化や農商工連携等の動きを発展させ、農林水産業と食品加工業や観光産業との連携を推進するなど、これまでの枠組みを超えた異業種や産学民官などの多様な主体が連携・融合した新たな地域産業を創出する幅広い取組。

¹⁶ 全国植樹祭：国土緑化運動の中心的行事として、昭和25年以来、毎年春に国土緑化推進機構と開催地都道府県との共催により開催。天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、全国各地から多数の参加者を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹が行われる。

第2節 農林水産業・農山漁村を取り巻く社会情勢の変化

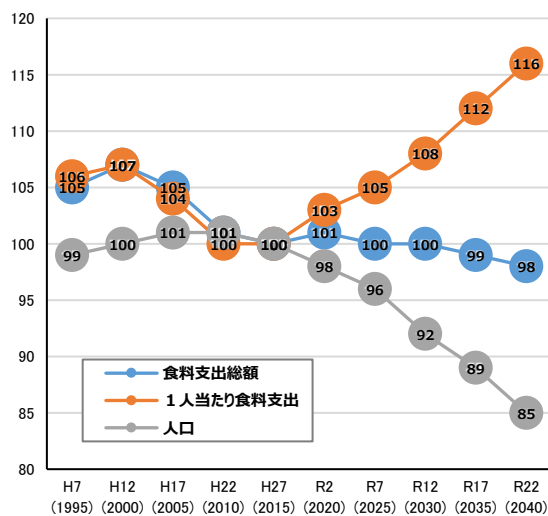
1 食料消費構造の変化

- 国内における食料消費の見通しについては、継続的な人口減少や更なる高齢化が見込まれる中、単身世帯や共働き世帯の増加によって食の外部化が一層進み、生鮮食品から利便性の高い加工食品へとシフトしていくと見込まれています。
- 中長期的には、人口は減少していくものの、人口1人当たりの食料支出が増加するため、食料支出総額は緩やかに減少していくと推計されています。



(出典) 農林水産省「食料・農業・農村をめぐる情勢及び農業者等からのヒアリング」における主な意見

【食料支出総額、1人当たり食料支出の推計】

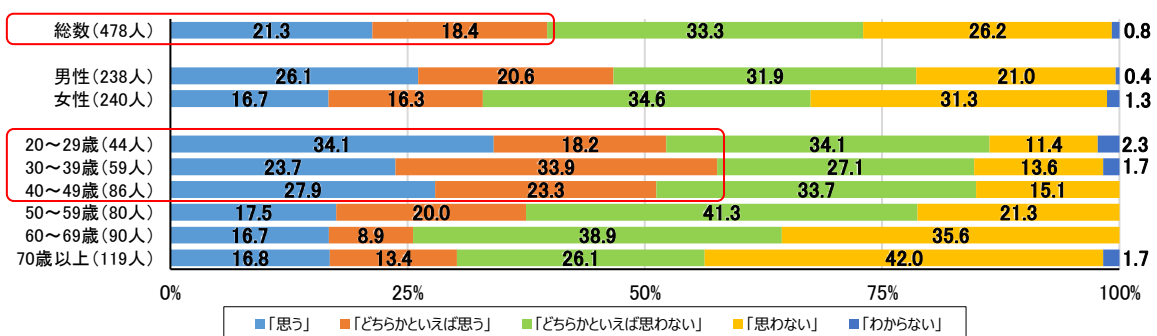


(出典) 農林水産省「我が国の食料消費の将来推計(2019年版)」

2 田園回帰（地方への移住）の動き

- 近年、都市から地方への移住（田園回帰¹⁷）に対する関心が高まっています。政府の調査では、都市在住者の4割が地方移住の意向を示しており、20～40代では半数以上が移住への関心が高い結果となっています。

【地方への移住の意向】



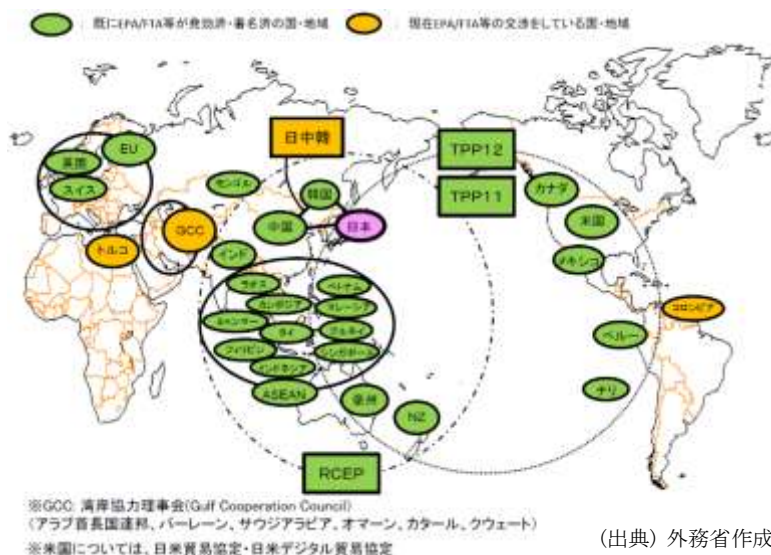
(出典) 内閣府「人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査」

¹⁷ 田園回帰：田舎暮らしへの憧れや農村の魅力の再発見により、都市と農村を人々が行き交うこと。

3 国際的な動き

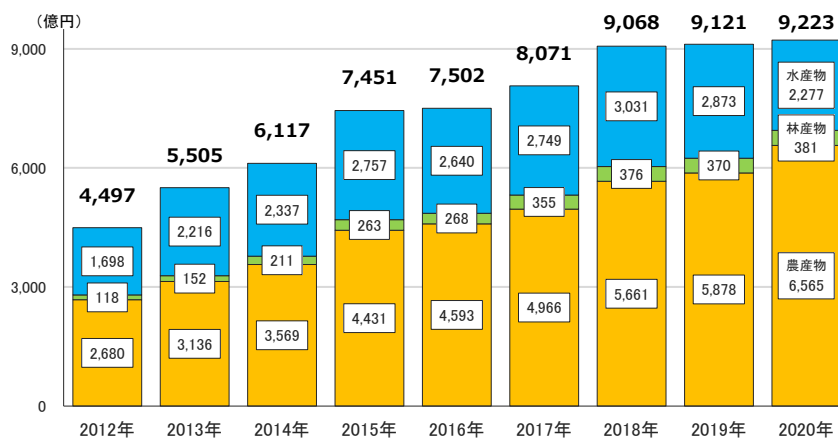
- TPP（環太平洋経済連携協定）を始め、多くの国・地域との貿易協定の締結又は交渉が進められています。

【日本のEPA／FTAの現状】



- 日本の農林水産物・食品の輸出は令和元年で9,121億円と毎年増加を続けています。国では令和7年までに2兆円、令和12年までに5兆円へと飛躍的に増大させる目標を掲げており、今後、輸出先のニーズに対応したグローバル産地づくりや規制への対応強化等の輸出促進策が求められています。

【輸出実績】

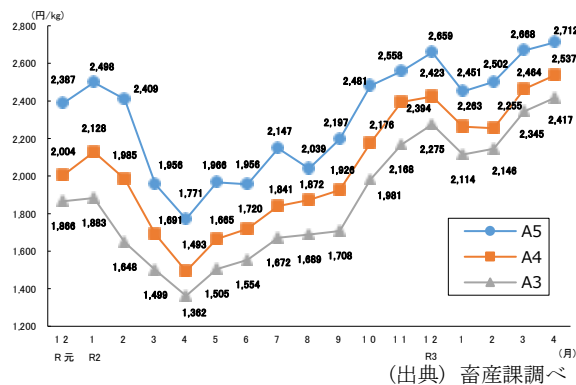


(出典) 「貿易統計」を基に農林水産省作成

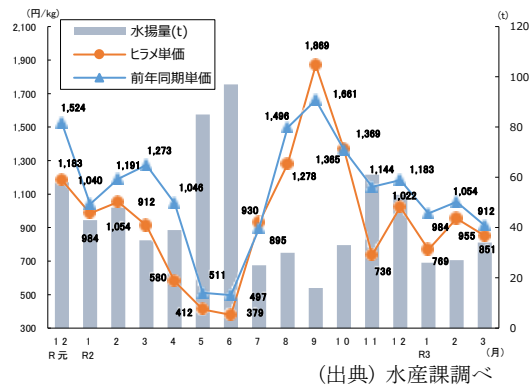
4 新型コロナウイルス感染症による影響と変化

- 令和2年4月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、全国を対象に緊急事態宣言が発令されました。地域間の往来自粛のほか、飲食店・宿泊施設等の営業自粛や営業時間短縮、学校の一斉休校等、社会経済活動の停滞による影響は大きく、本県においても、米を始め牛肉や地鶏、花き、ヒラメなどの需要減少や価格下落、農家レストランや観光農園の売上減少、学校給食の休止に伴う生乳需要の減少など、様々な影響が見られました。
- こうした中、生産者等を支援する動きとして、オンラインストアやクラウドファンディングなど、生産者と消費者を直接結ぶ取組が広がりました。
- また、テレワークやウェブ会議等、従来と異なった働き方が広がる中、企業の地方移転や機能分散を始め、都市から地方への移住等の流れも生まれつつあるなど、「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」を見据えた意識や行動の変化が起きています。

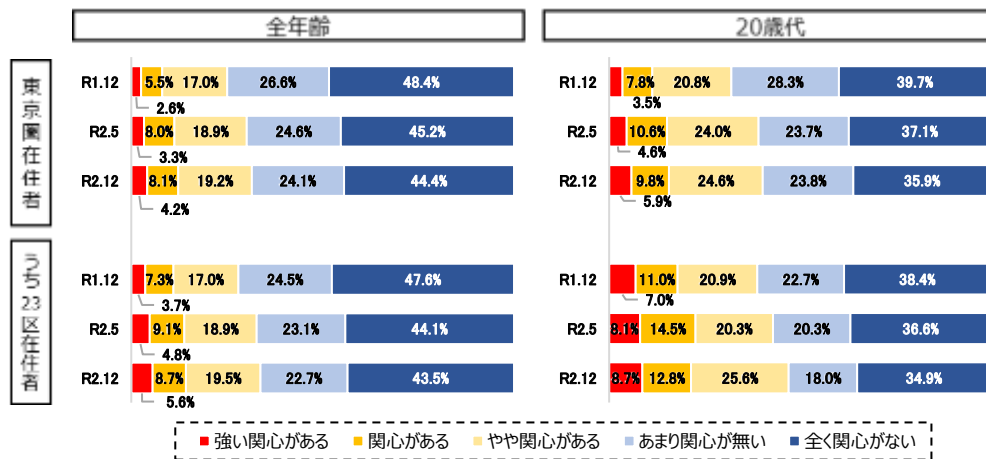
【県産和牛(去勢)の価格推移(東京中央卸売市場)】



【ヒラメの価格推移(県内産地市場)】



【地方移住への関心(東京圏在住者)】



※ 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

(出典) 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

Column みどりの食料システム戦略

カーボンニュートラル等の環境負荷低減や SDGs モデル達成などの国際ルールへ対応するため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指し、農林水産省が令和 3 年 5 月に策定した戦略です。

農林水産業の CO₂ ゼロエミッション化、化学農薬・化学肥料の削減、有機農業の取組拡大、食品ロスの削減、エリートツリー等成長に優れた林業用苗木の利用拡大、クロマグロ養殖等の人工種苗化など、多岐にわたる取組等が戦略の対象となっています。そして、それぞれの取組等に目指す姿と取組の方向を定め、開発されつつある技術等の社会実装を進めるとともに、2040 年を目途として進められる革新的技術等の開発と、2050 年を目途とした革新的技術の社会実装などの段階を経て、2050 年の目標達成を目指すこととされています。

福島県農林水産業振興計画においても、同戦略の理念と同様に、環境と共生する農林水産業の推進を始め、各種施策について取り組むこととしており、今後の国の施策等を踏まえながら、具体的な取組等に反映させていきます。



(農林水産省)

1

2

第 3 章 ふくしまの農林水産業・

3

農山漁村のめざす姿

4

5

6

第 1 節 基本目標

7

第 2 節 めざす姿

8

第 3 節 めざす姿の実現に向けた施策の展開方向

9

10

第1節 基本目標

本県の農林水産業・農山漁村は、県民ひとりひとりが県産農産物を入手でき、一食一食を大切に、健康で豊かな食生活を送ることができるよう、食料安全保障の確保に大きな役割を担うとともに、県土保全や水源の涵養、美しい景観などの多面的機能を発揮し、県民の健やかな暮らしを支えており、その恵みは農山漁村に暮らす人ばかりではなく都市住民にももたらされています。

気候変動などの地球規模の環境問題の発生や、人口減少、高齢化等社会経済情勢が著しく変化を続けている中で、東日本大震災・原子力災害からの復興を果たし、県民のいのちと地域経済を支える農林水産業・農山漁村が更に発展していくために、本計画の基本目標を次のとおり定めます。

「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村

■ もうかる（所得の確保）

- 子どもたちが大人になったとき、農林水産業を職業として選んでもらえる魅力ある産業となること、また、農林漁業者が意欲とやりがいを持ちながら必要な収入（所得）を得て経営を継続していくことができるという視点を表現しています。

■ 誇れる

- 安心して暮らすことができ、都市住民にも潤いや活力をもたらす農山漁村を将来に引き継いでいくこと、また、必ずしも「もうかる」ことだけが目標ではなく、食料安全保障の確保や農山漁村の保全など、農林水産業を営むことそのものに「誇り」を感じる方々が活躍できる、多様性のある農林水産業・農山漁村であることも大切という視点を表現しています。

■ 共に創る（連携・共創）

- 農林水産業に関わる人だけでなく、様々な方々が地域や業種を超えてそれぞれ主体的に参画するとともに、相互に連携しながら本県の農林水産業・農山漁村のめざす姿をみんなで創り上げていくという視点を表現しています。

第2節 めざす姿

本県の農林水産業・農山漁村のめざす姿を次のとおり示します。

1 東日本大震災・原子力災害からの復興

- 避難指示が解除された地域では、個人や組織による経営の再開が進み、東日本大震災・原子力災害からの復興を果たすとともに、先端技術等を活用した新たな経営・生産方式が全国に先駆けて展開されています。
- 特定復興再生拠点区域においても農地や関連施設等の復旧が図られ、着実かつ段階的に農業の営みが再開されています。
- 風評が払拭され、県産農林水産物は、その品質・価値に見合う適正な評価で取引されています。

2 持続的な発展を支える強固な基盤の確保

- 経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、他産業並の所得を安定的に確保する意欲ある経営体と多様な主体が活躍し、産地を支えています。
- 農林水産業を職業として選択する若者が増加しています。
- 農林水産業が持続的に発展するための基盤が強固となり、経営や生産基盤が次の世代へ円滑に継承されています。

3 安全で魅力的な農林水産物の供給

- 放射性物質対策を始めとする食品安全等に配慮した生産、検査や適切な情報提供により、農林水産物の安全と消費者等からの信頼が確保されています。
- ロボット¹⁸、AI¹⁹、ICTなど先端技術を活用した経営・生産が展開されているとともに、環境に配慮しつつ気候変動にも適応しながら安定的に農林水産物が生産されています。
- 市場ニーズに即した魅力ある農林水産物づくりが行われるとともに、「ふくしま」ならではのブランドが確立するなど、生産から流通・販売に至る一体的で戦略的な取組が展開されています。

4 活力と魅力ある農山漁村の実現

- 農林水産業に関わる人のみならず、県内外の多くの方々の農林水産業・農山漁村の役割に対する理解が醸成され、それぞれの主体的な行動により支え合っています。
- 多くの方々の参画により農林水産業・農山漁村が有する多面的機能が維持・発揮され、災害に強く魅力的な農山漁村となっています。
- 農林水産物や自然、歴史、観光資源など様々な地域資源を活用した商品・サービスの創出など、地域産業6次化を始めとした取組により、農山漁村が活力に満ちています。

¹⁸ ロボット：ほ場内での耕うん・施肥等の作業や水田の水管理システムなど、作業を自動化し人手を省く機械・機器。

¹⁹ AI：人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたシステム。

第3節 めざす姿の実現に向けた施策の展開方向

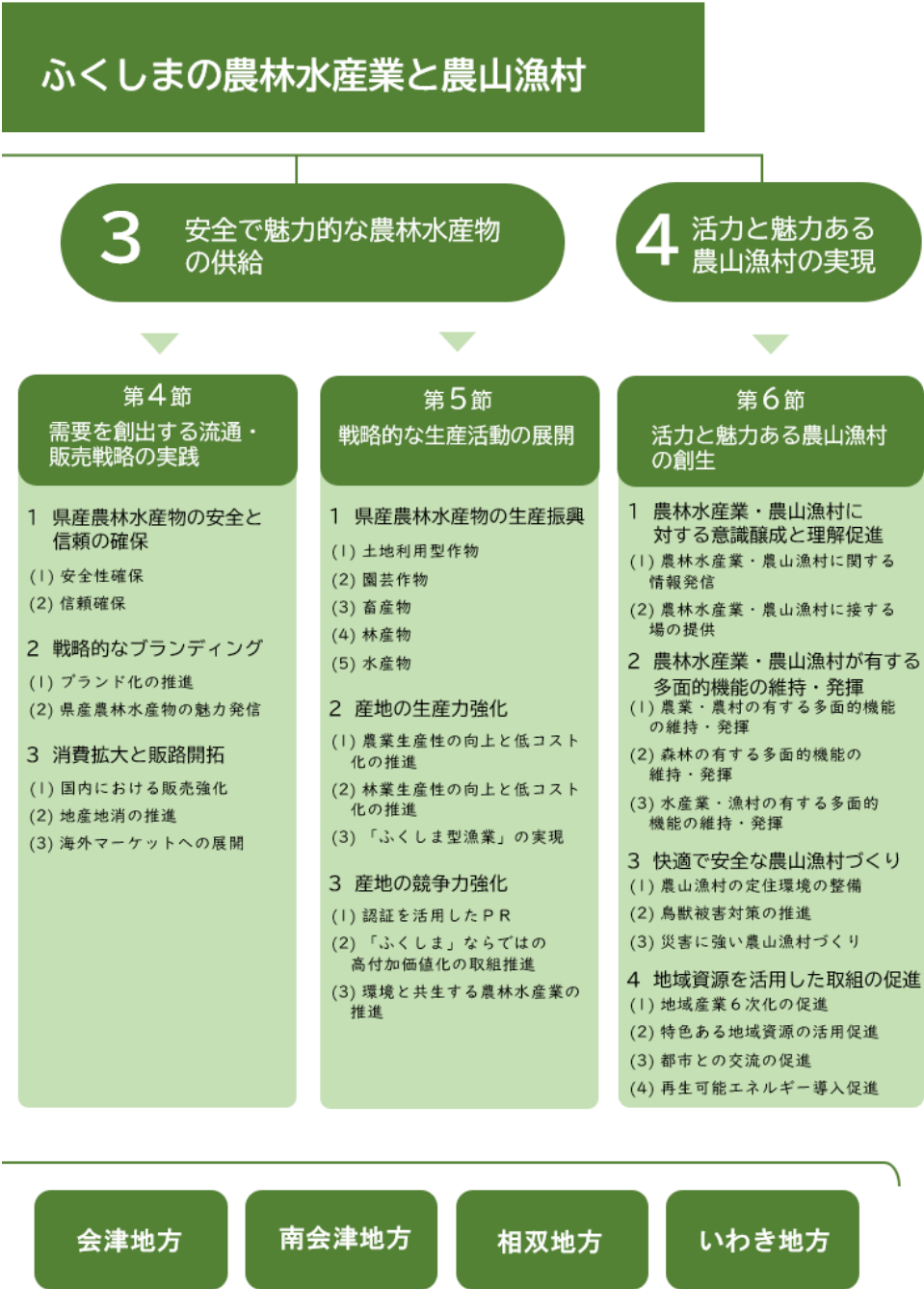
めざす姿を実現するため、「やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれる ふくしまを共に創り、つなぐ」を基本目標とする福島県総合計画の主要施策を踏まえつつ、農林漁業者を始め多くの県民から寄せられた御意見をもとに、今後の農林水産業・農山漁村の振興方向を次のとおり示します。

また、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指すSDGs（持続可能な開発目標）の理念・目標が幅広く浸透し、世界各国で取組が始まっています。



自然資本や環境に立脚した農林水産業は、SDGsの実現において果たす役割が非常に大きく、他産業に率先してSDGsの実現に貢献することが求められています。このため、本県の農林水産業・農山漁村のめざす姿の実現に向けて、SDGsの理念・目標を踏まえつつ、施策の展開を図っていくこととします。

なお、各施策がSDGsの目標の達成に貢献しているかが分かるように、各節の冒頭に目標のロゴを示します。



Column SDGs（エスディーゼーズ）

SDGs(エスディーゼーズ):Sustainable Development Goals の略称。

世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるため、平成 27（2015）年の国連サミットで決定した国際社会の共通目標。

「貧困」「保健」「エネルギー」「気候変動」など 17 の目標と 169 のターゲットが示されており、国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成 28（2016）年）において、地方自治体の各種計画に SDGs の要素を最大限反映することとされています。

【SDGs（持続可能な開発目標）17の目標】





福島型食料安全保障

本県は、全国有数の食料生産基盤を所有し、全国トップクラスの品質・おいしさや多様な農林水産物を誇っています。

食料供給拠点として、本県農林水産業が有する高いポテンシャル（強み）をいかしながら、福島型食料安全保障の定義を以下のとおり定め、その確立に向け、取り組んでいきます。

【今後の展開方向】

- 1：県産農林水産物の持続的な生産・供給
- 2：県産農林水産物の食味・品質の向上
- 3：本県農林水産業・農山漁村への理解促進

福島ならではの食料安全保障の目指す姿

“食断”を生み出さないためにFAOや食料・農業・農村基本法で定める食料安全保障の定義に3つのキーワード「品質の高さ」「おいしさ」「健康」を加えて、生産者と消費者との相互理解を図りながら「福島型食料安全保障」の確立を目指す。

“食断”…比叡山のお寺に仏さまを祀った時に灯したと言われる灯火があり、この火は僧侶らが油を絶やさず燃やし続けることで、1200年以上にわたり消えることなく灯し続けられています。油が燃え尽きず《断たれ》、火が消えてしまうような事態が生じないように、日々注意を怠らないことから、「油断」（油断しない）という言葉が生まれたという話があります。この、昔の灯火の燃料である油が断たれることのないようにという意味で生まれた「油断」と同じ様に、食が断たれる状況を生じさせてはいけない意味を込めた造語

福島型食料安全保障の定義

【国連食糧農業機関（FAO）】

食料安全保障は、全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全、かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能であるときに達成される状態

【改正食料・農業・農村基本法（第2条）】

食料安全保障は、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態

ふくしまプライド。



食料の安定供給にとどまらず、
「品質の高さ」「おいしさ」「健康」を加えて、

「ふくしまプライド。」が詰まった「高品質でおいしさあふれる」県産農林水産物が供給され、一食一食を大切に健康で豊かな食生活が満たされている状態

第4章 施策の展開方向

第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化

1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援

2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化

3 風評の払拭

第2節 多様な担い手の確保・育成

1 農業担い手の確保・育成

2 林業担い手の確保・育成

3 漁業担い手の確保・育成

4 経営の安定・強化

第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進

1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備

2 林業生産基盤の整備

3 漁業生産基盤の整備

4 戦略的な品種・技術の開発

第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践

1 県産農林水産物の安全と信頼の確保

2 戦略的なブランディング

3 消費拡大と販路開拓

第5節 戦略的な生産活動の展開

1 県産農林水産物の生産振興

2 産地の生産力強化

3 産地の競争力強化

第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生

1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進

2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮

3 快適で安全な農山漁村づくり

4 地域資源を活用した取組の促進



第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化

1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援

■ 背景／課題

- 東日本大震災・原子力災害の被災地域等における農林水産業は、営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合※が約 37%（令和 2 年 3 月現在）にとどまっており、森林整備面積は震災前の水準に回復していません（平成 22 年度比約 50%）。また、沿岸漁業は令和 3 年 3 月末で試験操業を終了し、本格的な操業に向けた取組に着手した段階ですが、令和 2 年の生産額は震災前の 22%にとどまっています。このため、農林水産業の復興・再生に向けた取組を継続していく必要があります。

※営農休止面積から、転用等の面積を除いた面積に対する営農再開した面積の割合

■ 施策の方向性

避難地域 12 市町村農業の復興・創生に向けたビジョンの実現に向けて、農地・農業用施設などの生産基盤を復旧していくとともに、ため池等の放射性物質対策、除染後農地等の保全管理から農業用機械・施設等の導入、新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく進めます。また、林業については、放射性物質の影響を受けた森林・林業の再生ときのご類の生産再開・継続に取り組みます。水産業については、生産基盤の復旧と漁業生産の着実な回復を推進します。

■ 具体的な取組

(1) 生産基盤の復旧

- 農地・農業用施設等の復旧を進めます。なお、復旧に当たっては農業者や関係する市町村と緊密な連携の下、ほ場の大区画化、担い手への**農地の集積・集約化**等を進めます。また、農業生産や地域の復興に不可欠な農道や集落道、農業集落排水施設等についても、総合的に整備を推進します。
- 特定復興再生拠点区域については、各町村の意向を十分に踏まえ、除染、除染後農地の地力回復、農作物の作付実証、ほ場整備等の生産基盤の整備、担い手の確保と農地の集積等により、営農再開を推進します。
- 営農再開に必要な農業用ダム・ため池などの放射性物質対策及び対策後のフォローアップを支援します。
- 農林漁業系汚染廃棄物等の適正な処理を支援します。また、仮置場については、搬出完了後、農用地としての利用に支障がないように原状回復することを国に求めていくとともに、農地の地力回復や水田の均平化など、作付再開のための取組を支援します。
- 森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を一体的に進める取組を支援します。
- 「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」（平成 28 年 3 月復興庁、農林水産省、環境省）及び「『**第 2 期復興・創生期間**』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）に基づき、国と連携を図り、市町村の意向を踏まえた里山再生の取組を推進します。
- 放射性物質の影響を受けた広葉樹林について、放射性物質濃度の調査や、伐採、^{ぼうが}萌芽更新²⁰

²⁰ 萌芽更新：樹木を伐採し、その根株から発生した芽（萌芽枝）で森林の再生を図る手法。

等により次世代のきのこ原木林の整備を国と連携して強力に推進します。

○ 出荷制限となっている野生の山菜・きのこについて、モニタリング検査により安全性が確認できた品目の出荷制限を解除する取組を進めるとともに、非破壊検査機器²¹を活用して多品目を効率的に出荷できる手法の確立と、検査機器の導入拡大、検査体制の整備などの取組について、国と連携して推進します。

○ 放射性物質の影響を受けたバーク（樹皮）の処理を支援するとともに、木材製品等に係る安全を証明する体制構築の促進、間伐材²²等の未利用材やバーク等を木質バイオマス²³として活用するなど、木材産業の活性化と森林資源の有効利用に向けた取組を推進します。

○ 帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、国や市町村と連携し、作業者の安全確保と整備が必要な森林等の把握などの取組を推進します。

○ 被災した林道については、市町村等による災害復旧が迅速に進むよう支援します。

○ 被災した海岸保全施設²⁴や海岸防災林²⁵、治山施設²⁶、林地崩壊箇所等について、帰還する住民の安全確保のため、国と連携を図りながら早急に復旧するとともに、堤防のかさ上げや海岸防災林の林帯幅の拡大による復旧整備を進め、適切な保育管理等を行い防災機能の回復を図ります。

○ 沿岸漁業について、漁場内に残存したがれき等の撤去を進め、環境の回復を図ります。

○ 震災や漁場環境の変化により生産力が低下した漁場について、食害生物の駆除、浚渫²⁷や客土、海水交流²⁸のための水路等の整備により機能回復を図ります。また、生産性の高い新規漁場の造成などウニによる磯焼け²⁹等に起因する漁場面積の減少に対応した取組を支援します。

○ 旧警戒区域を中心に復旧が進んでいない漁船や水産業共同利用施設（荷さばき施設、漁具倉庫、種苗生産施設等）、漁具等の整備を支援し、沿岸漁業の操業拡大を推進します。また、水産業の復興に必要となる新たな水産関連施設（水産加工施設、流通施設等）の整備を支援するとともに、市場流通機能の向上を図る水産物産地市場の機能分担等、効率的な流通構造の改革に必要な取組を支援します。

○ 内水面漁業について、モニタリング検査による安全性の確認や正確な情報の発信、試験研究・調査、新たな漁場利用等全面再開に向けた取組を推進します。

(2) 農林漁業者等への支援

○ 農地等の保全管理を始め、地力回復対策や農作物や牧草の作付実証・家畜の飼養実証、管理耕作、新たな農業への転換、放射性物質の吸収抑制対策、交差汚染防止対策、震災後に畜舎外へ逸走しその後も隔離飼養されている家畜（放れ畜）の適正管理、地域営農再開ビジョン作成、営農体制の構築等の取組を支援します。また、避難地域12市町村においては、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チーム）の営農再開グループと連携し、個々の農業者等に対するきめ細かな支援を実施します。

²¹ 非破壊検査機器：検体の放射性物質濃度を、細断せずに測定することができる分析機器。

²² 間伐材：森林の混み具合に応じて樹木を伐採し、残した木の成長を促す「間伐」で伐採された木材。

²³ 木質バイオマス：木に由来する有機性資源の総称。木材のほかに樹木の枝葉、製材工場などの残材や建築廃材などを含む。

²⁴ 海岸保全施設：津波、高潮、波浪等の海水による災害又は波浪による海岸の浸食を防ぐための施設。

²⁵ 海岸防災林：潮害や飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有し、その多くが保安林に指定されるなど、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしている森林。

²⁶ 治山施設：森林整備と併せて森林の持つ山地災害防止等の公益的機能を発揮させるために治山事業により整備した施設。主なものとしては、治山ダム、護岸、土留め、水路等がある。

²⁷ 浚渫：海底や河川の底に堆積した土砂を取り除く工事。

²⁸ 海水交流：閉鎖性湾や漁港などの静穏水域と外海等の海水が入れ替わること。

²⁹ 磯焼け：ウニや小型巻貝類などの食害等が原因で、磯場に生育している海藻が極端に減少し、併せて、海藻を餌とする生物が減少する現象。

- 営農再開や規模拡大に必要な農業機械・施設等の導入や、**広域的な産地形成を目指す**地域の核となる大規模な農業用施設等の整備を支援するとともに、必要となる資金の円滑な融通に取り組めます。
- 拡大するイノシシ等の野生鳥獣による被害に対し、捕獲による個体数の調整や追払い、侵入防止柵等鳥獣被害防止施設の整備等による被害防除、放任果樹の伐採や緩衝帯の設置等による生息環境管理など、総合的な取組を進めます。
- 土地改良区については、**地域計画を踏まえた農業水利施設の保全管理に関する計画（連携管理保全計画³⁰）の策定を支援するとともに**准組合員制度の導入や、貸借対照表を活用した施設更新に必要な資金の計画的な積立等の促進を図ることにより、施設管理体制と運営基盤を強化します。
- 避難地域等から他の地域へ移転して農業を再開する被災農業者に対し、農業機械・施設等の導入を支援するとともに、必要となる資金の円滑な融通に取り組めます。
- 除染後の牧草地の放射性物質の吸収抑制対策の**実施による**牧草地の再利用を**進め**、畜産施設の整備、家畜導入への支援や協業化、法人化を促進し、畜産業の再開や規模拡大を推進します。
- きのこと類栽培の負担軽減のための生産資材導入支援や、放射性物質の影響を低減させる栽培技術の普及等を行います。
- 沿岸漁業の操業拡大及び漁業者、水産流通・加工業者の経営再建に必要な設備、機器類の整備を支援するとともに、漁船建造や代替船の購入、エンジン交換等に必要な資金の円滑な融通に取り組めます。
- 水産物や周辺海域のモニタリング検査の結果を踏まえながら、沿岸・沖合漁業における生産量の増加、販路の回復・開拓など操業拡大に向けた取組を支援します。
- 水産流通・加工業者等の取扱量の増加、販路の回復・開拓などの取組を支援します。
- 本県農林水産業の復興を支える技術開発及び農業者等と共に現場で実証する以下の研究等を推進します。
- 福島県農業総合センター等の研究機関において、放射性物質低減等の対応技術の開発に取り組めます。
 - 福島県農業総合センター浜地域農業再生研究センターにおいて、安全な農産物が生産できることの確認や、除染等により地力低下等が懸念される中で収量・品質を確保するための肥培管理等の手法を検証する作付実証を進めます。
 - 福島県林業研究センターにおいて、放射性物質の林産物・特用林産物³¹への影響の実態把握と、吸収抑制技術の開発に取り組めます。
 - 福島県水産海洋研究センター、福島県水産資源研究所及び福島県内水面水産試験場において、水産物や漁場環境の放射性物質関連研究、栽培漁業の再開、資源管理及び調査研究等に取り組めます。

³⁰ 連携管理保全計画（通称 水土里ビジョン）：土地改良区や市町村等の関係者が共同して、将来の保全体制を構築するもの。必要に応じ、土地改良区の再編整備（合併等）も記載。（令和7年4月施行「改正土地改良法」で位置付けられた。）

³¹ 特用林産物：森林の産物のうち、きのこ、山菜、桐などで、建築や製紙パルプなどに使われる一般用材を除いたもの。

1



営農再開に向けた施設整備
(カントリーエレベーター)



農業用ダム・ため池等の放射性物質対策



森林整備(間伐)と放射性物質対策(丸太筋工)



被災した漁船の復旧

2

3 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値 (R12)
営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合※	R1 37 %	75 % 以上
放射性物質対策が完了したため池の割合	R2 71.5 %	93 % 以上
森林整備面積	R2 6,004 ha	8,000 ha 以上
沿岸漁業生産額	R2 21 億円	100 億円 以上

※営農休止面積から、転用等の面積を除いた面積に対する営農再開した面積の割合

4

5

2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化

■ 背景／課題

- 農業については、避難指示解除の時期等により営農再開の進展度合いに差が生じていることに加えて、担い手や労働力の不足が深刻となっています。
- 林業については、**帰還困難区域への立入制限**や、避難指示の長期化による森林所有者の森林施業意欲の減退により、森林整備が進んでいません。
- 沿岸漁業については、長期にわたる操業自粛により、一部の魚種において資源量の増加や大型化など、資源状態の変化が確認されています。

■ 施策の方向性

避難地域等の更なる復興に向けて、新たな経営・生産方式の導入による生産性の高い経営の展開や、農産物の広域的な産地形成を進めていくとともに、将来を担う新たな担い手の確保を推進します。

■ 具体的な取組

(1) 新たな経営・生産方式の導入

- ロボット技術等の開発・実証などの取組を通し、福島イノベーション・コースト構想**及び避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョン**の対象地域である避難地域等を含む浜通り地域等15市町村を始めとして、県全域において全国に先駆け、先端技術を効果的に活用した先進的な農林水産業の展開を図ります。また、先端技術の実装や新たな流通・販売体制の導入など総合的な取組を推進し、地域の営農再開拠点を構築します。さらに、先端技術等の効果的な運用に必要となるほ場の大区画化、**農地の集積・集約化**を推進します。
- **避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョンに基づき**、国・市町村・関係団体と連携し、国内で供給拡大が求められている品目に着目し、生産から流通、加工などが一体となった高付加価値生産を展開する広域的な産地形成に向け、**土地利用型作物や収益性の高い園芸作物、畜産にかかる施設整備等の取組を支援します。**
- **市町村・関係団体等とともに検討体制を整備し、避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョンの実現に向けた取組を推進します。**
- 放射性物質の影響を検証しながら、森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等の取組を支援します。また、川上から川下までが一体となって、安全・安心を確保しながら木材を利用する取組を推進します。
- **森林経営管理制度による市町村の取組**を支援し、意欲と能力のある林業経営者による森林の経営と、市町村による森林整備を推進します。また、林業専用道など林内路網の整備と高性能林業機械の導入による木材生産の低コスト化、効率化を推進します。
- **帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、国や市町村と連携し、作業者の安全確保と整備が必要な森林等の把握などの取組を推進します。（再掲）**
- 水産資源を管理しながら生産額を拡大する「ふくしま型漁業³²」の実現に向け、長期の沿岸漁業の操業自粛により変化した資源状況に応じた管理方策の普及等を通じ、有効かつ持続的な資源利用の促進など、総合的な取組を推進します。
- 広域に分布する水産資源については、漁業者間の協議を踏まえ、他県との連携体制を強化し、適切な資源利用を推進します。
- モニタリング検査の実施や、関係団体等による自主検査への支援、正確な情報発信など県産

³² ふくしま型漁業：県産水産物の安全性の確保を根幹に、生産から流通、消費に至る総合的な対策を通して、水産資源を管理しながら震災前より少ない労力で震災前以上の高い収益の確保を実現する本県漁業の目指す姿。

水産物の安全と消費者の安心を確保する取組を推進します。

- 量販店での常設販売棚の設置や外食店でのフェアの開催、メディアを活用したPR等により、県産水産物の安全性やおいしさを直接消費者に伝える取組を推進します。
- 水産エコラベル³³等の第三者認証の取得や、鮮度を保持する流通に必要な機器整備など、付加価値を向上させる取組を支援します。
- 海洋環境や市況情報を包括した操業支援システムの構築及びICTの活用による漁業操業の効率化を推進します。また、水産資源解析に必要な情報収集・資源量推定及び現場への迅速な普及を図り、資源管理の更なる高度化を推進します。

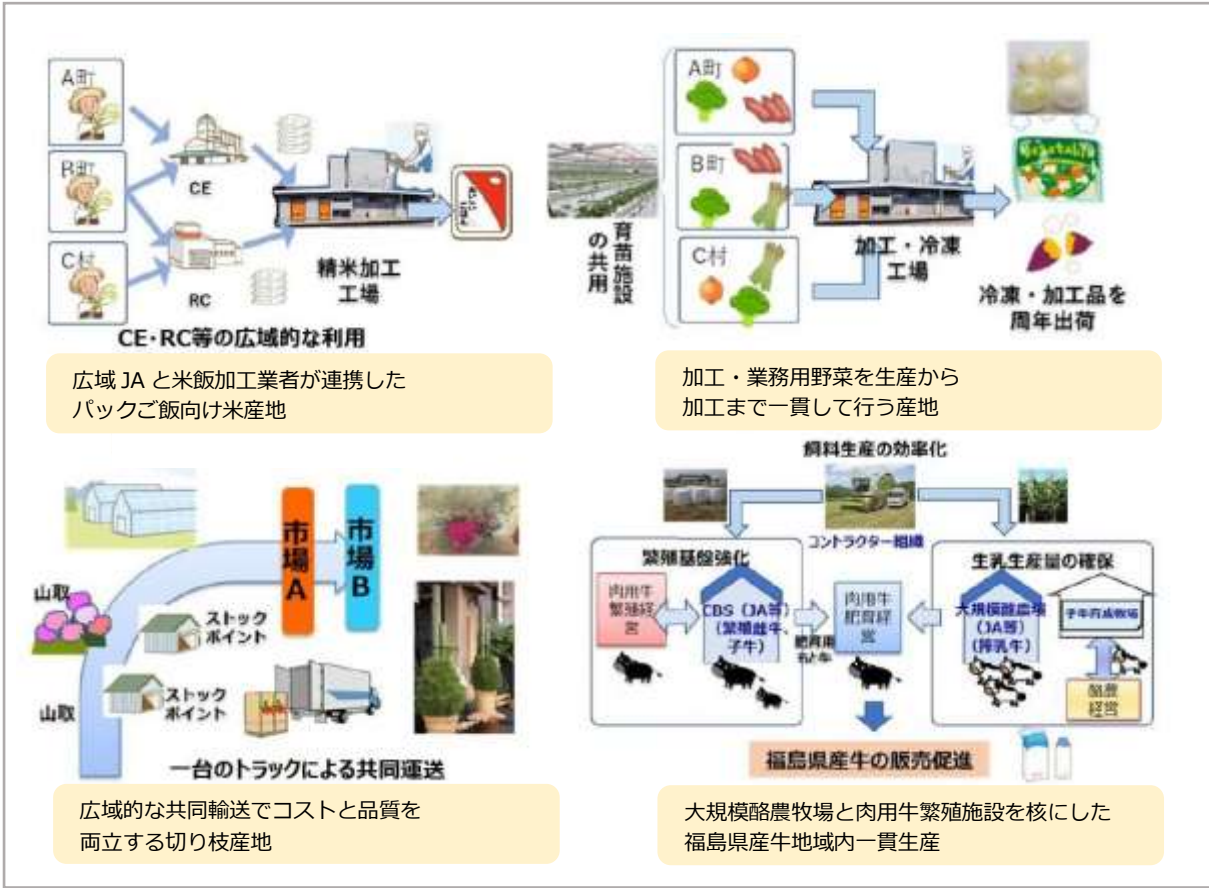
(2) 新たな担い手の確保

- 担い手の育成や、担い手への農地集積・集約化を促進し、避難地域等における持続的な農業生産体制づくりを進めます。
- 就農相談や農地等の情報提供、就農計画の作成協力等を行う地域の受入・サポート組織への支援や、お試し就農等による農業法人等への雇用機会の創出などにより、県内外からの新規参入や雇用就農を促進し、新たな農業担い手を確保します。
- 避難地域等への企業の農業参入について、市町村と連携した誘致活動を推進するとともに、参入意向を有する企業に対し、制度資金等の情報提供や、技術面での支援に取り組みます。
- 人材育成を行うための林業研修「林業アカデミーふくしま」において、林業に就業を希望する者を対象に、多様な技能・技術等を習得するための就業前長期研修講座を実施します。また、研修の運営を支援するための運営会議やサポートチームを設置します。
- 経営力の優れた漁業経営体の育成や、若手漁業者の漁業制度等に関する基本的な知識や漁業生産に関する技術・技能習得のための研修会の実施を支援します。

(3) 農業水利施設の新たな維持管理体制の構築

- 農業用ダム・ため池や農業用水路などの農業水利施設の機能の回復や長寿命化・管理の省力化を図ります。
- 組合員の分散、賦課金の徴収不能等により通常の運営が困難となっている土地改良区の組織や施設管理体制等の維持・強化に係る対策を国と連携して進めます。

³³ 水産エコラベル：水産資源の持続性等に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるようにラベルを貼付する認証スキーム。



福島県高付加価値産地展開支援事業イメージ(出典:R3 農林水産省 PR 版より抜粋加工)



スマート農業の活用に適した基盤整備



避難地域等における国産製材工場
(浪江集成材工場)

3 ■ 施策の達成度を測る指標

	指標名	現況値	目標値 (R12)
	避難地域 12 市町村における農畜産物及び加工品の年間産出額	— 億円	80 億円 以上
	福島イノベーション・コースト構想対象地域における農業産出額	R1 290 億円	400 億円 以上
[再]	森林整備面積	R2 6,004 ha	8,000 ha 以上
[再]	沿岸漁業生産額	R2 21 億円	100 億円 以上

3 風評の払拭

■ 背景／課題

- 県産農林水産物の販売について、原子力災害に伴う風評を要因とした全国平均との価格差は徐々に縮小していますが、**一部の品目を除き**依然として全国平均を下回る品目が多く残っています。桃や牛肉など品質の高い本県産農産物を他県産より安価で調達、購入できる実態が流通・消費の場へ浸透し、低下した価格水準が固定化している状況となっています。
- 都市圏消費者の8%程度が、依然として放射性物質を理由に本県産食品の購入をためらう（令和3年2月26日消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査」）など、根強い風評が残っています。
- 本県が風評払拭のための取組に傾注してきた間、他都道府県では商品開発・ブランド化の取組を強化し続けており、厳しい競争環境に対応していく必要があります。
- 一方で、本県産農産物以外では代替えが効かない品目では価格が回復しており、流通・販売側からは定時・定量・定質の安定した供給体制が求められています。
- 依然として14の国・地域が、本県産食品に対する輸入規制を継続（令和3年10月現在。**令和7年6月時点では6の国・地域が輸入規制を継続**）しているため、国と連携し、輸入規制の撤廃に向けた取組を継続していく必要があります。

■ 施策の方向性

農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に推進します。

■ 具体的な取組

(1) 総合的な風評対策の取組

- 生産段階における放射性物質対策を徹底するとともに、営農再開や沿岸漁業の操業拡大の進捗等を踏まえ、農林水産物のモニタリング検査の的確な実施と、計画的な出荷制限の解除等を進めます。また、安全と品質の太鼓判となるGAPの認証取得を促進します。
- 国が実施する「福島県産農産物等流通実態調査」の結果や情勢の変化を踏まえ、「ふくしま」ならではのブランドの確立と原子力災害により立ち後れた産地評価を回復するための対策を推進します。また、新たな商品開発と商品のブラッシュアップ等により県産品のブランド化を図ります。
- 市場等のニーズに応え、出荷期間の拡大と安定的に供給できる生産体制等を構築する等、産地の生産力を強化します。
- GAPや有機JAS³⁴、水産エコラベルの認証取得の推進や、オリジナル品種の開発と流通促進による競争力強化に取り組みます。
- モニタリング検査結果の正確かつ分かりやすい情報発信に取り組みます。また、県産品の消費拡大につながる取組を支援するとともに、多様なアプローチによる流通・販売促進や海外への販路拡大により、新たな販路・販売棚の確保に取り組みます。
- 海外の輸入規制の撤廃について、政府間の交渉を強力に進めるよう国に求めるとともに、国と連携し、県産農林水産物の安全性や品質の高さ、魅力等に関する情報発信に継続して取り組みます。



知事による EU 訪問活動



モニタリング検査を行っている機器
(ゲルマニウム半導体検出器)

³⁴ 有機JAS：コーデックス（食品の国際規格を定める機関）のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定。有機農産物にあっては、堆肥等で土づくりを行い、化学合成された肥料・農薬の不使用、遺伝子組換え技術の使用禁止を基本とした栽培方法。

1 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値		目標値（R12）
県産農産物価格の回復状況（米）	R1	98.43	100 以上
県産農産物価格の回復状況（もも）	R2	93.97	100 以上
県産農産物価格の回復状況（牛肉）	R2	90.58	100 以上

2 ※「県産農産物価格の回復状況」の数値の計算式

$$\frac{\text{県産農産物の平均価格} / \text{全国平均価格}}{\text{震災前の県産農産物の平均価格} / \text{震災前の全国平均価格}} \times 100$$

3 ※震災前（H22）の県産農産物価格と全国平均の比較

4 [震災前の県産農産物の平均価格／震災前の全国平均価格×100]

5 米：98.40%、もも：90.92%、牛肉：95.74%

Column

「ふくしま」ならではの

本県には、東日本大震災・原子力災害からの復興や風評払拭など、数々のチャレンジを進める中で得られた経験・知見が蓄積されています。

こうした経験・知見をいかしながら、本県の美しい自然や伝統文化、果物や日本酒など全国屈指の豊かな食、人と人のつながりを大切にするあたたかい人柄などの様々な宝を、福島の特徴としてさらに伸ばし、未来につなげていくことを目指すものであり、農林水産分野においては、主に次のような取組を進めています。

高付加価値化・競争力強化

- 機能性・美味しさ等の追求や県オリジナル品種によるブランド力の向上
- 安定的な供給体制の確立による、市場ニーズへの対応と選択される産地の育成
- 有機農業や GAP 等による環境に配慮した農業の持続的な発展 等



収穫量全国2位のもも



全国新酒鑑評会 金賞受賞数
8回連続日本一の日本酒



第2節 多様な担い手の確保・育成

1 農業担い手の確保・育成

■ 背景／課題

- 本県の販売農家³⁵は、平成 22 年から令和 2 年までに 41.9%減少し、65 歳以上の割合が 76.2%（令和元年）となるなど、農家数の減少、高齢化等が進行しています。
- 効率的かつ安定的な経営を目指す認定農業者については、平成 29 年まで増加傾向にありましたが最近では高齢化等の影響で減少傾向となっています。また、女性の割合は 3.9%（令和 2 年）で、依然として低い水準となっています。一方、雇用の受け皿としても期待される農地所有適格法人³⁶については一貫して増加しています。
- 新規就農者については、若い世代を中心に平成 27 年から年間 200 人（令和 4 年からは年間 300 人）を超えています。

■ 施策の方向性

農業が魅力的な職業として若者に選択され、将来にわたり本県農業が地域の基幹産業として持続的に発展していくよう、関係機関・団体が連携して設置・運営する福島県農業経営・就農支援センターを中心に他産業並の所得※を安定的に確保する意欲ある担い手を育成していくとともに、次代を担う新規就農者を安定的に確保・定着していく取組を推進します。

※「福島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（令和 7 年 4 月 農林水産部）において 1 人当たりの所得目標を 460 万円と規定

■ 具体的な取組

(1) 担い手の確保・支援体制の整備

- 県、JA グループ、（一社）福島県農業会議、（公財）福島県農業振興公社がワンフロアに常駐する総合相談窓口「福島県農業経営・就農支援センター」を設置し、就農や農業経営の改善、法人化等の相談に対して、助言や専門家派遣による伴走支援を行います。

(2) 地域農業の核となる担い手の育成

- 認定新規就農者からの移行を含め、新規認定農業者³⁷の掘り起こしに取り組むとともに、技術・経営両面から認定農業者の経営改善計画の達成を支援します。
- 「福島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」等において、地域の条件等に応じたモデルとなる経営類型を設定し、効率的かつ安定的な農業経営を実現する経営体の育成に取り組めます。
- 設立準備から経営の発展段階に応じた取組を支援し、意欲的な農業者や集落営農³⁸組織の組織化・法人化を促進します。
- 高い経営管理能力を有する人材の育成、規模拡大・産地の発展に向けた雇用労働力確保等の取組を支援します。

³⁵ 販売農家：経営耕地面積 30 a 以上又は農産物販売金額が年間 50 万円以上等の農家。

³⁶ 農地所有適格法人：農業に参入する場合、農地の所有及び貸借ができる法人。要件は、農業関係者が総議決権の過半を占める、役員の過半がその法人の農業に常時従事する構成員であるなど。（一般法人は、一定の要件の下、貸借であれば可能）

³⁷ 認定農業者制度：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の实情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等をまとめた基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。

³⁸ 集落営農：集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、話し合いを通して農業生産等を共同で行う活動。

- 農業者が持つ農場や樹園地等の経営資源の有効かつ効果的な活用につながる、第三者を含めた経営継承の在り方を検討し、円滑な経営継承の取組を進めます。
- **地域計画³⁹の実現に向けた地域の**合意形成を促進するとともに、農地中間管理事業⁴⁰を活用した担い手への農地の集積・集約化や、担い手の経営発展に向けた取組を支援します。
- 市町村や関係団体等による企業等の農業参入の受入体制を整備するとともに、支援策や農地等の情報提供や相談対応、参入企業の定着のための経営発展等を支援します。また、参入企業等の認定農業者への誘導等により、地域に根ざした営農活動を促進します。
- 女性農業経営者の確保・育成を図るとともに、家族経営協定⁴¹の締結等を通じた女性農業者の経営参画の促進や、女性が働きやすい環境の整備に向けた取組を推進します。

(3) 次代を担う新規就農者の確保・育成

- 本県の農業の魅力や就農支援情報、農業経営の実践事例、魅力あるライフスタイルなど、多様な方々の新規就農を促進するための情報を効果的に発信します。
- 農業高校等と連携し、農業の現場を実感できるインターンシップや、先輩就農者との交流など農業のやりがい学ぶ機会等を創出し、農業高校生等の就農を促進します。また、職業としての農業を幼少期からステージに合わせて体験し、就農への意識醸成を図る取組を進めます。
- 農業総合センター農業短期大学校（アグリカレッジ福島）の施設機能や実践的なカリキュラム・研修制度の充実を図り、地域のリーダーとして活躍する農業者を育成します。
- 認定農業者や農業委員会、関係団体等が連携し、新規就農希望者や就農後間もない農業者等を地域全体でサポートする体制づくりを進め、就農と就農後の定着を促進します。
- 県内外での就農相談会への出展や農業法人等でのお試し就農による雇用マッチング等の取組により、就農者の確保と定着を促進します。
- 就農後間もない農業者や若手農業者がネットワークを形成し、主体的に経営力や技術力の向上を目指す活動を促進します。
- 親子間の経営継承のみならず、新規就農希望者が離農予定の農業者から円滑に農地等を譲り受ける第三者継承の取組を推進します。

(4) 多様な働き方への対応

- 「半農半 X」や二地域居住などの、多様な働き方・ライフスタイルを志向する都市住民等の参入や交流の拡大に向け、相談会等の実施や農地等の第三者継承、移住・定住などの施策と連携した支援を行うとともに、定着を促進します。

³⁹ 地域計画：³⁹ ³⁹ 地域の農業を将来へ継続させていくために、地域でよく話し合い、農地を利用しやすいよう、次世代へ引き継いでいくことを目的とするもの。地域計画の策定を通じて、地域が抱える課題が見える化され、担い手がない地域や、基盤整備が必要となる地域など、地域の実状を浮き彫りにすることで、10年後を見据えた地域農業の対策を考え、必要な取組を行うことが可能となる。

⁴⁰ 農地中間管理事業：都道府県ごとに指定された農地中間管理機構が、地域内の分散した農用地等を借り受け、まとまりのある形で担い手に長期間貸し付ける事業。

⁴¹ 家族経営協定：家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話し合いを基に経営計画、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたもの。



農業人フェアでの就農相談



若手農業者のネットワーク(ふくしま農業アカデミー)



農業高校生を対象としたフレッシュ農業講座



小学生の農作業体験

■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値 (R12)
認定農業者数	R2 7,146 経営体	8,500 経営体 以上
農地所有適格法人等数	R1 746 法人	1,100 法人 以上
新規就農者数	R3 233 人	400 人 以上
新規就農者の定着割合※	R2 95.7 %	100 %

※独立・自営就農した者のうち、認定新規就農者の計画満了時の定着率

2 林業担い手の確保・育成

■ 背景／課題

- 林業従事者は、令和2年が2,192人と、平成22年から横ばいとなっていますが、65歳以上の割合が増加しています。また、震災前までは年間200人を超えていた新規林業就業者数は、近年では震災前の半分程度にとどまり、3年以内に離職する割合も約5割となっています。

■ 施策の方向性

本県の林業を、将来にわたり持続的に発展することができる成長産業とするため、林業事業体の経営基盤の強化や就労環境の向上、人材育成を行うための林業研修「林業アカデミーふくしま」により、地域林業の核となる担い手の育成や次代を担う新規林業就業者の確保・育成に取り組めます。

■ 具体的な取組

(1) 地域林業の核となる担い手の育成

- 林業研修「林業アカデミーふくしま」において、既に林業に従事している中堅技術者や市町村職員を対象に、林業の成長産業化の実現に必要な森林の経営管理能力や技術力、森林経営管理制度を運用できるコーディネータを習得するための短期研修を実施します。
- 「林業アカデミーふくしま」の実施に必要な施設を整備するとともに、研修の運営を支援するための運営会議やサポートチームを設置します。
- 森林作業道の作設、架線集材などを集中して学べる実習フィールドを整備します。
- 「福島県林業労働力の確保のための基本計画」に基づき、意欲のある林業事業体等の育成に取り組めます。
- 林業労働力確保支援センターと連携の上、就業者のスキルアップ、雇用条件の改善、福利厚生充実、安全衛生の確保等を推進し、林業労働者の確保育成と働きやすい環境の整備に取り組めます。
- 各種制度資金の活用推進や情報提供により、経営の合理化や新たな事業展開を促進し、林業事業体の経営安定と雇用の維持・確保を図ります。

(2) 次代を担う新規林業就業者の確保・育成

- 人材育成を行うための林業研修「林業アカデミーふくしま」において、林業に就業を希望する者を対象に、多様な技能・技術等を習得するための就業前長期研修講座を実施します。また、研修の運営を支援するための運営会議やサポートチームを設置します。（再掲）
- 植栽から伐採まで一連の林業技術や高性能林業機械の操作、森林作業道の作設、架線集材などを集中して学べる実習フィールドを整備します。
- 林業労働力確保支援センターと連携した就職相談に取り組むとともに、高校生等を対象とした林業現場見学会・インターンシップの実施等により林業就業への意識醸成に取り組めます。また、小中学生を対象とした森林環境学習などを通して森林・林業への理解を深め、将来の就業へつながるような意識醸成を図る取組を進めます。
- 雇用条件の改善、福利厚生充実を推進し、就業後間もない林業従事者の定着率を向上させます。



「林業アカデミーふくしま」の講座
(チェーンソー伐木造材技術研修)



小学生の森林・林業とのふれあい

■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値（R12）
新規林業就業者数	R2 78 人	140 人 以上
新規林業就業者の定着率※1	— (54.7%) ※H27～H29の平均（参考）	75 % 以上

※1 新規林業就業者の3年後の定着率

3 漁業担い手の確保・育成

■ 背景／課題

- 漁業経営体は、震災及び原子力災害により平成20年の743経営体から大きく落ち込みましたが、令和2年には588経営体まで回復してきています。
- 新規沿岸漁業就業者については、震災直後数年は2から5名程度でしたが、その後は増加傾向にあり、近年は年間10人を超えています。

■ 施策の方向性

将来にわたり本県水産業が産業として持続的に発展していくため、地域をけん引する優れた漁業経営体を育成するとともに、次代を担う新規漁業就業者の確保・育成に取り組みます。

■ 具体的な取組

(1) 地域漁業の核となる担い手の育成

- 漁業・養殖業復興支援制度の活用による安定的な生産体制構築について定めた「地域漁業復興計画」に基づく収益性の向上等の取組を通じ、優れた経営感覚を備えた漁業経営者の育成を推進します。
- 漁協青壮年部や女性部の販売促進などの活動を支援するとともに、青年漁業士の経営管理等の資質向上に向けた研修等の取組を推進します。
- 経営等に関する指導・助言を行うとともに、漁業者等自らが行う漁業地域の活性化に向けた取組を支援し、安定した経営を実践する若手漁業者の育成に取り組みます。

(2) 次代を担う新規漁業就業者の確保・育成

- 経営力の優れた漁業経営体の育成や、若手漁業者の漁業制度等に関する基本的な知識や漁業生産に関する技術・技能習得のための研修会の実施を支援します。（再掲）

- 関係団体等が行う小中学生を対象とした漁業体験学習や水産出前教室など、子どもたちが海の生き物に親しみながら漁業への理解を深め、将来の就業へつながる取組を支援します。



ベテラン漁業者による若手への漁業研修



小学生を対象とした乗船体験

■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値（R12）
沿岸漁業新規就業者数	— (75人) ※H23～R2 累計（参考）	累計 100人 以上 ※R3～R12 累計
漁業経営体数	R2 588 経営体	500 経営体 以上

4 経営の安定・強化

■ 背景／課題

- 頻発する自然災害や価格下落等のリスクへの対応を始め、経営体が抱える課題は多様化・高度化しており、関係団体や民間企業等との連携を強化しながら、各経営体の実情に即した総合的な支援が求められています。
- 農林水産業は死亡事故等の発生率が他産業と比べて高い状況にあります。
- 農業については、繁忙期を中心に、労働力不足が顕著となっています。また、畜産については、規模拡大により毎日の飼養管理や搾乳作業など労働負担が大きくなっています。
- 林業については、作業環境が天候に左右されやすく、作業箇所は傾斜地が多いことや丸太などの重量物を取り扱うことなどから、労働災害の発生頻度が他産業と比べて高い状況となっています。
- 水産業については、漁業の生産量及び生産額が震災前の水準に回復しておらず、漁業者や水産流通・加工業者の経営は厳しい状況です。
- 漁業操業中における救命胴衣（ライフジャケット）の未着用の事例がわずかに認められます。また、安全航行に有効な船舶自動識別装置（AIS）⁴²の普及は大型船にとどまり、沿岸の小型船には広く普及していません。

⁴² 船舶自動識別装置（AIS）：船舶の識別符号、種類、位置、針路、速力、航行状態及びその他の安全に関する情報を自動的にVHF帯電波で送受信し、船舶局相互間及び船舶局と陸上局の航行援助施設等との間で情報の交換を行うシステム。

■ 施策の方向性

地域の農林水産業を支える担い手に対して、経営安定に向けた技術や取組等を総合的に支援していくとともに、経営改善や規模拡大等の取組に伴う負担軽減のため、資金面の支援や、収入保険制度等の活用、雇用人材の調整・確保、労働安全の確保、農福連携の推進など、経営の安定・強化に向けた取組を推進します。

■ 具体的な取組

(1) 経営安定に向けた支援

- 高度な技術の導入や地域産業6次化など、意欲ある農林漁業者が行う取組について、先進的農林漁業者や関係機関・団体、民間企業、福島大学を始めとする教育機関等と連携して支援します。また、経営の安定に必要な技術や関連する支援策等の情報を提供します。
- 制度資金の融資枠の確保と円滑な融通に努めるとともに、金融支援策についてホームページ等を活用して効果的な周知を図ります。
- 漁船建造や代替船購入、エンジン交換に必要な資金の融通に取り組みます。
- 災害や新たな感染症などの影響により収入が減少するリスクに備え、農業保険制度の目的や仕組みの周知に努め、収入保険や農業共済等への加入を促進します。
- 経営所得安定対策を始め、野菜価格安定制度、肉用牛肥育・肉豚経営安定交付金等の活用を促進します。
- 中小規模農家に対しては、個々の農業経営の状況に応じた普及指導や新技術の導入を始め、コスト削減に向けた共同利用施設・機械等の整備、多様な主体による集落営農や地域ぐるみで行う共同活動の推進、地域の特色をいかした園芸産地の育成や地域資源を活用した地域産業6次化の取組等を支援します。
- 農作業安全や熱中症対策の徹底等の啓発に取り組むとともに、農業機械の安全操作等の研修や国の農作業安全等情報提供アプリ「MAFF アプリ」の活用を推進し、高齢者等の農作業事故を防ぎます。
- 安全衛生指導員による林業作業現場の巡回指導などにより労働安全衛生対策に取り組み、林業労働災害の低減を図ります。
- 漁労作業時の安全確保のための啓発に取り組むとともに、沿岸から遠洋まで対応する各種無線機器の整備・更新など漁業無線局の設備等の改修により、漁船の安全航行を確保します。

(2) 雇用人材の安定確保

- 農業現場で必要な人材を確保するための労働力確保システムを、関係団体等と連携し運用します。また、労働力を受け入れる農業経営体の労務管理能力等の資質向上や経営改善にも資するGAPの導入・実践を図り、働きやすい環境づくりを推進します。
- 酪農ヘルパー⁴³やコントラクター（飼料生産組織）⁴⁴などの外部支援組織の育成と活用に向けた取組を進めます。
- 外国人材の受入・活用を促進します。

⁴³ 酪農ヘルパー：1年を通じて朝夕2回の乳搾りが欠かせない酪農家が休みを取る際に、酪農家に代わって乳搾りや餌やり、牛舎の清掃等の作業を行う職業。

⁴⁴ コントラクター（飼料生産組織）：畜産農家等から飼料作物の播種や収穫作業、堆肥の調整・散布作業等を請け負う組織。

(3) 農福連携等の促進

- 障がい者の自信・生きがいの創出、社会参画の促進としても期待される農福連携⁴⁵の推進に向け、障がい者の農作業体験会の実施や農福連携のメリットの発信等を通じた農業・福祉相互の理解向上や、働きやすい環境の整備、受け入れる農業経営体の作業体系の見直し・効率化等を図るとともに、福祉事業者の農業参入を支援します。また、林福連携や水福連携の取組を検討するとともに、高齢者も含めた連携を推進します。



大型特殊操作研修(乗車前の安全確認)



福島の農業求人サイト「みづかる農しごと」

■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値 (R12)
農業経営収入保険への加入件数	R2 1,515 件	5,120 件 以上

⁴⁵ 農福連携、林福連携、水福連携：障がい者等が農業・林業・水産業の分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

農林水産業は食料の供給や景観の保全等様々な役割を担う一方で、自然災害や新型コロナウイルス拡大など、様々なリスクの影響を受けます。

東日本大震災・原子力災害、令和元年東日本台風、新型コロナウイルス感染症等の対応・経験を踏まえ、国の対策等も活用しながら、生産・経営の継続に向けて迅速かつ確実に対策を講じます。



令和元年東日本台風による農業用ハウス及び樹園地の浸水

緊急対策

- ・ 需要減 → 新たな販路の開拓や多様な販売手法の確立、学校給食への地元産農林水産物の活用など消費拡大対策、保管・管理費用等の支援 等
- ・ 売上の減少 → セーフティネット資金等の制度資金融資 等

生産基盤の復旧等

- ・ 被災した農地や生産施設等の復旧
- ・ 経営や品目の転換、改植等の支援
- ・ 次期作のための種苗・肥料の購入への支援 等

新型コロナウイルスや自然災害への備え

- ・ 農業保険（収入保険や農業共済）、漁業共済への加入促進
- ・ 園芸・畜産関係の経営安定対策（国）への加入促進 等

TOPICS

「林業アカデミーふくしま」研修実施中！

最新の訓練機器を備えた新たな研修施設と
充実した研修カリキュラムにより、福島の
未来を担う林業従事者を育成します。



研修生募集のポスター



研修施設外観



第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進

1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備

■ 背景／課題

- 認定農業者等担い手への農地集積面積は、令和2年度で県耕地面積の37.5%の51,889haと、年々増加しているものの、中山間地域等の条件不利地域や果樹地帯においては集積が進んでいない状況です。
- ほ場整備率は、震災以降、年々増加しており、更なる収益性の向上を図る生産基盤の整備が必要となっています。
- 多くの農業水利施設や農道では耐用年数を経過しているなど、老朽化が進行しています。
- 農業者の減少が進む中、農業用施設の保安全管理を担う土地改良区の運営は、今後ますます不安定になることが想定されます。

■ 施策の方向性

産地の生産力・競争力の強化のために、意欲ある担い手への農地の集積・集約化、農地の大区画化・汎用化等を推進します。また、農業用施設等の適切な保安全管理と長寿命化、土地改良区の施設管理体制と運営基盤の強化を推進します。

■ 具体的な取組

(1) 担い手への農地集積の推進

- 市町村、地域の農業者、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と連携し、地域計画の実現に向けた取組を支援するとともに、農地中間管理事業を効果的に活用し、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を進めます。

(2) 農業生産基盤の整備

- 農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等の基盤整備について中山間地域を含めて推進します。また、導入・普及を進めているスマート農業技術の活用に適した基盤整備を推進します。
- 中山間地域等においては、地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るため、農地や農業水利施設、情報通信環境の整備など必要となる農業生産基盤の整備を推進します。

(3) 農業水利施設等の保安全管理と長寿命化の推進

- 既存の基幹的農業水利施設の機能保全計画を策定し、計画的な補修・更新による施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減に向けた取組を推進します。
- 橋梁やトンネル等農道施設を管理する市町村等に対し、点検、診断等の技術支援を行い、農道のストックマネジメント⁴⁶を推進します。
- 土地改良区については、地域計画を踏まえた農業水利施設の保安全管理に関する計画（連携管

⁴⁶ ストックマネジメント：農業水利施設や農道などの施設の定期的な機能診断により適切な保全対策を実施し、継続的・効率的・合理的に施設を管理する手法や技術体系。

理保全計画⁴⁷⁾の策定を支援するとともに、准組合員制度の導入や、貸借対照表を活用した施設更新に必要な資金の計画的な積立等の促進を図ることにより、施設管理体制と運営基盤を強化します。（再掲）



地域計画策定に係る地域の話し合い



ほ場の大区画化や水田の汎用化による大豆の栽培状況



老朽化した頭首工の補修状況(左:施工前 右:施工後)

施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値（R12）
担い手への農地集積率	R2 37.5 %	75 % 以上
ほ場整備率	R2 73.0 %	78 % 以上
補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	— ha	累計 63,356 ha 以上 (R4～R12)

⁴⁷⁾ 連携管理保全計画（通称 水土里ビジョン）：土地改良区や市町村等の関係者が共同して、将来の保全体制を構築するもの。必要に応じ、土地改良区の再編整備（合併等）も記載。（令和7年4月施行「改正土地改良法」で位置付けられた。）

2 林業生産基盤の整備

■ 背景／課題

- 民有林内の林道、林業専用道及び作業道は令和2年までに6,766kmが整備されています。引き続き路網の整備や、高齢級化した人工林の適切な更新が必要です。
- 木材（素材）生産量は、平成27年に震災前の水準を超え、その後も増加傾向にあります。木質バイオマス関連施設や国産材製材工場の新設・増設も踏まえ、引き続き需要に応じた安定供給体制を整備していく必要があります。
- 今後ますます資源量が増加する大径材の需要の創出が求められています。
- 帰還困難区域内の森林は長期間立ち入ることができなかったことから、森林整備の再開に向けて、林道等路網の被災状況を把握し、計画的な復旧や機能回復に取り組む必要があります。

■ 施策の方向性

林業生産基盤の整備と充実を図るため、効率的な森林整備のための林内路網整備を進めるとともに、木材（素材）生産基盤の整備や大径材の利用拡大に向けたサプライチェーンの構築など、県産材の安定供給体制の整備を進めます。

■ 具体的な取組

(1) 林内路網整備の推進

- 効率的な森林整備のための林業専用道などの整備を図ります。
- 市町村等の公的主体による森林整備と併せて行う森林作業道の開設を支援します。

(2) 県産材の安定供給体制の整備

- 高性能林業機械の導入や木材加工流通施設等の整備など、木材（素材）生産基盤整備を促進します。
- 資源量が増加する大径材の需要創出や高付加価値化、効率的な活用を推進するほか、サプライチェーンの構築を促進します。



森林作業道の開設



高性能林業機械による森林整備

■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値（R12）
林内路網整備延長	R2 6,766 km	8,860 km 以上
木材（素材）生産量	R1 907 千m ³	1,350 千m ³ 以上

3 漁業生産基盤の整備

■ 背景／課題

- 東日本大震災で被災した県内の漁港や水産業共同利用施設、漁船等の復旧・整備は進んでいましたが、操業拡大に向け漁場に残存した震災がれきの除去や、生産量の増加に対応する水産関連施設の整備等が必要となっています。
- 震災により浸食等を受けた漁場やがれき撤去後の漁場の生産性を高める必要があります。
- 磯焼け、漂砂の流入等による漁場面積の減少や海水温上昇による漁場生産力の低下が進んでいます。
- 流通拠点漁港（松川浦漁港、請戸漁港）及び生産拠点漁港（釣師浜漁港、真野川漁港、久之浜漁港、豊間漁港）の6漁港については、「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」（平成29年3月水産庁）に基づき防波堤等の耐震・耐津波・耐波浪対策を実施する必要があります。また、すべての漁港において、各漁港施設の健全度を見極めながら計画的に機能維持工事を実施していく必要があります。

■ 施策の方向性

漁業生産基盤の整備と機能強化を図るため、漁業活動を支える水産関連施設等の整備を進めるとともに、漁場の生産力の回復と向上を一体的に推進します。

■ 具体的な取組

(1) 漁場の整備

- 漁場内に残存したがれき等の撤去を進めます。（再掲）
- 震災や漁場環境の変化により生産力が低下した漁場について、食害生物の駆除、浚渫^{しゅんせつ}や客土、海水交流のための水路等の整備により機能回復を図ります。また、生産性の高い新規漁場の造成等などウニによる磯焼け等に起因する漁場面積の減少に対応した取組を支援します。（再掲）
- 未利用海域や漁港周辺の静穏域等を活用した生産性の高い新規漁場の造成を推進します。

(2) 漁港施設・漁港周辺施設の整備

- 水産業復興に必要な新たな水産関連施設（水産加工施設、流通施設等）の整備を支援するとともに、市場流通機能の向上を図る水産物産地市場の機能分担等、効率的な流通構造の改革に必要な取組を支援します。（再掲）
- 防波堤等の耐震・耐津波・耐波浪対策を実施し、漁業の効率化、安全性向上を図ります。
- 防波堤及び岸壁等の点検を行い、施設の老朽化、健全性の把握を踏まえた漁港ごとの機能保全計画を立案した上で、施設の計画的な維持管理と機能維持により安定的な漁業活動の確保を図ります。



起重機船による漁場内に残存したがれき等の除去作業



磯焼けが発生した漁場

■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値（R12）
復旧した漁場等の生産力の発揮に取り組んだ団体数	R1 15 件	累計 20 件 以上 (R3～R12)

4 戦略的な品種・技術の開発

■ 背景／課題

- 避難地域等における営農再開の加速化や、特定復興再生拠点区域における営農再開に向けて、安全確保のための放射性物質対策や地力が低下した農地における栽培技術の確立が必要となっています。
- 山菜やきのこ、魚介類の一部に出荷制限が継続されているとともに、コナラ等広葉樹のきのこ原木への利用が困難な状況が続いており、安全確保のため、放射性物質対策等の技術開発が必要となっています。
- 県産農林水産物の市場競争力を高めるため、新品種や生産技術の開発が必要となっています。
- 資源量が増加する大径材や特色ある山菜、きのこを活用する技術の開発が必要となっています。
- 種苗放流後の生存率を向上させ、更なる資源回復を図るため、つくり育てる漁業の高度化に向けた新たな技術等の開発が必要となっています。
- 地球温暖化に伴う気象変動や異常気象により、農林水産物の生産量の減少や品質等の低下が懸念されています。

■ 施策の方向性

放射性物質対策や被災産地の再生のための技術開発など震災対応の研究を進めるとともに、産地の生産力・競争力の強化や中山間地域等における農林業所得の向上に向けて、地域特有の課題解決や県オリジナル品種開発、地球温暖化への対策など、生産現場や消費者等の多様なニーズに対応した研究開発を戦略的に推進します。

■ 具体的な取組

(1) 多様なニーズに対応した品種・技術の開発と普及

- 放射性物質低減等の対応技術の開発に取り組むとともに、安全な農産物が生産できることの確認や、除染等により地力低下等が懸念される中で収量・品質を確保するための肥培管理等の手法を検証する作付実証を進めます。また、放射性物質の林産物・特用林産物への影響の実態把握と、吸収抑制技術の開発に取り組めます。さらに、水産物や漁場環境の放射性物質関連研究、栽培漁業の再開、資源管理及び調査研究等に取り組めます。（再掲）
- 地球温暖化等の気候変動に対応しつつ、産地の生産力・競争力の強化につながる、水稻、野菜、花き、果樹、きのこの等県オリジナル品種の開発や、家畜の優良系統の造成、農畜産物の品質向上技術（機能性成分の特定、定量化等を含む）、水産物の鮮度保持技術等の開発に取り組めます。
- 福島大学食農学類や福島国際研究教育機構（F-REI）、民間企業等との産学官連携を通じた知見の集積・共有により、試験研究のスピードアップや効率化、「ふくしま」ならではの高付加価値の創出を図るとともに、得られた成果の生産現場への速やかな普及に取り組めます。
- スマート農業・林業⁴⁸・水産業⁴⁹など、生産コストの大幅な削減につながる省力的、効率的な生産技術の開発を進めます。
- 特色ある山菜やきのこの選抜と栽培技術の開発を進めます。
- コナラ等広葉樹について、きのこ原木として安全に利用する技術に加え、きのこ原木以外の用途にも利用拡大を図る技術開発を進めます。
- 資源量が増加するスギ大径材の利用を促進する技術の開発を進めます。
- 水産資源の持続的かつ効率的な資源管理手法の開発を進めるとともに、漁業者による資源管理の取組の拡大を支援し、「ふくしま型漁業」の実現を図ります。
- ホシガレイや内水面魚種の種苗生産・放流技術の研究、新たな栽培対象種の研究を進め、つくり育てる漁業の高度化を図ります。
- 内水面の生態系に影響を与える外来生物の駆除技術の開発等を進めます。また、アユなどの増殖対象種の放流技術等の研究開発を進めるとともに、コイなどの養殖対象種の安定的な生産に向けた生産技術の開発を進めます。
- 地球温暖化等の気候変動や極端な気象現象による農林水産物や森林・水産資源への影響の評価・予測と対策技術の開発、環境と共生する生産技術や外来生物対策の確立に取り組めます。
- 成長に優れたエリートツリー⁵⁰の種苗生産体制を確立し、森林による二酸化炭素の吸収作用の強化を図ります。

⁴⁸ スマート林業：森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産を可能にするため、地理空間情報や ICT、ロボット等の先端技術を活用した林業。

⁴⁹ スマート水産業：ICTを活用した漁業活動や漁場環境の情報収集等を通じて、適切な資源管理の促進、生産活動の省力化、操業の効率化、漁獲物の高付加価値化等により生産性を向上させる取組。

⁵⁰ エリートツリー：成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士（親）を人工交配により掛け合わせ、その中（子「第二世代精英樹」という）からさらに成長形質等の優れた性能を有する個体を選んだもの。



県オリジナル品種「福、笑い」



県オリジナル品種「べにこはく」



効率的なエリートツリーの種苗生産体制
(特定母樹のミニチュア採種園)



水産種苗の生産技術開発
(アユの完全閉鎖循環飼育システム)

1

2 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値（R12）
農林水産試験研究機関が開発した技術件数	一件 (265※) ※H24～R2 累計（参考）	累計 315 件 以上 (R4～R12)
オリジナル品種等の普及割合	R2 16 %	30 % 以上
水産試験研究機関が開発した技術の導入魚種数	R2 14 魚種	50 魚種 以上

3

4

5



第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践

1 県産農林水産物の安全と信頼の確保

■ 背景／課題

- 一部の品目で出荷制限指示等が続くなど、放射性物質による影響が残っています。
- 消費者庁の調査において、都市圏消費者の8%程度が依然として放射性物質を理由に本県産食品の購入をためらうと回答しているとともに、海外においては14の国・地域で輸入規制が継続（令和3年10月現在。令和7年6月時点では6の国・地域が輸入規制を継続）されています。
- 農薬誤使用や残留基準値超過の防止を徹底していく必要があります。
- 家畜疾病の発生予防及びまん延防止のため、農場の衛生管理を徹底していく必要があります。
- 消費者等から選ばれる産地の確立や、食品表示の適正化を図っていく必要があります。
- 有毒プランクトンが原因となって毒化するムラサキイガイやアサリなどの貝類の出荷を防止する必要があります。

■ 施策の方向性

県産農林水産物の安全性を確保するため、科学的な知見に基づく生産段階の対策の推進と検査に取り組みます。

県産農林水産物に対する消費者の信頼を確保するため、積極的な情報発信に努めます。

■ 具体的な取組

(1) 県産農林水産物の安全性の確保

- 放射性物質に係る科学的な知見に基づく以下の取組を推進します。
 - 品目ごとの特性に応じた放射性物質の農作物への移行低減対策や吸収抑制対策等の取組を推進します。
 - 農林水産物のモニタリング検査を継続し、基準値を超過する農林水産物の流通を防止するとともに、出荷制限等の計画的な解除を進めます。
 - 検査結果を迅速に分かりやすく公表します。
 - 産地が自主的に行う農林水産物の放射性物質検査等の取組を支援します。
 - 牧草等のモニタリング検査及び畜産農家における飼養状況の確認を実施し、安全な自給飼料の生産・利用を推進します。
 - 安全な特用林産物の流通に向けた取組を継続して実施するとともに、安心きのこ栽培マニュアル等に基づく栽培技術の普及を図ります。
 - 内水面魚種の出荷制限等の計画的な解除を進め、内水面における漁業再開、遊漁者数の回復を図ります。
- 農薬管理指導士及び農薬適正使用アドバイザーの認定等により指導者を育成するとともに、GAPの普及推進と併せ、農薬使用者等を対象とした講習会や研修会を開催し、農薬の適正使用を推進します。
- 飼育動物診療施設への指導を通じ、適正な獣医療の提供を促進します。また、農場指導や清

浄化事例を基にした講習会の開催、広報等を実施し、家畜の飼養衛生管理を徹底するとともに、家畜伝染病のまん延を防止する体制強化を図ります。

- 生産段階における貝毒⁵¹検査等の取組や流通段階における衛生管理の取組を推進し、食中毒のおそれがある海産物の市場流通を防止します。

(2) 県産農林水産物に対する消費者等の信頼の確保

- 農林水産物及び加工食品の放射性物質検査結果を多言語かつリアルタイムで公表し、科学的根拠に基づく安全性の情報を国内外へ発信します。
- 安全と品質の太鼓判となるGAPの認証取得を支援します。特に、団体認証やグループでの認証取得を重点的に推進し、認証取得の面的拡大を図ります。また、GAP認証取得農産物の消費者・実需者等への認知度向上に取り組めます。
- 生産段階のGAP及び食品加工段階のHACCPにより一貫した品質・衛生管理を推進し、信頼されるフードサプライチェーン⁵²の構築に取り組めます。
- 食品関連事業者に対する食品表示制度の周知や相談への対応、不適正な表示事案の改善指導により、適正表示を確保します。
- 水産資源の持続性や環境に配慮した漁業に対する認証である水産エコラベルの認証取得を推進します。



農林水産物のモニタリング結果の情報発信



米の安全性確保に向けた全量全袋検査

■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値 (R12)
第三者認証 GAP 等 [※] を取得した経営体数	R2 680 経営体	1,800 経営体 以上
内水面遊漁者数	R1 39,877 人	56,000 人 以上
食品表示法に基づく生鮮食品の適正表示割合	R1 91.2 %	100 %

※第三者認証 GAP 等とは、第三者認証 GAP (GLOBALG.A.P、ASIAGAP、JGAP) 及びふくしま県 GAP (FGAP)

⁵¹ 貝毒：主に二枚貝が、ある種の毒素（自然毒）を持った植物プランクトンを餌として食べて体内に蓄積させた、人に有害な毒素。

⁵² フードサプライチェーン：農林水産物の生産、食品加工、流通、販売から消費者へ食品が届き、最終的に廃棄・リサイクルされるまでの一連の流れ。食品の品質向上や安全性確保のほか、廃棄物のリサイクルによる循環や再生可能エネルギーの利用による持続可能なサプライチェーンの構築など、食品・農林水産業の脱炭素化を進める上でも事業者間の連携が重要とされる。

2 戦略的なブランディング

■ 背景／課題

- 本県には、米、もも、きゅうりを始め、福島牛など、品質の高さ、供給力や認知度の面において全国有数のブランド力を有する農林水産物があります。
- 社会構造、ライフスタイルの変化から消費者等の食に対するニーズは多様化し続けており、農林水産物の産地間競争が激化しています。
- このような環境下において、本県農林水産業が持続的に発展していくためには、県産農林水産物が消費者等から選ばれる食材となるよう、その価値を高めていく必要があります。

■ 施策の方向性

産地をけん引するトップブランドの育成や県産農林水産物の魅力の発信を戦略的に進め、県産農林水産物の更なるブランド力強化を図ります。

■ 具体的な取組

(1) ブランド化の推進

- 県産農林水産物の魅力を県内外に広く理解し、選択してもらえよう、積極的なマーケティングを展開し、生産から消費に至る取組の連携強化を図りながら、産地戦略「ならではプラン⁵³」の作成・実践等を通して県産農林水産物の高付加価値化・生産力強化を進めるとともに、戦略的情報発信を一体的に行うことでブランド力の強化を図ります。
- 米どころふくしまをけん引する県オリジナル品種「福、笑い」を戦略的にトップブランドへと育成するとともに、もも、りんご等の県オリジナル品種等を活用した産地づくりと販売促進を一体的に進め、県産農林水産物のブランド力を強化します。
- 県内の酒蔵でつくられた酒粕を餌に加えて生産された福島牛「福粕花」の食味の特徴を消費者や流通事業者へ周知し、飲食店や小売店での取扱いの拡大を図ることにより、福島牛全体のブランド力を強化します。
- 地理的表示(G I)保護制度や地域団体商標の活用促進を図り、地域産品の評価、知名度向上を図ります。
- G I 登録農林水産物を始めとする地域産品について、パッケージデザインやロゴマークの改善など魅力あふれる商品づくりに向けたブランディングの取組を支援します。
- 少量パックや小分けなど多様なライフスタイルに応じた商品形態への対応を促進します。
- なめこ、ほんしめじの県オリジナル品種を活用し、特色あるきのこ産地の形成を図ります。

(2) 県産農林水産物の魅力発信

- テレビCM、雑誌などのメディアやSNSの活用により、県産農林水産物の安全性や魅力等の情報を積極的に発信します。
- トップセールス、量販店や飲食店等のフェア、県アンテナショップ等を通じて、県産農林水産物の更なる認知度向上と魅力の発信によるブランド力の強化や県内外における需要の拡大を図ります。

⁵³ ならではプラン：精緻な市場調査に基づいた生産、流通、消費の各段階における現状分析を行い、市場関係者及び消費者等のニーズや、産地・品目の強みや弱みを把握し、県や団体等の関係者が一丸となって生産から流通、販売、PR に一体的に取り組む産地戦略のこと。



トップブランド米「福、笑い」の発表

日本一の米を
つくりたい。

米どころ、ふくしまの想いをのせて。
14年もの月日をかけてたどりついた
「かおり、あまみ、ふくよかき」。
選ばれた作り手だけが育てることができる。
はじめての美味しさ。

福、笑い ふくしまから



「福、笑い」パッケージ



もも県オリジナル品種「ふくあかり」



色鮮やかで良質な霜降りの「福島牛」



ほんしめじの県オリジナル品種「ふくふくしめじ」



常磐ものの代表格「ヒラメ」

1

2 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値 (R12)
「福、笑い」と全国高級ブランド米との価格比	— %	100 % 以上
ものの取引価格	R2 484 円/kg (H28～R2 平均値)	589 円/kg 以上
銘柄「福島牛」の取引価格	R2 2,139 円/kg	3,008 円/kg 以上

2/3

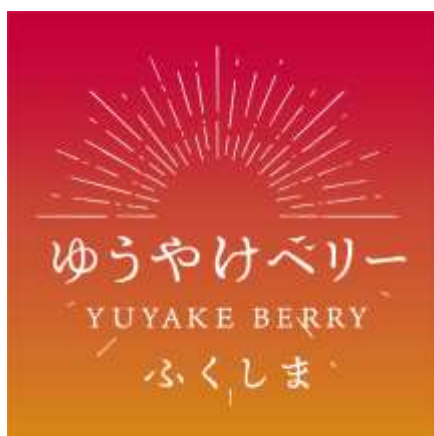
福島県オリジナルが2つデビュー！

○福島県オリジナルいちご品種 「ゆうやけベリー」

福島県が10年もの月日をかけて開発したオリジナルいちご「ゆうやけベリー」が、令和4年12月にデビューしました。

「ゆうやけベリー」という名称は、橙色を感じさせる鮮やかな赤色を表現したもので、全国から公募した中から選ばれました。

大果の割合が高く、形も良いのが特徴で、味わいは甘みや香りが強く感じられる品種となっています。



○福島県オリジナルブランド牛 福島牛『福粕花』^{ふくはっか}

福島県が全農福島県本部や福島大学とタッグを組み、約4年の歳月をかけて開発した、新しい県オリジナルブランド牛 福島牛「福粕花」が令和6年12月にデビューしました。

福島牛「福粕花」は、県内の酒蔵でつくられた酒粕を餌に加えて生産された牛肉で、柔らかくジューシーで脂の甘味が強いことが特徴です。

全国トップレベルの酒造技術を持つ福島日本酒の酒粕と、畜産農家の情熱の結晶である福島牛が掛け合わせできた、正に「ふくしまプライド。」の象徴として、福島牛のブランド力の向上に大いに寄与するものと期待されます。



TOPICS

「福島ならではの」農林水産物ブランド力強化の推進！

～各産地における産地戦略「ならではのプラン」の策定、実践～

福島県では、令和4年度に「福島県農林水産物ブランド力強化推進方針」を策定し、各産地の関係団体・機関とともに、産地戦略である「ならではのプラン」の策定・実践に取り組んでいます。

これまで、令和5年度に、県北・もも、会津・アスパラガス、いわき・ねぎの3産地、令和6年度に、伊達のあんぱ柿、福島さくらのピーマン、岩瀬きゅうり、東西しらかわのいちご、昭和かすみ草の5産地、令和7年度に、郡山・きゅうり、相双・ブロッコリー、県域・菌床しいたけの3産地において、「ならではのプラン」を策定しました。

また、各産地では、策定した翌年度からはプランの実践に取り組んでいます。

県内各産地における「ならではのプラン」の策定・実践を通して、本県農林水産物のブランド力強化を推進しています。



市場調査



プラン実践に伴うテスト販売



ワーキンググループにおける検討



市場評価に基づくパッケージデザインの改良

3 消費拡大と販路開拓

■ 背景／課題

- 米や牛肉、果物、しいたけなどの価格は震災前の水準に回復しておらず、震災後失った販売棚はいまだ回復していません。
- 多様化したライフスタイルに対応するため、消費者の購買形態の変化に応じた対策を講じていく必要があります。
- 沿岸漁業や沖合・遠洋漁業の生産量の増加に向けて、需要の創出と販路の確保が必要となっています。
- 震災後、本県産食品に対する輸入規制を敷いた 55 の国・地域の規制緩和・解除は進んだものの、依然として 14 の国・地域で継続（令和 3 年 10 月現在。令和 7 年 6 月時点では 6 の国・地域が輸入規制を継続）しています。

■ 施策の方向性

多様化する消費・販売ニーズに対応するため、マーケットインの視点に立った生産・販売を基本に、国内外における戦略的な販売促進により販路の開拓を推進します。

また、県産農林水産物の消費拡大を図るため、地産地消を推進します。

■ 具体的な取組

(1) 国内における販売強化

- 「ふくしまプライド。⁵⁴」の下、量販店におけるフェアやオンラインストアの活用、食品事業者や中食・外食事業者、食品加工事業者等のバイヤーとのマッチング、商談機会の提供により県産農林水産物の販路拡大を推進します。
- 住宅分野のほか、中・大規模建築物などの非住宅分野への利用など、県産材製品の新たな販路拡大を促進します。
- 大手量販店への県産水産物の優先販売コーナーの設置、県内水産物を取り扱う飲食店等の PR 等を行うほか、首都圏等におけるイベントへの出展や産地市場における朝市の開催等を支援し、県産水産物の消費拡大と販路の確保に取り組みます。

(2) 地産地消の推進

- 県内量販店や直売所等との連携による販売キャンペーン等の取組や直売所における課題解決を推進し、県民が地元食材等の魅力に触れる機会を創出することで、米を始めとした県産農林水産物の県内消費を進めます。
- 農林漁業体験を通じて子どもたちが保護者と共に旬の県産農林水産物と触れ合える機会を創出します。また、保育所や学校の給食での地元食材の活用などを通じて、県産農林水産物への理解を深めるとともに、幼少期から健康的な食生活を浸透させ、県民の健康長寿にもつながる地産地消を推進します。
- 学校給食における地元食材の活用を進めるため、啓発活動を実施するとともに、和食献立の取入れなど、学校給食が生きた教材となるよう、日本型食生活の理解促進を進めます。また、子どもたちの望ましい食習慣を形成するために、栄養バランスの整った朝食摂取などを推進し、食べる力の育成を図ります。
- 間伐材等の未利用材などの木質バイオマス利用への促進や市町村等が行う熱源供給施設等の整備を支援し、県産材の利用拡大を図ります。

⁵⁴ ふくしまプライド。：福島県の人々が、日々努力し、誇りを持ってつくりあげてきた、農作物や県産品、観光サービスなどを、広く全国の方々に伝える、福島県のコミュニケーションメッセージ。

(3) 海外マーケットへの展開

- 海外の輸入規制の撤廃について、政府間の交渉を強力に進めるよう国に求めるとともに、国と連携し、県産農林水産物の安全性や品質の高さ、魅力等に関する情報発信を継続して取り組みます。（再掲）
- 「福島県県産品振興戦略」に基づき、生産者団体や日本貿易振興機構（JETRO）等の諸機関と緊密に連携し、対象の国・地域のニーズに応じた県産品を安定供給する施設等の整備や、鮮度保持や検疫対応など輸出物流技術の高度化、計画的な進捗管理の実施等により、更なる輸出拡大を図ります。
- 実際に食べていただく機会を創出するなど、品質の高さや美味しさを直接伝える取組を展開し、海外での需要の創出を図ります。
- 県産水産物の安全性等に関する情報を発信し、輸入規制解除後の地域（特に東アジア）については、現地の反応を見極めながら輸出再開の時期を検討します。



県産農林水産物の商談会



ふくしま プライド。のロゴ(一例)



中大規模建築における県産材の利用
(郡山ヘアメイクカレッジ)



水産イベント「産地市場における朝市」



学校給食での地元食材の活用（ヒラメ）



海外での需要創出（香港でのフェア）

1

2 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値（R12）
県産米の県外での定番販売店舗数	R2 2,481 店舗	3,000 店舗 以上
県内公設市場における県産水産物取扱量の回復割合	H29 33 %	100 % 以上
県産の食材を積極的に購入すると回答した県民の割合	R3 54.6 %	70 % 以上
県産農産物の輸出額	R2 227 百万円	400 百万円 以上

3

4

Column ふくしま型漁業

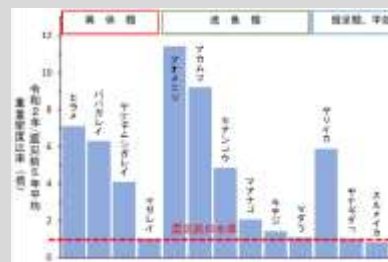
本県の水産業は、東日本大震災及び原子力災害により、壊滅的な被害を受け、沿岸漁業は長期の操業自粛を余儀なくされました。そのような中、福島県沿岸の水産資源は、一部の魚種において資源量の増加や大型化が確認されています。本県は、震災前から漁業者自らが資源管理に率先して取り組んできた、資源管理の先進地です。県では、その強みをいかし、増加した水産資源に応じた適切な管理と有効かつ持続的な利用、具体的には、現在の資源状況における最適な獲り方として、震災前のおおむね6割の操業で8割の水揚げ量の確保を目指します。

近年の海洋環境の変化により、本県の沿岸漁業ではコウナゴ、シロザケなどの水揚げが減少する一方、トラフグ、タチウオ、イセエビなどの水揚げが増加しています。県では、ICT等先端技術を活用した操業支援システムの実証を進め、海水温等の海況や水産資源の状況等の情報を、漁業者等が迅速かつ簡便に入手できる環境を整備し、海洋環境の変化への対応と操業の効率化を推進しています。

また、魚を傷めない漁獲手法や、シャーベット氷による鮮度保持技術の導入などにより、鮮度やうま味を維持し、付加価値を高める取組も支援しています。

さらに、根幹の取組として、消費者の安心につながる万全な放射性物質検査により、県産水産物の安全性をしっかりと確保しています。

こうした取組を総合的に進めることで、震災前より少ない労力で、震災前を上回る高い収益を目指す漁業を、「ふくしま型漁業」と位置づけており、「ふくしま型漁業」の実現に向け、生産を始め、流通、消費に至る総合的な対策を推進しています。



(出典)福島県水産資源研究所調べ
福島県沿岸における主要魚種の資源状況(令和2年と震災前5年平均との重量密度比較)

(出典)ふくしま Marine System



ホームページでの洋上ブイの水深別水温情報の配信

TOPICS

「福島鮮魚便の取組」

～県産水産物「常磐もの」の定番商品化に向けて～

福島県は県産水産物の販路確保と消費拡大のため、福島県漁業協同組合連合会や大手量販店等と連携し、県産水産物の優先販売コーナー「福島鮮魚便」を設置しています。

「福島鮮魚便」は、県産水産物の美味しさや安全性、調理方法等を学んだ専門販売員を配置し、その魅力を消費者へ直接伝え、県産水産物が身近な存在になることを目指した取組です。

平成30年6月より始まったこの取組は、令和7年現在、首都圏を中心に愛知県を含む1都6県の17店舗まで展開し、各地域の消費者に広く認知されつつあります。





第5節 戦略的な生産活動の展開

1 県産農林水産物の生産振興

■ 背景／課題

- 米は本県農業産出額の約4割を占め、米の食味ランキング⁵⁶最高位の特Aの獲得数が4年連続日本一（平成29年～令和2年）となるなど、高品質で良食味な米づくりを展開してきましたが、食の多様化や高齢化・人口減少により米の消費量が減少し続ける中、需要に応じた米づくりや大豆・麦、園芸作物への転換をより一層進めていく必要があります。
- 園芸作物（野菜、果樹、花き）は本県農業産出額の約4割を占め、生産量日本一を誇る夏秋きゅうりや全国2位のもも、全国3位の宿根かすみそうなど全国有数の生産県ですが、生産者の減少や高齢化等に対応した産地形成をこれまで以上に推進していく必要があります。
- 畜産物は本県農業産出額の約2割を占め、福島牛などが高い評価を受けている一方で、原子力災害に起因する経営休止や高齢化等による畜産農家の離農が進み、飼養戸数・頭羽数は減少傾向となっていることから、生産基盤を強化していく必要があります。
- 木材生産額は本県林業産出額の約7割を占め、震災前の水準まで回復してきているものの、本格的な収穫期を迎えた森林資源をより効果的・効率的に活用していく必要があります。
- 沿岸漁業は令和3年3月末で試験操業を終了し、本格的な操業に向けた取組に着手した段階ですが、令和2年の沿岸漁業生産額は震災前の22%にとどまっていることから、水産業の復興に向けた取組を進めていく必要があります。

■ 施策の方向性

食料供給不足が生じることがないように、米や肉類、大豆、小麦等を始めとする食料の安定供給の役割を果たすとともに、消費者や実需者のニーズを的確に捉えるマーケットインの視点に立った生産・販売を基本に、国内外の産地間競争を勝ち抜けるよう、生産基盤の強化や、産地の生産性向上を図ることで、大規模経営体のみならず、中小・家族経営など多様な経営体がもつかる農林水産業の実現を目指します。

なお、別に定める品目ごとの個別計画や方針（巻末の「関連する主な計画等」を参照）において、年度ごとの生産目標や、重点的に推進する施策などを定め、着実な生産振興を図ります。

■ 具体的な取組

(1) 土地利用型作物

- 米について、生産者と関係者が一体となり、品種特性や気候変動に対応した栽培を行う取組を推進するとともに、これまで取扱いの多かった業務用に加え、家庭用に向けた取組を促進し、高品質・良食味かつ多様な需要に対応する産地を確立します。また、酒米については、県内蔵元の求める高品質な酒造好適米の安定供給を推進します。
- 飼料用米や、加工用米、稲WC S（稲発酵粗飼料）⁵⁷、新市場開拓米（輸出用を含む）等非

⁵⁶ 米の食味ランキング：主な産地品種銘柄について、一般社団法人日本穀物検定協会がその供試試料を食味試験した結果に基づき評価するもの。

⁵⁷ 稲WC S（稲発酵粗飼料）：稲の穂と茎葉を細断・混合し、ロール状に成型したものをプラスチックフィルムで密閉し乳酸

主食用米について、実需者との連携を進めながら、多収性品種を活用した低コスト生産を推進するとともに、大豆、麦、そば、飼料作物等の戦略作物の計画的導入・安定生産による水田フル活用の取組を支援します。

- 輸入に依存する割合の高い大豆、麦、そば等の畑作物の団地化や、基本技術の励行、新技術の導入、生産体制の整備を支援し、安定した収量・品質を確保します。また、関係団体と連携しながら、実需者ニーズに合った品種の導入を進めるとともに、1年2作、2年3作など水田の高度利用を促進します。さらに、生産者と実需者の結び付きを強め、地域産業6次化の取組を進めるなど、所得向上と産地の発展を支援します。
- 主要農産物（稲・麦・大豆）の種子を安定して生産・供給していく体制を継続するとともに、そばの県オリジナル品種である「会津のかおり」の種子生産を支援します。

(2) 園芸作物

- JA グループの「福島型トレーニングファーム」など研修受入農家と連携した新規栽培者の技術習得研修体制及びサポート体制づくりや、雇用を活用した大規模経営体の育成、法人化の促進、集出荷体制の整備・見直しによる出荷・調製労力の軽減や、ロットの確保・拡大、出荷規格の統一化等を推進します。
- きゅうり、トマト、アスパラガス等の主要品目について、JA グループの「園芸ギガ団地構想」と連携し、園芸産地の拡大を支援します。
- 土地利用型野菜について、被災地域の営農再開品目として産地化を進めるとともに、水田を活用した作付や機械化一貫体系の導入による大規模経営を推進し、加工・業務用野菜等の実需者と結び付いた高収益産地を育成します。
- 選果場の整備や防除請負組織の活用の推進等により、中小規模の農家についても作業の省力化を図りながら生産に取り組めるよう支援します。
- 果樹の品種構成比率の改善を進め、長期安定出荷を推進するとともに、県オリジナル品種を始めとした優良品種の導入を進めます。
- モモせん孔細菌病などの難防除病害虫に対して、防除機の導入等による防除作業の更なる効率化を図るとともに、品種の団地化や病害の発生しにくい樹形、防風ネットの導入など、地域ぐるみの総合的な防除対策の徹底により被害軽減を図ります。
- ももやりんご等の優良着色系統品種の導入を促進し、温暖化による着色不良に対応するとともに、多目的防災網などの施設整備を促進し、晩霜や降雹等による自然災害の低減に努めます。
- 輸出相手国の検疫条件を満たす体制の整備を進めるとともに、海外のニーズに対応した品質と生産量の確保を可能とする品種構成への誘導を図ります。
- 樹園地や技術を継承していくための新規栽培者の確保や農地の有効利用を図る産地の取組を支援します。
- 花きについて、定植や防除作業の機械化の推進による生産段階での省力化や、スマート規格⁵⁸の導入推進による出荷経費の削減を推進します。また、輸出の促進による販路拡大や、出荷物の品質向上、梱包技術の改良による単価向上を図ります。さらに、避難地域等を含む浜通り等では、温暖な気候特性をいかした露地や施設花きの導入を推進します。

(3) 畜産物

- 肉用牛における企業の新規参入や、新たな担い手等の就農支援、高齢化に対応した省力化へ

発酵させた飼料。

⁵⁸ スマート規格：実需者の使用実態や用途に合わせた規格。

の取組を推進します。また、ゲノミック評価⁵⁹を活用した種雄牛造成と繁殖雌牛の能力向上により、肉用牛の改良を促進します。

- 酪農における新規就農や企業参入に向けた取組を進めるとともに、労力軽減の取組を進めます。また、高能力乳用雌牛の整備、牛群検定⁶¹の実施による遺伝的能力向上の取組を促進し、個体乳量の増加による生産性向上を図ります。
- 養豚、養鶏における畜舎・機械の整備や種畜の導入など規模拡大や出荷頭・羽数等の増加に向けた取組を進めます。
- 飼料作物の優良品種の導入や栽培・収穫調製技術の向上を支援するとともに、高性能機械の導入や水田を活用した飼料生産、コントラクター（飼料生産組織）の育成を支援し、自給飼料の生産拡大を図ります。

(4) 林産物

- 主伐後の再造林⁶²・広葉樹林化など、多様な森林整備の取組により、人工林の齢級構成を平準化し、森林の若返りやバランスのとれた森林資源への誘導を図ります。
- コンテナ苗⁶³や特定苗木等を活用した主伐から再造林までの一貫作業や低密度植栽等の取組を促進し、費用の低減や生産工程の機械化、下刈り回数の削減など作業の省力化・効率化を進めます。
- 資源量が増加する大径材の需要創出や高付加価値化、効率的な活用を推進するほか、サプライチェーンの構築を促進します。（再掲）
- 高性能林業機械の導入や木材加工流通施設等の整備など、木材（素材）生産基盤整備を促進します。（再掲）
- 付加価値の高い商品や優れた技術の開発等を促進し、国内外における県産材製品の競争力を高めます。
- 特用林産物の安定供給体制づくりを支援するとともに、栽培きのこについては、安心きのこ栽培マニュアル等に基づく栽培技術の普及を図ります。
- 花粉の少ないスギの種子、穂木の供給体制を整備し、花粉症対策を進めます。また、桐、うるし等の特用樹について、生産技術の普及、消費拡大などの取組を進めます。

(5) 水産物

- 水産業復興に必要な新たな水産関連施設（水産加工施設、流通施設等）の整備を支援するとともに、市場流通機能の向上を図る水産物産地市場の機能分担等、効率的な流通構造の改革に必要な取組を支援します。（再掲）
- 内水面増養殖における生産技術の開発・普及や、消費拡大を進めます。
- 国や関係団体と調整しながら、沖合漁業の水揚げ促進に向けた計画の策定と進行管理を支援します。また、省エネルギー機器・エンジンの導入、老朽化した漁船の更新を支援します。
- 県内で採卵・生産したヒラメ・アワビ・アユの放流量を震災前の水準まで回復し、つくり育てる漁業の持続化・安定化を推進します。
- サケの種苗放流による資源の維持を図る取組等を支援します。

⁵⁹ ゲノミック評価：DNAの塩基配列には、個体ごとに塩基配列が変異している箇所（SNP）があり、この変異したSNP（一塩基多型）の効果を活用して個体の遺伝的能力を推定する手法。

⁶¹ 牛群検定：酪農家が飼育する乳用牛の乳量や乳成分等のデータを収集・分析し、その結果に基づき計画的に能力の高い後継牛を確保して牛群全体の能力向上を図る手法。

⁶² 主伐・再造林：次の世代の森林の造成を伴う、森林の一部又は全部の伐採。

⁶³ コンテナ苗：根巻き防止等の工夫が施された容器で育苗した苗木。培地付きの苗木であることから、良好な活着や効率的な植栽が期待される。

1



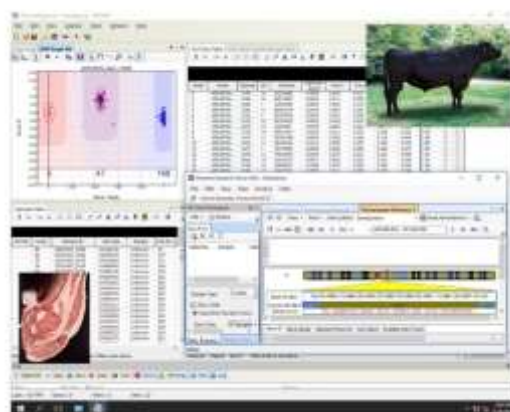
稲 WCS の収穫



アスパラガスの選果



りんどうの栽培



ゲノミック評価を活用した肉用牛の改良



コンテナ苗と造林地



地元小学生も参加したサケ稚魚の放流

2

3

1 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値（R12）
農業産出額	R1 2,086 億円	2,400 億円 以上
農業産出額（穀類）	R1 822 億円	765 億円 以上
農業産出額（園芸）	R1 806 億円	993 億円 以上
農業産出額（畜産）	R1 435 億円	616 億円 以上
農産物販売金額 1,000 万円以上の 農業経営体数	R2 2,751 経営体	3,500 経営体 以上
林業産出額	R1 106 億円	152 億円 以上
栽培きのこ生産量	R1 4,665 t	7,100 t 以上
海面漁業・養殖業産出額	H30 97 億円	200 億円 以上

2

3

4 2 産地の生産力強化

5 ■ 背景／課題

- 6 ○ 担い手の減少や高齢化の進展、労働力不足が進む中、生産性を向上し、農林水産業の成長産
7 業化を図っていくためには、省力化や効率化、規模拡大に資する先端技術を活用していく必
8 要があります。
- 9 ○ 先端技術を迅速に導入・普及していくためには、現場ニーズに応じた技術の最適化や、コス
10 トを考慮した経営的な視点を踏まえた技術の導入を図っていく必要があります。

11 ■ 施策の方向性

12 産地の生産力を強化するため、省力化や効率化、規模拡大に資する施設整備や高性能機械導
13 入等を支援します。

14 また、先端技術を取り入れた農林水産業を全国に先駆けて実践するため、先端技術の実証・
15 導入・普及までの各段階における多様な取組を推進します。

16 ■ 具体的な取組

17 (1) 農業生産性の向上と低コスト化の推進

- 18 ○ 開発メーカーや関係団体等と連携して先端技術の現場実装に向けた取組を進めるとともに、
19 実用化の目処が立った先端技術の導入効果と収益性の検証を行いながら、地域の実情に応じ
20 たスマート農業の普及拡大を進めます。
- 21 ○ きゅうりやトマト、アスパラガスなど本県の「顔」となる主要品目を対象に、園芸用施設の
22 導入推進により、生産量の増加と出荷期間の長期化を図るとともに、高性能機械や先端技術
23 等の導入による生産性の向上と省力化・低コスト化を図る取組を推進します。
- 24 ○ ももや日本なし、りんごなど主要品目を対象に、省力化・早期成園化が可能な樹形や仕立て
25 法の導入、計画的な改植や規模拡大を推進し、「果樹王国ふくしま」の発展を図ります。
- 26 ○ 花きの主要6品目（きく、宿根かすみそう、りんどう、トルコギキョウ、枝物類、鉢物類）
27 について、先端技術を活用し、気候変動や需要時期に対応できる生産技術の確立により、生

産の拡大を推進するとともに、施設化や省力化・低コスト技術等の導入支援により、経営安定への取組を推進します。

○ 肉用牛の省力技術の導入を進めるとともに、増頭等による繁殖農家及び肥育農家の規模拡大、繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制への転換に向けた取組を支援します。

○ 酪農の省力技術の導入や、増頭等による酪農家の経営規模拡大、法人化・協業化、経営能力・技術力向上のための取組を支援します。

○ 地域の各種支援組織や関連産業等の関係者が連携・結集した畜産クラスター協議会設立を支援し、地域ぐるみでの高収益型畜産経営への転換、生産性向上、畜産環境問題への対策を推進します。また、規模拡大や協業化等を通じた担い手の確保・育成及び機械導入や作業の共同化による省力化を図るとともに、地域資源を活用した耕畜連携や高付加価値化、コスト削減を図ります。

(2) 林業生産性の向上と低コスト化の推進

○ 森林経営計画⁶⁴制度を推進し、一体的で効率的な施業と管理を進めるとともに、森林所有者自らが経営管理を行うことができない森林等については、市町村による森林管理や意欲と能力のある林業経営者への経営管理の集積・集約化のための取組（森林経営管理制度）を支援し、素材生産の拡大等を促進します。

○ 造林、保育及び素材生産の低コスト化・省力化に向けた高性能林業機械の導入による作業システムの高度化を促進するとともに、コンテナ苗、ICT、ドローン等の活用など先進的な取組を支援し、林業の成長産業化を図ります。また、川上から川下までの連携による生産・加工・流通の低コスト化の取組を支援し、地域資源の循環利用を進めます。

(3) 「ふくしま型漁業」の実現

○ 水産資源を管理しながら生産額を拡大する「ふくしま型漁業」の実現に向け、長期の沿岸漁業の操業自粛により変化した資源状況に応じた管理方策の普及等を通じ、有効かつ持続的な資源利用の促進など、総合的な取組を推進します。（再掲）

○ 広域に分布する水産資源については、漁業者間の協議を踏まえ、他県との連携体制を強化し、適切な資源利用を推進します。（再掲）

○ モニタリング検査の実施や、関係団体等による自主検査への支援、正確な情報発信など県産水産物の安全と消費者の安心を確保する取組を推進します。（再掲）

○ 量販店での水産物常設販売棚の設置や外食店での県産水産物フェアの開催、メディアを活用したPR等により、県産水産物の安全性やおいしさを直接消費者に伝える取組を推進します。（再掲）

○ 水産エコラベル等の第三者認証の取得や、鮮度を保持する流通に必要な機器整備など付加価値を向上させる取組を支援します。（再掲）

○ 海洋環境や市況情報を包括した操業支援システムの構築及びICTの活用による漁業操業の効率化を推進します。また、水産資源解析に必要な情報収集・資源量推定及び現場への迅速な普及を図り、資源管理の更なる高度化を推進します。

⁶⁴ 森林経営計画：森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画。



園芸施設の環境測定装置



なしのジョイントV字樹形栽培



ブドウ根圏制御栽培(シャインマスカット)



トルコギキョウ栽培ほ場



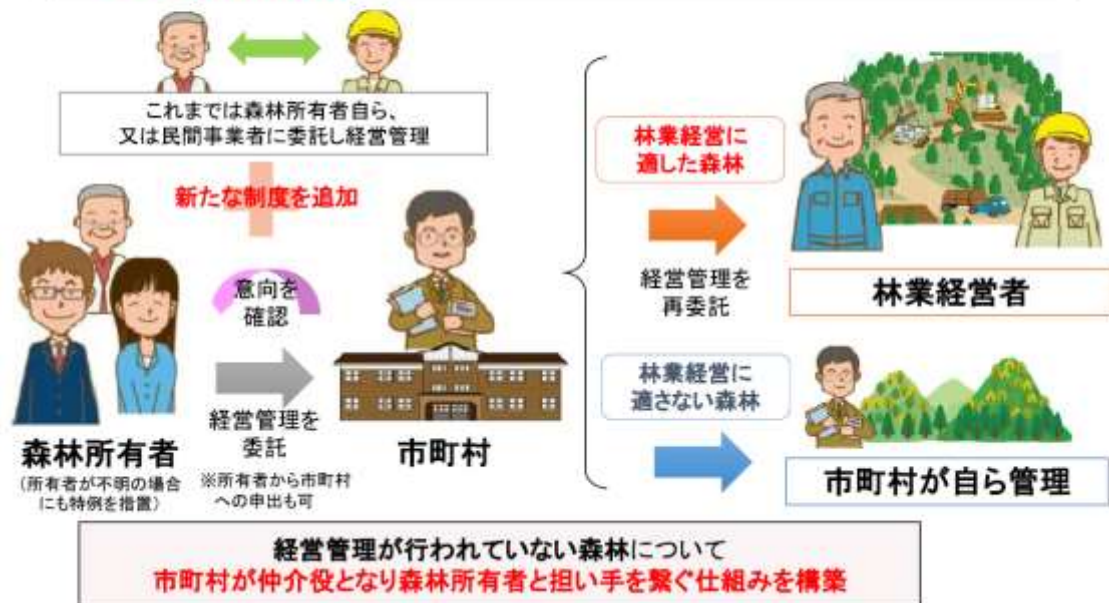
酪農の省力化技術(ロボット搾乳)



沿岸漁業による「常盤もの」の水揚げ

森林経営管理制度（森林経営管理法）とは

- 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



森林経営管理制度の概要(林野庁作成資料より一部抜粋)

1
2
3

1 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値 (R12)
スマート農業技術等導入経営体数	R2 525 経営体	1,700 経営体 以上
スマート農業技術等を導入した大規模稲作経営体数	R2 103 経営体	300 経営体 以上
スマート農業技術等を導入した園芸経営体数	R2 364 経営体	1,160 経営体 以上
スマート農業技術等を導入した畜産経営体数	R2 58 経営体	240 経営体 以上
夏秋きゅうり栽培における施設化割合	R2 50 %	60 % 以上
ももの10a当たりの生産量	R2 1,500 kg/10a	1,900 kg/10a 以上
県内肉用牛農家1戸当たりの飼養頭数	R2 26.6 頭	38 頭 以上
県内酪農家1戸当たりの飼養頭数	R2 40.1 頭	74 頭 以上
森林経営計画認定率	R2 15 %	32 % 以上
森林経営管理権集積計画の作成面積	R2 184 ha	累計 6,250 ha 以上 (R2~R12)
[再] 沿岸漁業生産額	R2 21 億円	100 億円 以上

2

3 3 産地の競争力強化

4 ■ 背景／課題

- 5 ○ 根強い風評を払拭するためには、安全な農林水産物の生産を基本としながら、品質の向上や
6 安定供給などを通じ、産地としてのイメージアップや信頼・選択してもらうための取組が必要
7 です。
- 8 ○ 首都圏に近接するという本県の立地条件をいかし、多種、多彩な農林水産物を国民に安定し
9 て供給する産地として大きな役割を担っています。
- 10 ○ 国内外の産地間競争が激化する中、消費者にとって魅力ある農林水産物の生産や、市場優位
11 性を高める「ふくしま」ならではの高付加価値化を推進していく必要があります。
- 12 ○ 農林水産業は自然資本や環境に立脚した生産活動が基本であるとともに、世界的に持続可能
13 な社会・経済の構築が求められていることから、環境に配慮した生産を推進していく必要が
14 あります。

15 ■ 施策の方向性

- 16 県産農林水産物の市場での優位性を高めるとともに、消費者や実需者から信頼・選択される
17 産地の確立に向けて、農林水産物に係る認証の取得を推進するとともに、認証を活用した販路
18 拡大・PRを推進します。また、「ふくしま」ならではの高付加価値化の取組や、環境と共生す
19 る農林水産業の推進により、産地の競争力の強化を図ります。

■ 具体的な取組

(1) 認証を活用したPR

- GAP認証取得農産物の消費者・実需者等への認知度向上に取り組みます。（再掲）
- 森林認証⁶⁵（FSC、SGEC等）の取得を支援し、適正に管理（FM認証⁶⁶）された認証森林から生産される木材等を認証事業者（COC認証⁶⁷）が素材生産、一次・二次加工した認証材製品を供給する体制を確立するとともに、持続可能な森林経営を推進します。
- MEL⁶⁸等の水産エコラベル認証の取得及び認証を活用したPR等の取組を支援し、水産資源や環境に配慮した漁業を推進します。
- 有機JAS認証や特別栽培認証の取得を促進するとともに、有機農産物⁶⁹や特別栽培農産物⁷⁰のPR等に取り組みます。

(2) 「ふくしま」ならではの付加価値化の取組推進

- 県産米のトップブランドとして育成する「福、笑い」の計画的生産と流通販売対策に取り組むとともに、平坦地向けの「天のつぶ」、中山間地域向け「里山のつぶ」など県オリジナル品種の普及拡大等を通じ、米どころふくしまの評価を更に高める取組を推進します。
- 良質な県産日本酒の生産を支える、高品質かつ均質な「福乃香」等県産酒造好適米の生産拡大を推進します。
- 県産農産物の機能性成分やうまみ成分の「見える化」による付加価値向上を図るとともに、これらを活用した県産農産物の販売促進・PRを図ります。
- ゲノミック評価技術を活用し、牛肉のおいしさや機能性成分等に関する優良な遺伝資源を持つ種雄牛の造成と繁殖雌牛の能力向上を図ります。
- 輸出に適應する品質保持技術の開発・実証により競合産地との差別化を図り、ももや日本なし、花きなどの品質が保たれた状態での流通を推進します。
- 付加価値の高い商品や優れた技術の開発を促進し、県産材製品の競争力を高めます。（再掲）
- 生産から流通までの各段階において、高鮮度を維持し、品質や価値を高める手法・技術の開発と普及を推進し、県産水産物の競争力を高めます。また、消費者ニーズに合致し、高い競争力を持つ水産加工品等の開発や、品質の向上に必要となる施設、設備等の整備を支援します。

(3) 環境と共生する農林水産業の推進

- 堆肥等の有機性資源を活用した耕畜連携⁷¹による土づくり等を推進します。また、県内で発生する籾殻、落ち葉、竹などの有機性資源を堆肥化し、農地等へ還元する循環利用を促進するとともに、資源循環に有効な新技術の導入を図ります。
- 「福島県有機農業推進計画」に基づき、有機農産物の安定生産に向けた生産基盤の強化を図るとともに、技術の開発・普及や人材の育成・確保、販路開拓・拡大の取組を進めます。

⁶⁵ 森林認証：認証機関が一定の基準等に基づき、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを審査・認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品を分別し表示・管理することにより、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な森林管理を支援する取組。認証管理団体により、FSCやSGECなどの認証制度がある。

⁶⁶ FM認証（森林管理認証）：森林認証のうち、適切かつ持続的な管理がされている森林に対する認証。

⁶⁷ COC認証（加工・流通認証）：森林認証のうち、認証森林から産出された林産物の適切な加工・流通に関する認証。

⁶⁸ MEL：一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会が運営・認証する、国際的な基準に沿った水産エコラベルの一つ。

⁶⁹ 有機農産物：化学的に合成された肥料や農薬の使用を避けること、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法で生産された農産物。

⁷⁰ 特別栽培農産物：地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下、で栽培された農産物。

⁷¹ 耕畜連携：耕種農家が飼料用稲などを栽培し、これを畜産農家が飼料として利用する取組や、畜産農家が製造した堆肥を農地等へ施用するなど、耕種農家と畜産農家が連携して行う営農活動。

- 「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づき、以下の取組を推進します。
 - 森林整備・保全や森林づくり意識の醸成等を推進するとともに、住宅や非住宅建築物の木造化・木質化による県産材の活用を促進します。
 - 一般家庭や公共施設等における熱利用や発電等、幅広い分野での木質バイオマス（チップ、ペレット等）利用を促進します。
 - 高温耐性のある品種の導入や気候変動に適応する生産技術の導入を促進します。
 - 海洋観測等による環境変化の把握及び漁海況予測の高度化などを推進します。
- 「福島県2050年カーボンニュートラル実現に向けた気候変動対策の推進に向けた条例」に基づき、以下の取組を推進します。
 - 森林による温室効果ガスの吸収機能を鑑み、森林整備及び再造林を推進します。
 - 温室効果ガスの吸収作用及び固定作用を有する藻場等の保全を推進します。
- 「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」に基づき、生物多様性を高める林業経営と持続可能な木材利用の取組を推進します。
- 「ふくしま生物多様性推進計画」に基づき、農林水産業が有する多面的機能の維持・発揮や農薬・化学肥料等の適正な使用、有機農業を始めとする環境と共生する農業など、生物多様性及び環境保全に関する取組を推進します。
- 施設園芸の暖房に使用する化石燃料の削減に向け、ヒートポンプ等の省エネ設備の導入を支援します。
- 農業における廃プラスチックの回収・適正処理の徹底や循環利用を促進するとともに、プラスチックを使用しない緩効性肥料の利用などを推進します。また、漁業系プラスチックゴミの適切な処理と漁業者のみならず地域住民や都市住民による海浜清掃等の取組を推進します。



ふくしま県 GAP(FGAP)



森林の環境や地域社会に配慮して作られた製品であることを示す FSC 認証マーク



森林が持続可能に管理されていることを検証・保証する
SGEC 認証マーク



認証材を使用した施設(東京オリンピック・パラリンピック
選手村ビレッジプラザ)



水産資源や環境に配慮した漁業・養殖業により生産
された水産物であることを示す認証マーク



水産エコラベルを表示した県産水産物 (サバ冷凍品)



有機 J A S 認証マーク



特別栽培農産物の認証マーク



県オリジナル酒造好適米「福乃香」



水産物の高鮮度保持技術の導入
(シャーベット氷製造装置)



水稻の有機栽培(乗用型除草機による作業)



有機性資源の活用(ほ場への堆肥散布)

1

2 ■ 施策の達成度を測る指標

[再]

指標名	現況値		目標値 (R12)	
第三者認証 GAP 等を取得した経営体数	R2	680 経営体	1,800 経営体	以上
水稻オリジナル品種の作付面積割合	R3	22.9 %	37 %	以上
花きの輸出額	R2	58 百万円	145 百万円	以上
消費地市場における県産水産物の平均単価回復割合	R2	136 %	100 %	以上
有機農業等の取組面積	R2	2,957 ha	6,000 ha	以上
地球温暖化等の気候変動に対応した農産物の生産技術の開発件数		－ 件	累計 10 件 (R4～R12)	以上

3

4

5

6

大阪・関西万博「大屋根リング」への福島県産木材活用

令和7年に開催された2025大阪・関西万博のシンボル「大屋根リング」は、世界中からの来場者を迎える高さ20メートル、全周2キロという世界最大（※）の木造建築です。（※2025年3月ギネス世界記録に認定）

この大屋根リングには2万7000㎡もの木材が使用されていますが、このうち、4,500㎡（うち3,500㎡は福島県産木材）は福島県浪江町に立地する国内最先端の工場「福島県高度集成材製造センター（通称、FLAM／エフラム）」で製造された集成材が用いられています。

FLAMで製造された中大断面集成材は、現在、国内の学校や公共施設、工場などの中大規模木造施設にも用いられています。



（提供：2025年日本国際博覧会協会）

福島高度集成材製造センター（FLAM）とは

浜通り地方における産業の復興に向け新たな産業の創出を目指す福島イノベーション・コースト構想に基づく農林水産プロジェクトとして、福島県産木材の需要を拡大し、林業を再生することを目的に、非住宅向けの大断面集成材を中心とした付加価値の高い集成材を製造する施設です。中大規模木造建築の普及拡大に寄与するとともに、木材利用の推進により脱炭素社会の実現へ貢献します。



第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生

1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進

■ 背景／課題

- 農林水産業及び農山漁村が持続的に発展していくためには、農林漁業者や関係者のみならず、県民一人一人が食料の供給や県土の保全、水源の涵養、安らぎをもたらす景観などの農林水産業・農山漁村が持つ役割の重要性について理解を深めることが重要です。
- 全国植樹祭によって高まった森林づくり活動への機運を継続していく必要があります。

■ 施策の方向性

県民一人一人が農林水産業・農山漁村の持つ役割の重要性について理解を深められるよう、子どもから大人まで全ての世代において、「触れる」・「感じる」・「知る」機会の拡大を図ります。

■ 具体的な取組

(1) 農林水産業・農山漁村に関する情報発信

- 情報を伝えたい対象者や目的等に応じ、ホームページ・SNS等の電子媒体や、テレビ・新聞等のメディア媒体、広報誌・周知チラシ等の紙媒体など多様な媒体を通じて、農林水産業・農山漁村の現状や役割を分かりやすく発信します。

(2) 農林水産業・農山漁村に接する場の提供

- 農林漁業体験を通じて子どもたちが保護者と共に旬の県産農林水産物と触れ合える機会を創出します。また、保育所や学校の給食での地元食材の活用などを通じて、県産農林水産物への理解を深めるとともに、幼少期から健康的な食生活を浸透させ、県民の健康長寿にもつながる地産地消を推進します。（再掲）
- 子どもたちの望ましい食習慣を形成するために、栄養バランスの整った朝食摂取などを推進し、食べる力の育成を図ります。（再掲）
- 農業・農村の多面的機能の発揮に寄与する農業水利施設等について、地域の将来を担う高校生などの若者を中心とした全ての世代を対象とする体験学習や広報活動などの取組を支援します。
- 地域ぐるみの景観作物の栽培や、花にふれあう活動等を支援します。
- ふくしま県民の森などの公的施設の維持管理はもとより、木の良さや県産材を利用することの意義に関する普及啓発、森林環境教育指導者の育成などを通して、全ての世代における森林に接する機会の創出に取り組みます。
- 植樹祭等の森林づくりイベント開催や森林づくり団体の活動を支援します。
- 子どもたちに対する漁業体験学習等の活動や消費者が県産水産物に直接触れることができる機会の創出等を支援するとともに、水産関係団体等による魚食普及や消費拡大に向けた取組を支援します。
- 研究機関による参観デーや関係団体等が取り組む環境教育イベントの開催等を通して、内水面の役割への理解を深める取組を進めます。



県産農産物を使ったサイエンスカフェ



歴史ある農業水利施設の見学(戸ノ口堰洞門くぐり)



企業の森林づくり植樹活動



中学生を対象とした漁業者による出前講座

■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値 (R12)
自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと思う県民の割合	R3 86.1 %	95 % 以上
森林づくり意識醸成活動参加者数	R2 114,918 人	170,000 人 以上

2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮

■ 背景／課題

- 農山漁村は、農林水産業の営みを通じて、食料を安定的に供給する基盤であるとともに、生活する場でもあり、さらには、県土の保全や水源の涵養、洪水の防止、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的機能を発揮する場でもあります。
- 農村では、農業従事者の減少や集落機能の低下が深刻化しており、地域の共同活動によって支えられてきた多面的機能の発揮に向けた取組に支障が生じつつあるため、農業者のみならず多様な人材の参画により地域を支えていく必要があります。
- 森林文化のくに・ふくしま県民憲章⁷²を規範とし、豊かな森林環境を健全な状態で次世代に引き継いでいく必要があります。
- 漁場としても有用な藻場⁷³・干潟の環境や機能を維持していく必要があります。

⁷² 森林文化のくに・ふくしま県民憲章：様々な恵みをもたらす森林を守り育て、将来の世代に引き継げるよう県民一人一人が参画する新たな森林（もり）づくりの目標や理念を示したもの。

⁷³ 藻場：沿岸域に形成された様々な海藻・海草の群落。水質や底質の浄化や、多くの生き物の産卵・生育の場などの重要な役割を果たす。

■ 施策の方向性

農林水産業・農山漁村が有する多面的機能を維持・発揮させるため、農業生産活動を通じた取組や地域ぐるみで行う共同活動の取組が継続されるよう支援します。

■ 具体的な取組

(1) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

- 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用し、農業生産活動の維持や地域ぐるみで持続的に取り組む農地等の保安全管理等を支援します。
- 地域内外の様々な方々との交流活動を通じた多様な人材を確保する取組や、集落間の連携などにより、農地保全や農村環境の維持を図る活動を支援し、農村に新たな活力を呼び込みます。
- **地域計画の実現**のための地域の話合いによる農地の集積等を通して、遊休農地等⁷⁴の発生防止や再生・利活用を図る取組を支援します。

(2) 森林の有する多面的機能の維持・発揮

- 森林計画制度の下での適正な伐採、更新等の取組を促進します。
- 福島県森林環境税⁷⁵などを活用し、伐採跡地における再造林や荒廃が懸念される森林の整備を推進するとともに、森林環境学習の機会の提供や県産材の利用促進を図ります。
- 保安林⁷⁶を指定し、水源の涵養や土砂災害の防備等が期待される森林の保全と適切な森林施業を推進します。また、森林被害の実態把握等を目的とした森林保全巡視活動に取り組み、森林の適正な管理に努めます。
- 林業専用道などの整備を図り、間伐等を進めます。また、主伐後の再造林・広葉樹林化など、多様な森林整備の取組により、人工林の年齢構成を平準化し森林の若返りやバランスのとれた森林資源へ誘導を図ります。（再掲）
- 花粉の少ないスギの種子、穂木の供給体制を整備し、花粉症対策を進めます。（再掲）
- 松くい虫やカシノナガキクイムシ等の予防・駆除など、森林被害の防止対策を進めます。
- 林野火災の発生予防、情報の収集及び関係機関への共有体制を整備し、健全な森林を守ります。
- **帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、国や市町村と連携し、作業者の安全確保と整備が必要な森林等の把握などの取組を推進します。（再掲）**

(3) 水産業・漁村の有する多面的機能の維持・発揮

- 漁業者による生態系保全活動を支援し、二酸化炭素吸収や水質浄化等の多面的機能を有する藻場・干潟の機能保全を図ります。
- 漁業系プラスチックゴミの適切な処理と漁業者のみならず地域住民や都市住民による海浜清掃等の取組を推進します。（再掲）

⁷⁴ 遊休農地等：農業委員会が農地法に基づき年1回すべての農地を調査し、下記に分類した農地の総称。

○遊休農地

- ・過去1年以上農作物の栽培が行われていない状態で、今後も耕作される見込みがない農地
- ・農作物の栽培は行われているが、周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地

○再生利用が困難な農地

既に森林の様相を呈する等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地

⁷⁵ 福島県森林環境税：水源の涵養、県土の保全等県民福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費を確保するための税制。

⁷⁶ 保安林：国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全等を目的として、森林法に基づき指定される森林。指定を受けることで立木の伐採、土地の形質の変更等について、一定の制限が課せられる。

○ 関係団体等による環境保護や環境教育等の取組を促進し、河川・湖沼の多面的機能の維持を図ります。



地域ぐるみでの堰の土砂上げ作業



農地パトロール(農地の利活用状況を調査)



カシノナガキクイムシによる森林の被害
(左上:薬剤によるくん蒸処理)



漁業協同組合による小学生への河川・湖沼の環境教育活動

■ 施策の達成度を測る指標

[再]

指標名	現況値	目標値 (R12)
地域共同活動による農地・農業用水等の保安全管理面積の割合※	R2 51 %	57 % 以上
遊休農地の解消面積	— ha ※R2 実績 430ha (参考)	累計 4,500 ha 以上 (R4~R12)
森林整備面積	R2 6,004 ha	8,000 ha 以上
河川・湖沼の漁場環境保全等に取り組む人数	R2 12,735 人	12,000 人 以上

※農業振興地域内の農用地等のうち、多面的機能支払・中山間地域等直接支払の共同活動の取組により保安全管理された、農地・農業用水等の面積が占める割合

3 快適で安全な農山漁村づくり

■ 背景／課題

- 急速に人口減少が進む中山間地域等を始めとする農村地域に安心して暮らせるよう、農村の活力向上に資する施設等を適切に維持管理していく必要があります。
- 近年、県全域において、イノシシ等の野生鳥獣による被害が広域化・深刻化しており、地域の実情に応じた対策が求められています。
- 農山漁村の安全・安心な暮らしを守る対策を確実に進めていく必要があります。

■ 施策の方向性

農山漁村の快適な生活環境を確保するため、生活環境基盤の整備を推進するとともに、野生鳥獣による農林漁業への被害を低減させるため、関係機関と連携し、持続的な生産活動を可能とする取組を推進します。

また、「福島県国土強靱化地域計画」等に基づき、流域治水対策を始めとするハードとソフトが一体となった総合的な防災・減災対策などにより、安全で安心な農山漁村づくりを推進します。

■ 具体的な取組

(1) 農山漁村の定住環境の整備

- 農道・林道、農業集落排水処理施設などの計画的な整備と適切な維持管理により、農村地域の産業・生活基盤の維持・改善を図ります。
- 水路等への転落防止のための安全施設の整備など、農業水利施設の安全対策を推進します。
- 基幹的な林道の整備を推進し、生活環境の改善や持続可能な林業経営の実現を図ります。

(2) 鳥獣被害対策の推進

- 「福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針」に基づき、住民が主体的に地域ぐるみで取り組む生息環境管理や被害防止対策、有害捕獲を組み合わせた総合的な対策の普及拡大を図ります。
- 市町村協議会の設置など鳥獣被害防止推進体制整備及び補助事業の円滑な実施等を支援します。
- 里山林の林縁部の刈払いや除伐等の適正な整備により見通しの良い緩衝帯を設置する取組を支援します。
- ニホンジカによる森林への被害の把握を行い、顕在化した被害について、必要な対策の実施を支援します。
- 関係団体等が実施するカワウの駆除や追払い等について、持続的かつ効果的な取組を支援します。また、関係団体等による外来魚の駆除等の被害対策の取組を支援します。

(3) 災害に強い農山漁村づくり

- 防災重点農業用ため池⁷⁷の防災工事等推進計画に基づき、計画的な工事着手を推進します。
- 防災重点農業用ため池の改修・補修等のハード対策と、ハザードマップの作成や地域住民への啓発活動等のソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を推進します。
- 農業用ダム等の洪水調節機能の強化に向けた取組を進めます。

⁷⁷ 防災重点農業用ため池：決壊により浸水が想定される区域に住宅等が存する農業用ため池であり、都道府県知事の指定を受けたもの。

- 1 ○ 治山施設の整備を推進し、森林の持つ多面的機能の維持を図ります。
- 2 ○ 台風等による気象災害を受けた森林を整備します。また、重要インフラ施設周辺の森林整備
- 3 を支援し、災害の未然防止に努めます。
- 4 ○ 幹線等の重要な林道を重点的に開設・改良し、林道の強靱化を進めます。
- 5 ○ 東日本大震災による大津波によって被災した海岸防災林を速やかに復旧するとともに、防災
- 6 機能の回復を図るため、適正に保育管理します。（再掲）
- 7



鳥獣被害防止のための侵入防止柵



水源森林再生対策事業による治山施設の整備



決壊による家屋等の被害を未然に防止する老朽化したため池の改修(左:施工前 右:施工後)

8

9 ■ 施策の達成度を測る指標

[再]

指標名	現況値	目標値 (R12)
林内路網整備延長	R2 6,766 km	8,860 km 以上
野生鳥獣による農作物の被害額	R2 198,391 千円	90,000 千円 以下
防災重点農業用ため池整備着手数	R3 4 箇所	124 箇所 以上
治山事業により保全される集落数	R3 1,097 集落	1,179 集落 以上

10

11

4 地域資源を活用した取組の促進

■ 背景／課題

- 地域資源を活用した地域産業6次化の取組は、農産物の加工や直売等の年間販売金額が平成22年度の328億円に対して令和元年度には447億円となり、増加傾向となっています。
- 地域特産物を活用した産地・地域づくりや観光と連携した都市との交流、バイオマスや水力等の地域資源を活用した取組など、農林水産業を核とした農山漁村づくりが進められています。
- 農村地域における高齢化や人口減少が急激に進行する中、地域活力の向上を図るためには、地域のコミュニティの維持と併せて、地域外の住民との関係を構築することが重要です。

■ 施策の方向性

地域産業6次化をより一層推進し、農林漁業者の安定的な所得と雇用機会の確保、農山漁村の活性化を図ります。また、地域特産物や観光資源など多様な地域資源を活用した活動や、地域間の連携、都市住民等との連携した活動など、農村地域の保全のための人材確保のみならず、地域の活性化・新たなコミュニティの形成を図る、地域の主体的な取組を促進し、活力ある農山漁村づくりを推進します。

■ 具体的な取組

(1) 地域産業6次化の促進

- 農林漁業者や就業希望者、学生、地域の企業・団体等、地域産業6次化に取り組む新たな担い手を育成するとともに、兼業農家や地域にゆかりのある方などが取り組みやすい環境づくりを行います。
- マーケットイン⁷⁸の視点に基づく商品開発や商談機会の充実、商品のPR強化などを支援し、販路拡大とブランド力の向上を図ります。
- 多様な県産農林水産物と、観光を始めとする「食」に関連する分野との連携を強化し、6次化商品の新たな需要を発掘します。
- 生産者のみならず多様な職種、地域住民を巻き込んだネットワークの構築や地域全体で取り組める仕組みづくりを進め、本県の豊かな農林水産物や加工技術、伝統食や郷土食、伝統文化などの地域資源を活用した地域産業6次化を推進します。

(2) 特色ある地域資源の活用促進

- おたねにんじん⁷⁹やエゴマ等の保健機能を有する地域特産物について、新規栽培者確保に向けた活動や研修会等を通じた栽培技術向上を支援するとともに、地元飲食店等と連携した新たな需要創出や特色ある加工品づくりを支援します。
- 県が開発した「うつくしまエゴマ豚⁸⁰」や「会津地鶏」、「ふくしま赤しゃも（川俣シャモ）」の高品質化に向けた取組を進めます。
- 農村の活性化を図る取組をけん引する地域リーダーの確保・育成を促進するとともに、地域特産物や棚田⁸¹などの資源を活用した地域振興の取組を支援します。

⁷⁸ マーケットイン：商品の企画開発や生産において、消費者の要求などを重視する考え方。

⁷⁹ おたねにんじん：一般に「高麗人参」や「朝鮮人参」と呼ばれている植物の和名で、古来より薬用人参として薬用又は食用に珍重されている。

⁸⁰ うつくしまエゴマ豚：出荷前の1箇月間、エゴマ種実を3%混ぜた飼料を給与した本県独自のブランド豚肉。市販の豚肉と比較して、体に良いとされる脂質のα-リノレン酸を多く含んでいる。親豚には、畜産研究所が供給した品種が使われる。

⁸¹ 棚田：勾配1/20以上の傾斜地にある階段上に設けられた水田。

(3) 都市との交流の促進

- 女性・高齢者の活躍の場や交流の拠点として地域活性化等に資する農産物直売所等の整備を支援します。
- 農村地域の保全活動に取り組む組織と、都市住民との交流を行う団体や農村地域での活動に興味のある大学等との連携を支援します。
- 豊かな地域資源をいかしたグリーン・ツーリズムや観光と連携した農林漁業体験など、農山漁村と都市住民の交流活動を推進する以下の取組を展開します。
 - 地域における受入体制づくりやグリーン・ツーリズムインストラクターの育成を進めます。
 - 農村地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動などの様々な魅力を県内外に発信し、誘客を図る取組を支援します。
 - 農林漁業体験民宿施設等の開設が迅速かつ円滑に進むよう支援します。
 - 農林漁業者自らが行う農家レストラン、農泊、農林漁業体験の受入などの取組を支援し、新たな産業の育成や、雇用の創出を図ります。
- 農村地域の維持・活性化のため、農村関係人口の拡大に向けた取組を推進します。
 - 農村関係人口拡大のため、地域側の受入に対する理解の醸成や参画拡大を図ります。
 - 地域外人材の受入を望む地域と地域外人材とのマッチングを支援します。

(4) 再生可能エネルギーの導入促進

- 森林整備に伴い発生する間伐材等の未利用材など木質バイオマスの安定的な供給を促進するとともに、熱利用施設等における木質バイオマス等の利用を促進します。
- 農業用水を活用した小水力発電を導入する市町村や土地改良区等を支援します。



農産物の加工(集落での赤かぶ漬け)



6次化商品(えごまキャラメル)



おたねにんじんの栽培ほ場



グリーン・ツーリズム(酪農体験)

1

2 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値		目標値（R12）	
農産物の加工や直売所等の年間販売金額	R1	447 億円	570 億円	以上
木質燃料使用量	R1	631 千t	900 千t	以上

3

1

2

第 5 章 地方の振興方向

3

4

5

第1節 県北地方

6

第2節 県中地方

7

第3節 県南地方

8

第4節 会津地方

9

第5節 南会津地方

10

第6節 相双地方

11

第7節 いわき地方

12

13

第1節 県北地方

「くだもの・きゅうり・花き王国の飛躍と農林業の持続的な発展」

1 地方の特色

県北地方は、果樹・野菜を中心とした福島市・伊達市・伊達郡の北部平坦地域、稲作を中心とした二本松市・本宮市・安達郡の南部平坦地域、畜産・特産作物を中心とした阿武隈山地と奥羽山系に広がる中山間地域の三つに大別されます。

販売農家数のうち農業所得を主とする主業農家が占める割合は 20.2%であり、県平均の 17.2%より高くなっています。耕地面積については、果樹生産が盛んなことを反映して樹園地の割合が 21.2%と高く、県全体の樹園地面積の 6 割以上を県北地方が占めています。

東日本大震災及び原子力災害で避難指示が出された川俣町山木屋地区では、平成 29 年 3 月 31 日に避難指示解除準備区域及び居住制限区域が解除され、営農再開に向けた取組の拡大が必要となっています。

民有林面積は、県全体の約 10%となっています。管内 2 箇所の木材市場における原木の取扱量は、県全体の約 20%を占めています。

2 振興方向

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

川俣町山木屋地区の本格的な営農再開に向け、農業生産基盤の整備や、担い手の確保・育成、栽培技術の支援等により復興を加速化させます。

安全・安心な農林産物の提供に向け、モニタリング検査の実施や正確な情報発信など、検査体制を維持するとともに、出荷制限解除に取り組めます。

(2) 農林業の持続的な発展を支える担い手の確保・育成と生産基盤の強化

地域農林業の担い手の確保・育成を図るとともに、効率的かつ持続的な農林業経営の実現に向け、生産基盤を強化します。

(3) 安全で魅力的な農林産物の安定供給と販売促進

県オリジナル品種の導入などによりブランド力の強化を図るとともに、農林産物のおいしさや品質の高さを積極的に PR します。また、輸出を含め販路拡大に取り組めます。

(4) 豊かな農山村の形成と活性化

農山村や森林の多面的機能を発揮させる取組や、農山村の魅力（自然・食・くらし・人）等の地域資源をいかした活動を支援します。

3 重点的な取組内容

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

【現状／課題】

○ 川俣町山木屋地区では、農地の保全管理から営農再開の取組への円滑な移行が必要となっています。

○ 里山等の除染や森林整備の実施、ため池の底質土の放射性物質対策、除染に伴い生じた土壌等の仮置場となっていたほ場の原状回復が求められています。

○ ゆずや、一部の山菜・きのこなどの出荷制限が続いています。

1 【具体的な取組】

- 2 ○ 川俣町山木屋地区の本格的な営農再開に向け、用排水路等農業生産基盤の整備、担い手の確
3 保・育成を図るとともに、水稻や飼料作物など土地利用型作物の作付拡大、トルコギキョウ、
4 ミニトマトなどの花き・野菜類の栽培管理支援及び山木屋在来そば等の地域特産品の振興等
5 を進めます。
- 6 ○ 除染に伴い生じた土壌等の仮置場となっていた農地の用排水路及び暗きょ排水の整備など、
7 基盤整備を進めます。また、市町村によるため池底質土の除去の取組を支援します。
- 8 ○ 里山の再生に向け、森林整備と放射性物質対策を一体的に進めるとともに、下流域の農地の
9 安全を確保します。
- 10 ○ 農林産物のモニタリング検査の実施や適切な栽培管理支援により、引き続き農林産物の安全
11 性を確保するとともに、農林産物の出荷制限の解除に向けた取組を進めます。また、安全な
12 農林産物が出荷・販売されるよう直売所等の出荷管理状況調査を行います。

13 (2) 農林業の持続的な発展を支える担い手の確保・育成と生産基盤の強化

14 【現状／課題】

- 15 ○ 令和6年までの5か年平均で年あたり87名が新規に就農しており、中でも自営就農の割合
16 が増加傾向にあります。雇用就農の増加に向けて、受け皿となる法人経営体の育成が求めら
17 れています。
- 18 ○ 効率的な農作業の支障となる小区画の水田等が存在しています。また、農業用水利施設の老
19 朽化が進んでおり、計画的な整備と防災機能の強化が求められています。
- 20 ○ 林業を担う森林組合や林業事業体の求人数に対し、新規林業就業者は半数程度で推移して
21 おり、担い手の確保が難しい状況にあります。
- 22 ○ 森林整備や木材搬出作業の効率化、素材（丸太）の用途に応じた利用を推進する必要があり
23 ます。

24 【具体的な取組】

- 25 ○ 市町村、J A、福島県農業経営・就農支援センター等と連携して新規就農者の受入体制を整
26 備し、新規就農者の農地確保や技術習得などを支援します。また、地域の担い手である認定
27 農業者の確保・育成に向けて、法人化やG A Pの認証取得などの経営改善に資する取組を支
28 援しながら、地域計画の実現を推進します。
- 29 ○ 担い手の効率的な農業経営に資するほ場整備を計画的に進めます。また、農業水利施設の補
30 修・更新を進めるとともに、防災に関する施設機能を強化し、持続的な農業生産体制を確保
31 します。
- 32 ○ 新規林業就業者の確保及び定着を図るため、林内作業の効率化や雇用環境の改善を推進する
33 とともに、必要な技術を習得するための研修機会を確保します。
- 34 ○ 森林資源の適切な管理と林業の成長産業化を推進するため、林内路網の整備と高性能林業機
35 械の導入により林業生産基盤の整備を推進するとともに、素材（丸太）の有効利用に向けた
36 取組を支援します。

37 (3) 安全で魅力的な農林産物の安定供給と販売促進

38 【現状／課題】

- 39 ○ もも、日本なし、きゅうり、花き等の園芸産地を維持するため、計画的な果樹の改植や施設
40 栽培の拡大等による生産量の確保と品質向上が必要です。
- 41 ○ 果物やあんば柿は、国内外から高い評価を受けています。引き続き、輸出を含めた販路の拡
42 大を図る必要があります。

○ 素材（丸太）の安定供給を図るため、県産材の安全性をPRするとともに、森林整備を推進する必要があります。

○ 県オリジナル品種を活用したブランディングなど、販売促進に向けた取組が必要です。

【具体的な取組】

○ 県内屈指の園芸産地の維持・発展に向けて、産地を支える新たな担い手を確保・育成し、スマート農業の導入等による規模拡大や省力化を推進するとともに、施設化や老朽樹園地の改植、灌水設備の整備、担い手への園地集積などにより産地の生産力強化を図ります。

○ 輸出を含む農林産物の販路拡大を推進するとともに、GAPの認証取得支援や、農林産物のおいしさや品質の良さの積極的なPR、GAPや農場HACCP等に関する流通関係者・消費者の理解を深める取組を進めます。また、有機農業の生産技術の向上や、有機農産物の販路拡大に向けた取組を支援します。

○ 木材市場や製材工場における適正な放射線量の測定など、県産材の安定供給に向けた取組を支援します。

○ 農林産物のブランド化に向けて、水稻「福、笑い」、きのこ「ふくふくしめじ」などの県オリジナル品種の導入などの取組を支援します。また、くだもの、きゅうり、花き等、県北地方ならではの農林産物の消費拡大と地産地消を推進します。

(4) 豊かな農山村の形成と活性化

【現状／課題】

○ 地域の人口減少・高齢化・担い手不足等により、地域における農山村の維持・保安全管理が困難となっています。

○ 近年は、豪雨に起因する山地災害が発生しています。

○ 遊休農地や森林に隣接する農地でイノシシ等による野生鳥獣による被害が年々増加しています。

○ 原子力災害の影響により、グリーン・ツーリズムや森林づくり体験等による交流人口が減少しています。

○ 道の駅等の整備により、地域の農林産物が購入しやすくなるとともに、直売所の販売額は増加傾向で推移しています。

【具体的な取組】

○ 地域住民の共同活動など、農山村の維持・保安全管理を適切に行うための体制づくりを支援します。

○ 森林の多面的機能の維持・発揮を図るため、計画的な保安林の指定や、適切な森林整備、治山事業による防災・減災対策を進めます。

○ 地域計画の実現に向けた実践に取り組み、遊休農地等の解消を図るとともに、森林整備、防護柵の設置など、地域ぐるみによる総合的な鳥獣被害防止対策を支援します。

○ 農業体験等を通し、子どもたちへ農業の魅力や食への理解を深めるとともに、教育旅行や都市住民との交流や、農村関係人口の拡大を促進します。

○ 自然と人との関わりや森林づくり意識醸成を図るため、フォレストパークあだたら等を活用した森林環境教育や森林ボランティア活動などの取組を支援します。

○ 地域の活性化や生産者の所得向上を図るため、酒造好適米「福乃香」を利用した日本酒、ぶどうやりんごをいかしたワイン等の製造など地域産業6次化の取組を促進します。また、6次化ネットワーク交流会の開催等、地域内での交流促進を図ります。



県北地方の主力農産物のもも



きゅうりの生産拡大に対応した選果場の稼働



里山の環境保全 列状間伐(本宮市)



センサーカメラに映ったイノシシ

1

2 4 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値(R12)
新規就農者数	R3 60 人	96 人 以上
ものの販売額	R2 5,075 百万円	6,271 百万円 以上
きゅうりの販売額	R2 4,312 百万円	5,000 百万円 以上
森林整備面積	R2 753 ha	800 ha 以上
森林づくり意識醸成活動参加者数	R2 21,616 人	25,000 人 以上

3

4

5

第2節 県中地方

「多彩なひと・もの・地域を育み未来へつなぐ、 持続可能な県央の農林水産業」

1 地方の特色

県中地方は県の中央に位置し、3市6町3村の総面積は241千haと県全体の17.5%を占めています。東に阿武隈高地、西に猪苗代湖を擁し、南北に流れる阿武隈川流域には安積平野が広がっており、高速交通網の要衝や本県経済の中心地となっています。

農林水産業では、「あさか舞」や「天栄米」等の米を始め、きゅうり、トマト、ピーマン等の園芸作物、肉用牛・酪農等の畜産、椎茸等の生産が盛んで、本県農業産出額の約3割を占めており、木材関連工場も多数立地しています。また、食用コイは、全国2位の生産量となっています。

2 振興方向

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

田村市都路町など避難指示等を受けた地域における営農再開及び農地整備・森林整備の推進等により、被災農林業者の活動再開や復興の加速化に向けた取組を支援します。

(2) 農林業の担い手の確保・育成と生産基盤の整備

担い手が安心して農林業に取り組める環境を整備し、多様な担い手の確保・育成に取り組むとともに、農地や森林等を次世代に引き継いでいけるよう、生産基盤を整備します。

(3) 産地体制の強化と農林水産物の魅力向上・発信による需要の創出

産地体制や産地競争力を強化するとともに、農林水産物の魅力向上・発信など需要創出に向けた販売戦略により、消費者から選ばれる産地づくりを推進します。

(4) 豊かで活力ある農山村の形成

農山村の地域環境やコミュニティの維持・向上を図るとともに、豊かな地域資源の活用や都市農村交流活動等を通じた地域の活性化を促進します。

3 重点的な取組内容

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

【現状／課題】

○ 田村市都路町など避難指示等を受けた地域の水稻作付面積は震災前の約7割（令和2年度末）にとどまっており、引き続き営農再開に向け、支援していく必要があります。

○ 田村市都路町を含む阿武隈山地では、林業生産拡大に向けた支援と併せて放射性物質対策を講じる必要があります。

【具体的な取組】

○ ほ場整備など生産基盤の整備と農業用機械・施設や家畜等の導入を支援するとともに、新たな担い手を確保し、安定した生産体制を確立します。

○ 農林水産物の安全性に関する情報発信に取り組むとともに、販路拡大に向けた支援など総合的な風評対策を推進します。

○ 木材の安定供給やきのこ原木林の再生等による林業生産活動の再開に向け、森林整備と放射性物質対策を一体的に行う取組を支援します。

1 (2) 農林業の担い手の確保・育成と生産基盤の整備

2 【現状／課題】

3 ○ 農林業従事者の高齢化や担い手の減少が進んでいるため、新たな担い手を確保する必要があります。

5 ○ 収益性の高い経営を実現するため、経営改善を支援し、経営の安定化を図る必要があります。

6 ○ 持続可能な農林業を推進するため、生産基盤の整備を実施する必要があります。

7 【具体的な取組】

8 ○ 新規就業者の確保・育成を図るため、広域的な担い手確保体制の整備や就業サポート体制の強化への支援、技術・経営支援に取り組みます。

10 ○ 認定農業者や地域計画に位置付けられている農業者、青年農業者・女性農業者等の多様な担い手の確保・育成を図るとともに、地域の合意形成による集落営農組織や法人経営体の育成、企業等の農業参入や農福連携を支援します。

13 ○ 林業研修「林業アカデミーふくしま」等の積極的な活用により、新たな林業の担い手の確保・育成を図るとともに、インターンシップ制度を活用したマッチング等により、林業事業体の雇用創出を促進します。

16 ○ 農林業者の経営改善計画の策定・フォローアップや、農業協同組合等の労力調整システムの運営支援による労働力の安定確保、第三者を含めた経営継承を支援します。

18 ○ 担い手への農地集積やスマート農業に対応した生産基盤の計画的な整備を進めるとともに、機能保全計画の策定による農業水利施設等の長寿命化を促進します。

20 ○ 林内の路網整備を推進し、木材の生産拡大を図ります。

21 (3) 産地体制の強化と農林水産物の魅力向上・発信による需要の創出

22 【現状／課題】

23 ○ 食の安全・安心や消費者からの信頼を確保するための取組を継続して実施していく必要があります。

25 ○ 生産者の高齢化や労働力不足により経営規模の縮小等が進んでおり、産地体制の維持・強化を図る必要があります。

27 ○ 産地競争力の強化を図るため、高く安定した収量・品質を確保するとともに、ブランド化など、消費者等から信頼される産地づくりを推進する必要があります。

29 ○ 内水面養殖業の経営安定に向けて、生産量が減少している食用コイの生産・消費拡大を推進する必要があります。

31 【具体的な取組】

32 ○ モニタリング検査の実施により安全性の確認を徹底するとともに、結果を迅速に情報発信します。

34 ○ 大豆、麦、そば、飼料作物等の戦略作物の計画的導入・安定生産による水田のフル活用を推進するとともに、施設化や環境制御技術などのスマート農業の導入等により高収益化を図り、きゅうりやトマト、ピーマン等園芸作物の持続可能な産地の確立を目指します。また、効率的な飼養管理技術等の導入を推進し、畜産の振興を図ります。

38 ○ きのこと類の栽培技術の確立・普及、新たな木材加工技術の開発支援や加工機械の整備支援により、林業の振興を図ります。

- G A Pの認証取得促進による経営改善と食品の安全性の向上、消費者の信頼確保に努めるとともに、有機農業や特別栽培、**みどり認定等**の取組支援など環境と共生する産地づくりを推進します。
- 「あさか舞」や「天栄米」を始めとする農林水産物のブランド化を推進するとともに、県の中央に位置する地理的条件や県内有数の人口集中地域であるなど、「県中地方」ならではの条件をいかし、農林水産物の魅力発信や販売P R、地産地消を推進します。
- 食用コイの安定生産のため、魚病まん延防止の徹底や、効率的な生産技術の普及に努めるとともに、消費拡大に向けた取組を推進します。

(4) 豊かで活力ある農山村の形成

【現状／課題】

- 過疎化・高齢化等によって農山村地域の維持・保安全管理が困難になり集落機能が低下していることから、食や農林業等への理解促進、農山村や森林が有する多面的機能の発揮に向けた農地等の保安全管理、農道・林道の整備や生活環境の保全等が必要です。
- 農山村活性化のため、豊かな地域資源の活用や都市住民等との交流促進が必要です。

【具体的な取組】

- 学校給食における地元食材の活用を進めるための啓発活動の実施や、ごはんを主食とする日本型食生活の理解促進を図ります。
- ふくしま植樹祭や市町村が行う森林環境教育への支援等により森林づくり意識醸成活動を推進します。
- 集落排水処理施設や防災安全施設等の整備、治山施設や農道・林道の整備・維持保全、日本型直接支払制度の活用など、多面的機能が発揮できる環境づくりのための取組を支援します。
- 野生鳥獣による農作物等の被害を防止するため、侵入防止柵の設置や、生息環境管理、個体数管理、市町村等と連携した自衛意識の啓発など、地域ぐるみで取り組む総合的な対策を促進します。
- 農業用の水路、ダム、ため池や、保安林の整備による防災・減災対策を推進します。
- 木材（素材）生産基盤の整備や広葉樹の更新伐等による森林再生を進め、かつて県内有数の木材供給地であった阿武隈地域の活性化を図ります。
- 「県中地方・地域産業6次化ネットワーク」を拡大するとともに、商品開発や販売促進等に関する取組を支援します。
- 農家民宿・民泊や農作業体験、地域文化とのふれあい、関係人口の創出・拡大、グリーン・ツーリズムや観光と連携した「食」の提供など、都市と農山村の交流を促進します。



東日本大震災で決壊した藤沼湖の復旧
※左上:被災時の状況



超音波による肉質診断

蓄電池式ソーラー自動灌水システム(ピーマン)



放射性物質対策と一体となった森林整備

1

2 4 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値		目標値(R12)	
新規就農者数	R3	42 人	69 人	以上
きゅうり生産農家 1 戸当たりの販売額	R1	2,978 千円	3,430 千円	以上
森林整備面積	R2	1,381 ha	1,920 ha	以上

3

第3節 県南地方

「清流が育む、豊かな未来を拓く県南の農林業」

1 地方の特色

県南地方は中通り南端に位置し、阿武隈川や久慈川、鮫川の源流域を有する自然豊かな地域です。かんがい施設等の農林業生産基盤の整備により、米やトマト、ブロッコリー、鉢花を始め、スギなどの木材等、様々な農林産物が生産され、首都圏へのアクセスの良さをいかし県内外の消費地に出荷されています。

また、野菜の収穫機等の導入による効率的な生産や、豊富な森林資源を活用した高品質な製材品の生産などが進められています。

2 振興方向

(1) 多様な担い手の育成と発展を支える生産基盤の強化

担い手の減少や高齢化が進んでいることから、地域を支える意欲ある多様な担い手の育成を図るとともに、安定的な所得の確保を目指します。また、経営や生産基盤が次の世代に継承されるよう、効率的かつ安定的な生産に向けた基盤の強化を進めることにより、農林業の持続的発展を図ります。

(2) 安全で質の高い農林産物の供給

原子力災害に伴う風評の払拭を図るため、環境にも配慮しながら安全・安心な農林産物を安定的に生産する体制を目指します。また、スマート農業などの技術革新への対応や、消費者ニーズを捉えた質の高い農林産物の生産に取り組みます。

(3) 活力と魅力ある農山村の形成

活力と魅力ある農山村を形成するため、農林業及び農山村が有する多面的機能の維持に取り組めます。また、地域に根ざした農林産物や農村景観、豊かな森林など様々な地域資源をいかし、地域産業6次化を促進するとともに、都市住民との交流等を進めます。

3 重点的な取組内容

(1) 多様な担い手の育成と発展を支える生産基盤の強化

【現状／課題】

○ 担い手の減少・高齢化により現在の生産体制が維持できなくなる懸念があることから、安定的な担い手の確保・育成が必要となっています。

○ 将来にわたって農林業を継続していくため、地域を支える担い手の所得を安定的に確保する必要があります。

○ 労働力が不足する中、農林業の生産の拡大、森林の適正管理を行っていく必要があります。

【具体的な取組】

○ 新規就農や企業参入など新たな担い手の確保・育成のため、就農に向けた相談やフォローアップにより、就農しやすい環境づくりを進めるとともに、親子間だけでなく第三者を含めた経営継承を進めます。

○ 経営感覚に優れた認定農業者や農業法人など、多様な担い手を育成するため、新技術やGAPの認証取得を促進します。また、関係機関と連携し、技術・経営の両面で新規就農者を支援し、定着を図ります。

- 林業就業者の増加を図るため、教育機関や関係団体と連携し、林業の現場見学会の実施や実技演習の支援などにより、林業事業者への新規就業を促進します。また、林業技術と森林経営管理を担う人材の育成に取り組めます。
- **地域計画**に位置付けられた担い手が安定的に所得を確保するため、担い手への農地の集積・集約化や省力・低コスト技術の導入を促進します。
- 担い手が継続して効率的な営農活動が行えるよう、農地の大区画化を進め、経営基盤の強化を図ります。
- 効率的な森林整備に向け、森林施業に必要な林道等の路網整備を促進します。また、森林施業の集約化と高性能林業機械の導入等を促進し、森林整備の効率化・低コスト化を図ります。
- 森林の適正管理のため、伐採後の再生林を前提とした計画的な主伐や年間を通じた利用間伐の実施など、木材の安定供給と一体となった森林整備を推進します。

(2) 安全で質の高い農林産物の供給

【現状／課題】

- 安全・安心な農林産物を供給するため、モニタリング検査を継続して実施するとともに、GAPの認証取得を促進する必要があります。
- 主食用米の生産のみならず、多様な水田活用を取組を支援していく必要があります。
- トマト、ブロッコリー、いちご等の主要園芸品目では夏期の高温による影響や病害虫の発生等により生産が不安定となっており、安定した生産が求められています。
- 畜産では高齢化による生産農家の減少など、肉用牛の生産基盤の弱体化が懸念されることから、肉用牛繁殖の生産基盤を維持していく必要があります。
- 消費者ニーズを捉えた農林産物生産等の取組を拡大する必要があります。
- 木材生産・加工等関係者が一体となった木材の供給体制の整備を進め、県産材の安定供給に取り組む必要があります。
- 生産者や地域住民の地域環境保全に対する意識が高まっていることから、環境と共生する農業を進める必要があります。

【具体的な取組】

- モニタリング検査を継続して行うとともに、安全・安心な農林産物供給に向けた産地の取組を消費者へ情報提供します。また、GAPや農場HACCP等の取得拡大により農林産物の安全性を確保し、消費者の信頼確保を図ります。
- 水稻生産では、県オリジナル品種の「福、笑い」等の作付けや業務用米など様々な需要に対応した売れる米づくりに向けた取組を推進します。また、稲WC S等の生産性の向上を図るため、栽培管理技術向上の支援及び作業受託組織の運営支援による適期作業を推進します。
- 高品質な園芸作物を安定して生産するため、環境制御技術⁸³やかん水同時施肥システム、**ミスト冷房**等の先端技術を実証し、生産現場への導入を促進します。
- 肉用牛産地としての生産基盤を維持するために、肉用牛繁殖農家の飼養管理技術の向上と規模拡大を促進します。
- 既存の販売チャネルを活用した取組に加え、消費者のニーズを的確に捉えた農産物直売所における販売拡大や、食品産業と連携した農林産物・加工品の生産の取組を支援します。

⁸³ 環境制御技術：ほ場やハウス内外の環境（温湿度、日射量、風速、CO₂濃度等）を各種センサーで測定し、天窓の開閉やかん水等を実施する技術。

○ 地域の農林産物等の魅力発信と認知度向上のため、SNS を活用した情報発信の取組を推進します。

○ 木材生産・加工等関係者の連携を強化し、ICT を活用しながら多様なニーズに対応できる素材流通体制の整備を推進します。

○ 地域資源であるたい肥や未利用バイオマスの有効利用などにより、耕畜連携を始めとした環境に配慮した持続性の高い農林業を推進し、源流地域にふさわしい環境の維持を図ります。

(3) 活力と魅力ある農山村の形成

【現状／課題】

○ 農業者が減少する中で農山村環境の維持・保全を懸念する声が高まっています。

○ 県民参加の森林づくり等を、更に推進していくことが必要です。

○ 住民の安全を確保するため、災害に強い農山村を形成する必要があります。

○ イノシシを始めとした野生鳥獣による被害が顕在化しており、地域一体となった被害防止の取組が求められています。

○ 地域産業6次化や都市住民との交流を促進して、農山村の活性化を図る必要があります。

【具体的な取組】

○ 多面的機能支払制度を活用する地区の維持・拡大により、地域の共同活動を通して、農用地、農道、水路等を適切に管理し、農村環境の維持・保全を図ります。

○ 森林の有する多面的機能の発揮に向け、森林環境基金事業等を活用した森林所有者等による森林整備を促進します。

○ 豊かな森林資源を維持・保全するため、全国植樹祭の理念を引き継ぎ、植樹・育林活動など県民参加の森林づくりを進めます。

○ 災害から生命財産を守るため、農業用ダムやため池などの防災・減災対策や、山地災害防止のための治山施設整備を推進します。

○ 野生鳥獣による被害を防止するため、有害鳥獣捕獲や、侵入防止柵の設置等による防除、里山林の整備による生息域の制限などの対策を総合的に組み合わせた地域ぐるみによる取組を関係機関・団体と連携して推進します。

○ 農林漁業者、商工業者、食品関連事業者、観光関連業者等のネットワークによる新たな商品づくりや特産品の販路拡大を支援し、地域産業6次化による農林業者の収益向上を目指します。

○ 首都圏に隣接する地域特性をいかし、教育旅行を始めとした都市住民との多様な交流拡大を推進するとともに、農業・農村体験や森林づくり活動等を通して農山村地域の活性化を図ります。



高性能機械による大規模化の実証
(キャベツの収穫機)



シクラメンの栽培



しいたけ大規模生産施設



地方植樹祭

1

2 4 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値(R12)
新規就農者数	R3 23 人	43 人 以上
ほ場整備率	R2 74.2 %	76.9 % 以上
森林整備面積	R2 730 ha	1,040 ha 以上

3

4

第4節 会津地方

「会津の誇り」豊かな自然と匠の技できらめく会津の農林水産業

1 地方の特色

会津地方は県の北西部に位置し、磐梯山や飯豊連峰、只見川、猪苗代湖を始めとする美しい自然に囲まれ、会津藩の伝統も有する県内屈指の観光地となっています。

内陸性かつ日本海側気候のため、夏の暑さも冬の寒さも厳しく、山間部は日本屈指の豪雪地帯となっています。

良質米の産地として知られる水稻を始め、アスパラガス、きゅうり、トマトなどの野菜、りんごなどの果樹、宿根かすみそうなどの花き、会津牛や会津地鶏など、多彩な品目による農業が営まれています。

また、森林面積は県全体の 23% を占め、山菜やきのこに加え、伝統工芸品に利用される桐や漆などの森林資源も豊富です。

2 振興方向

(1) 地域をリードする担い手の確保・育成と生産基盤の強化

農林業への新規就業者に対して重点的な支援を展開し、地域の農林業を支える担い手の確保と経営安定を図ります。また、農地や林道など生産基盤の整備を進め、担い手への**農地の集積・集約化**による規模拡大や法人化を支援するとともに、スマート農林業の導入による省力化を進めます。

(2) 収益性が高く競争力のある産地づくり

マーケットインの考え方にに基づき、需要に応じた米生産を進めるとともに、高収益作物等の導入や園芸品目の施設化等による経営の改善と安定を図り、高品質で収益性の高い農林業を推進します。

(3) 資源を守りいかす、活力ある農山村の形成

自然災害に強い農業用施設の導入や野生鳥獣による被害に強い地域づくりを進めるとともに、地域資源の有効活用や森林資源の循環利用を促進し、地域の農林業の活性化を図ります。

また、森林や農村が持つ多面的機能が効果的に発揮されるよう、地域が行う維持・保全活動を支援します。

3 重点的な取組内容

(1) 地域をリードする担い手の確保・育成と生産基盤の強化

【現状／課題】

○ 水稻を基幹とする経営体の法人化による規模拡大が進んでいますが、担い手の減少による耕作面積の減少に歯止めがかかりません。

○ 農業者の約7割が65歳以上と著しい高齢化が進む中、毎年50人前後の新規就農者（雇用就農を含む）が確保されています。しかし、栽培技術が未熟なため経営の安定に至らず、離農するケースもあります。

○ 担い手の経営耕地が分散していることや、老朽化した農業水利施設の維持管理労力の増大が、経営規模拡大や収益性向上の大きな障害となっています。

○ 森林所有者の高齢化や木材価格の低迷等により、森林への関心が薄れ、森林整備が停滞するなど、林業の生産性が低迷しています。

1 【具体的な取組】

- 2 ○ 地域計画の実践及び農地中間管理事業等の活用による規模拡大を支援し、地域をリードする
3 担い手の確保・育成を図ります。
- 4 ○ 農業経営の効率化や法人化を推進し、経営の安定化及び新規就農者の受入体制づくりを図り
5 ます。
- 6 ○ 就業相談会や農林業体験、就業に向けた情報発信などを行うとともに、各種支援策の活用や
7 経営の安定化に向けた栽培技術指導など、新規就業者の確保・定着に向けた取組を重点的に
8 展開します。
- 9 ○ 担い手の労働生産性を向上させるため、病虫害防除や肥培・用水・森林資源の管理等にスマ
10 ート農林業など先端技術の導入を促進するとともに、高性能作業機の導入に必要な耕作
11 条件の改善や、農業水利施設の維持管理の省力化を推進します。
- 12 ○ 森林環境税（国）や森林環境譲与税⁸⁴、補助事業などを効果的に活用し、間伐や主伐・再造
13 林による森林整備を加速させるとともに、作業路等の路網整備を進め、林業の生産性の向上
14 を図ります。

15 (2) 収益性が高く競争力のある産地づくり

16 【現状／課題】

- 17 ○ 米の消費が減少し、需要が伸びない中、風評や産地間競争の激化により、食味で優位な会津
18 産米の価格も低迷しているため、需要に応じた米の生産と経営の安定を図る必要がありま
19 す。
- 20 ○ 園芸品目では、気象条件をいかして、きゅうりやアスパラガス、宿根かすみそうなど5品目
21 で30億円を超える産地が形成されています。
- 22 ○ 畜産では、中小規模の複合経営が多く、畜産部門の生産体制を強化する必要があります。ま
23 た、排出されるたい肥の効果的な活用が求められています。
- 24 ○ 山菜やきのこ、きのこ栽培に必要な原木等については、重要な収入源でしたが、原子力災害
25 以降、出荷が制限されている品目もあり、生産が停滞している状況にあります。
- 26 ○ 有機農産物では、省力化と安定生産が課題となっています。
- 27 ○ 米や「会津身不知」柿を始めとした輸出の拡大など、販路の多様化を促進し、経営の安定化
28 を図る必要があります。
- 29 ○ 県内屈指の観光地であることから、インバウンドなど多くの観光客に向けて、会津産農林水
30 産物の魅力を発信する取組を進める必要があります。

31 【具体的な取組】

- 32 ○ 水稻では、GAPの認証取得の促進と併せて、県オリジナル品種の導入を進め、会津ブラン
33 ド米の競争力の強化を図るとともに、規模拡大による低コスト化や法人化を推進します。ま
34 た、市場動向を見極め、高収益作物の組み合わせなど、地域をリードする担い手の戦略的な
35 複合経営を重点的に支援します。
- 36 ○ 園芸品目では、広域集出荷施設を核とした流通体制の構築と、先端技術を活用した生産性・
37 品質の向上により、産地のブランド力強化と産地の拡大、大規模経営体の育成を図ります。
- 38 ○ 畜産では、市町村の枠を超えた経営体の連携を進め、経営規模の拡大や生産性の向上、家畜
39 排せつ物の循環利用を推進します。

⁸⁴ 森林環境税(国)、森林環境譲与税：温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するための税制。

- 山菜・きのこでは、出荷制限の解除に向けた取組を強化するとともに、モニタリング検査を継続し、マニュアルに基づく栽培を支援します。また、きのこ原木林については、伐採後の萌芽の調査を進める等、原木林再生に向けた取組を推進します。
- 有機農産物生産の安定化や省力化を図る新技術の導入、機械化を推進します。
- 米や「会津身不知」柿など、特色ある会津産農林産物の輸出を促進するとともに、**マーケットインの視点に重点を置いた**地域産業6次化や**オンラインストアの活用**などによる、販路の多様化と拡大を支援します。
- 原子力災害に伴う風評の払拭と併せて、新鮮で美味しい農林水産物の魅力を広くPRするとともに、観光業での利活用を推進し、観光客をターゲットとした需要の拡大と地産地消を図ります。

(3) 資源を守りいかす、活力ある農山村の形成

【現状／課題】

- 野生鳥獣による農作物や漁業の被害が会津全域に拡大しています。
- 近年、頻発・激甚化する自然災害により農林水産業経営が打撃を受けています。
- 人口減少や高齢化により、集落内の農地や農業用施設などを保全する共同活動が停滞しています。
- 落花生、「奥会津金山赤カボチャ」、エゴマ、桐や漆、ワカサギやヒメマスなど、地域特産物の振興が図られていますが、生産量の確保や収益性の向上が課題となっています。
- 豊富な森林資源について、環境に優しい循環型の材料としての利活用が求められています。
- 水源の**かんよう**涵養や土砂災害防止等、森林の持つ多面的機能を十分発揮させる必要があります。

【具体的な取組】

- 鳥獣害防止対策の実施に向けた地域リーダーの育成に取り組むとともに、環境整備、被害防止、有害捕獲など総合的かつ集落ぐるみによる対策を支援します。また、野生鳥獣による被害の発生状況について、会津全域での情報共有を図るとともに、広域的な対策を講じるための市町村の連携強化を支援します。
- 自然災害への備えを強化するため、収入保険等のセーフティネットの活用を推進します。また、地域における共同活動組織への支援、農業用ため池のハザードマップや土砂災害危険地マップの周知等により農山村地域の防災力の向上を図ります。
- グリーン・ツーリズムや、学生や地域おこし協力隊の協力による特産品づくり、農林漁業者以外の住民の地域共同活動への参加、**棚田地域の振興**など、地域外住民を巻き込んだ取組を推進し、農山村の活性化を図ります。
- 地域特産農林水産物の生産者の確保や、栽培技術の向上による生産量の確保を図るとともに、加工品への利用や、地域ブランド化を推進します。
- 森林資源について、市町村や関係団体等と連携し、建築物を始め会津産木材の多様な利活用を推進するとともに、再生可能エネルギー源としての木質バイオマス等への有効利用を推進します。
- 森林整備や保安林の指定、治山施設の整備を計画的に進めるとともに、松くい虫等の病害虫対策やクマ等の獣害対策により、森林の持つ多面的機能の発揮を図ります。



水稲直播栽培(ドローンによる省力化)



収穫期の宿根かすみそうほ場



漆工芸品



ワイヤーメッシュ柵設置(会津若松市赤井)

1

2 4 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値(R12)
新規就農者数	R3 46 人	63 人 以上
大規模経営体(30ha 以上)が占める水田面積の割合	R2 8 %	25 % 以上
主要園芸品目※の販売額	R2 30.2 億円	38.5 億円 以上
森林整備面積	R2 871 ha	1,280 ha 以上

3

※アスパラガス、きゅうり、トマト、ミニトマト、宿根かすみそうの5品目

4

第5節 南会津地方

「活力ある農林業と人の交流が織りなす、輝く南会津」

1 地方の特色

南会津地方は県の南西部に位置し、豊かな自然と伝統文化が根付く一方、過疎化・高齢化が深刻な問題となっています。冬は積雪が4 mを超える地域もある豪雪地帯ですが、夏の冷涼な気候をいかした夏秋トマトやソバなどの生産が盛んです。また、首都圏等他地域と当地域を結ぶ交通網の整備が進んでおり、人の交流促進による地域や産業の活性化が期待されます。

2 振興方向

(1) 農林業の持続的な発展を支える基盤の強化

地域の特色をいかしながら農林業を持続的に発展させるため、ほ場の大区画化や汎用化、農業水利施設や林道の整備等を進めるとともに、地域の核となる担い手を確保・育成します。

(2) 安全で魅力的な農林産物の供給

消費者に安全で魅力的な農林産物を届けるため、GAPの認証取組を支援するなど、地域農林産物の信頼確保とブランド力の強化を図ります。また、豊かな森林資源の有効利用を図りながら林業の成長産業化を推進します。

(3) 活力と魅力ある農山村の実現

次世代につなぐ魅力ある地域づくりと農山村の多面的機能の維持・発揮を図るため、農村生活環境の改善や森林の適正な整備・保全を推進します。また、集落ぐるみの鳥獣被害対策や住民参加の森林づくりを支援します。さらに、売れる6次化商品の開発や、地域の特色をいかした農山村生活体験の受入体制の強化を支援します。

3 重点的な取組内容

(1) 農林業の持続的な発展を支える基盤の強化

【現状／課題】

- 認定農業者の高齢化や後継者不足により、地域農業の担い手の確保が困難となっています。
- 地域農業の維持・発展のため、ほ場整備等生産基盤を強化し、農業の生産性と所得向上を図る必要があります。
- 農業用水利施設等の老朽化や共同管理を行う農業者の減少、高齢化に伴い、農業用水利施設等の維持管理が困難となってきています。
- 林業収益の伸び悩み、林業従事者の高齢化や不足等により、森林整備が停滞しています。

【具体的な取組】

- 町村や生産者団体等と連携し、就農希望者の受入や新規就農者のサポート体制を強化するとともに、新規就農者や定年帰農者等を認定農業者へ誘導しながら、地域農業の担い手の確保・育成を図ります。
- 土地利用型作物や園芸作物の生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化や汎用化、農業水利施設や農道等の整備を推進します。
- 担い手への農地集積や高収益作物の導入により、農業生産コストの削減と所得の向上を図るとともに、**地域計画の見直しと実現**を進め、大規模経営体などの担い手が育つ営農環境を構築します。

- 老朽化した農業水利施設等の計画的な保全・更新を推進し、安定的な機能発揮及び長寿命化を図ります。
- 町村や関係団体等と連携し、林業担い手の確保・育成、林業事業体の経営基盤強化を図るとともに、林内路網整備や高性能林業機械導入等による林業生産基盤の整備を推進します。

(2) 安全で魅力的な農林産物の供給

【現状／課題】

- 安全・安心で環境に配慮した農産物の需要が高まっています。
- 高齢化の著しい進行等により担い手不足が深刻化し、産地の維持が困難な状況にあります。
- 農林産物の一部の品目については震災前の価格水準に回復していません。また、一部の野生山菜・きのこのに関しては、出荷制限が継続しています。
- 南会津地方は面積の93%を森林が占めていることから、森林資源の利活用を図り、林業の収益性を高めていくことが必要です。

【具体的な取組】

- 南郷トマト生産組合や水稻部会等の各生産部会を中心に、GAPの認証取組を支援し、消費者に信頼される農産物づくりを推進するとともに、地域団体商標の活用や県オリジナル品種など特色ある品目の生産・販売の促進により、ブランド力の強化を図ります。
- ドローンやICT等の先端技術の導入により、収量や品質の向上等、高位安定生産を実現し、産地の維持・発展を図ります。
- モニタリング検査や直売所等へのお荷管理指導により、農林産物の安全性を確保するとともに、様々な機会を活用し農林産物の安全性や魅力の更なる発信を推進します。また、野生の山菜・きのこの出荷制限解除に向けた取組を進めます。
- 森林施業の集約化を図り、主伐・再造林の森林整備を促進するとともに、地域の特徴的な樹種であるカラマツや広葉樹など地域材の有効活用を進めることにより、林業の成長産業化を推進します。

(3) 活力と魅力ある農山村の実現

【現状／課題】

- 全域で野生鳥獣による被害が深刻化し、生産意欲の低下など営農活動に支障が生じています。
- 人口の減少や高齢化により、農村環境の維持管理体制や保全活動が弱体化し、防災機能の低下や農村コミュニティの崩壊が懸念されています。
- 近年の局地的豪雨等により山地災害の発生リスクが高まっています。
- 地域林業の振興に当たっては、県民の森林づくりに対する意識醸成を図る必要があります。
- 農林産物の直売や高付加価値化のための加工等の取組は年々活発になっているものの、小規模経営が多くなっています。
- 教育旅行受入者数は震災前程度に回復してきていますが、高齢化による農家民宿の稼働率の低下等が課題となっています。

【具体的な取組】

- 生産意欲の向上など営農活動を活性化するため、地区の話し合いを通じた集落ぐるみの鳥獣被害対策を支援します。
- 農村の多面的機能の維持・発揮を図り、災害に強い地域づくりを進めるため、農業水利施設の点検・維持管理や整備等を進めるとともに、地域外との交流による人材確保や組織づくりなども視野に、地域住民による共同活動を支援します。

- 森林の持つ山地災害防止機能等の多面的機能の高度発揮を図るため、適正な森林整備の推進と計画的な治山事業に取り組みます。
- 幼少期からの木育や小中学校における森林環境学習を推進するとともに、住民参加による森林づくり活動を支援します。
- 売れる6次化商品の開発を支援するとともに、農林産物の販路・消費拡大のための取組を推進します。
- 町村や関係団体等と連携して、更なる教育旅行の誘致や農家民宿の開設を支援し、交流人口の拡大を図ります。



南郷トマト



会津田島アスパラ



カラマツ林間伐



教育旅行での遊歩道整備体験

4 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値(R12)
新規就農者数	R3 14 人	18 人 以上
ほ場整備地区における農地集積面積	R2 19.3 ha	254 ha 以上
森林整備面積	R2 822 ha	1,040 ha 以上
教育旅行における農家民泊受入者数	R2 0 人	6,000 人 以上

派遣職員「福耕支援隊」の支援

ふっこう しえんたい

福耕支援隊とは

「福島県の被災した農地を再び耕し、おいしい農作物を作る」ため、全国から支援に来ていただいている農業土木職員の愛称です。

全国からの御支援

発災からの10年間で、北は北海道、南は沖縄まで31道府県から支援をいただいております。



県相双農林事務所（農村整備部）に派遣された福耕支援隊の皆さん



令和3年度



令和2年度



令和元年度



平成30年度



平成29年度



平成28年度

第6節 相双地方

「相双地方ならではの農林水産業の再生を目指して ～地域に寄り添った復興の推進～」

1 地方の特色

相双地方は、福島県の東部に位置し、阿武隈高地と太平洋の間に広がる平野部と、阿武隈高地の山間部が生活圏となっています。この阿武隈高地を水源とする河川は勾配が急で延長が短く、流量の変動も大きいため、古くから農業用水の確保が課題となっており、多くのため池や農業用ダムが整備されてきました。

海沿いの平野部は比較的温暖ですが、夏季はやませの影響により冷害を受けやすく、冬季は降雪量が少なく乾燥した晴天が続きます。一方、阿武隈高地は平野部に比べ、夏季はやや涼しく、冬季は冷え込みが厳しくなります。そのような地勢をいかし、平野部では米を中心に野菜や花きの生産、山間部では、林業や畜産業が盛んでした。また、沿岸部は遠浅で、親潮と黒潮が交わる「潮目の海」という海域の特性の下、ヒラメやカレイ類を対象とした沿岸漁業が盛んでした。

しかしながら、東日本大震災に伴う津波と原子力発電所の事故により相双地方を取り巻く状況が大きく変化しました。原子力災害に伴う避難指示という我が国でこれまで経験したことのない事態は、地域住民の生活や農林水産業を始めとする様々な産業に大きな影響を与えました。そのような中、避難指示が出されていない地域や避難指示が解除された地域では農林水産業の再開が徐々に進んできていますが、一部の地域においては、いまだ避難指示や農林水産物の出荷制限指示が継続されており、原子力災害の影響は現在も大きく残っています。

2 振興方向

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興

農林水産業の再生を図るため、地域の状況に応じた生産基盤の復旧や整備、被災した農林漁業者への支援、農林水産物の生産の拡大、風評の払拭に向けた施策に取り組みます。

(2) 持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保

持続的な農林水産業が展開できるよう、復興・再生の進度に応じた生産基盤の整備、多様な担い手の確保・育成、経営の安定・強化に向けた施策に取り組みます。

(3) 地域の特性をいかした産地づくり

収益性の高い農林水産業の実現のため、販路を見据えながら地域の特性に合った品目導入による産地化とその拡大、経営体に応じたスマート農林水産業・省力化技術の導入など、産地の生産力・競争力強化、販路の回復・拡大に向けた施策に取り組みます。

(4) 地域の特性をいかした農山漁村の形成

避難指示が出された地域の住民帰還が進んでいない農山漁村や人口減少が著しい中山間地域の生活環境を整えるため、農業用ため池等の防災・減災対策や、農山漁村地域の共同活動・森林整備等による多面的機能の発揮、鳥獣被害対策、さらには地域資源や人的資源の発揮による新たな価値の創造に向けた施策に取り組みます。

3 重点的な取組内容

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興

【現状／課題】

- 依然として避難指示が解除されていない地域があり、被災した農地・農林水産業施設の復旧に着手できないことに加え、避難指示の解除が遅かった地域などでは、生業としての農林水産業の再開が十分に進んでいない状況にあるなど、避難指示解除の時期の違いにより農林水産業再開の進捗の地域差が大きいことが課題となっています。

【具体的な取組】

- 避難地域 12 市町村農業の復興・創生に向けたビジョンの実現を図るため、避難指示解除や特定復興再生拠点区域の整備の進捗に応じた農地・農林水産業施設の復旧を始め、地域営農再開ビジョンの策定、地域の状況に応じた営農体制の構築、農林水産業の再開・拡大を目指す方の施設整備の支援、除染後の農地の土づくりのための地域資源を活用した耕畜連携等を進めます。
- 林業については、放射性物質対策と一体的に行う森林整備や、きのこ原木林再生に向けた調査を踏まえた広葉樹林の更新などによる素材生産の拡大等を支援します。また、帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、国や市町村と連携し、作業者の安全確保と整備が必要な森林等の把握などの取組を推進します。
- 沿岸漁業では、本格的な操業に向けた取組を展開するため、漁業者、漁業系統団体、水産流通・加工業者等による協議を促進するとともに、内水面漁業では、内水面漁協等の増養殖事業の再開や、サケ増殖事業の再開を支援します。

(2) 持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保

【現状／課題】

- 避難指示が出された地域の住民帰還が進んでいない状況にあり、生産基盤の整備の進捗状況や担い手の確保度合い、農業水利施設の維持管理体制など、地域差が大きいことが課題となっています。
- 県内外からの多様な担い手（自営、雇用、企業参入）の確保・育成、経営の体質強化に加え、住民の帰還や新規就業者等の参入を促すための地域の受入体制整備と定着に向けた支援が必要となっています。

【具体的な取組】

- 農用地利用改善団体の設立や地域計画の策定や見直しとその実現に向け、市町村等の取組を支援し、県内外からの多様な担い手の確保・育成と、農地の集積を進めます。
- 担い手の営農条件を改善するため、ほ場整備による農地の大区画化及び農業用施設の整備等を進めます。
- 市町村等と連携し、農林水産業の新規就業者等の定着や経営の体質強化に向けた取組、将来の就業につなげるための体験学習等を推進します。
- 土地改良区の組織や施設管理体制等の維持・強化に係る対策を関係機関と連携して進めます。
- 効率的な森林整備及び素材の生産拡大に必要な林業就業者の確保・育成を図るとともに、高性能林業機械の導入や林道等の路網整備を促進します。
- 漁業担い手を確保・育成するために、漁協、漁連と連携して青壮年部・女性部による技術の研究や環境保全、魚食普及といった活動の一層の活性化を図ります。また、漁業者、水産流通・加工業者の経営安定を図るため、県産水産物の競争力を高める活動の支援及び必要となる資金の円滑な融通に取り組むとともに、漁業共済への加入を促進します。

1 (3) 地域の特性をいかした産地づくり

2 【現状／課題】

- 3 ○ 農林水産物のモニタリング検査等による安全性の確保を前提として、震災前に生産が盛んで
- 4 あった品目の復興、地域の現状・気候・風土をいかしつつ、販路を見据えた新たな産地の形
- 5 成、産地の信頼性（価値）の向上を図る必要があります。
- 6 ○ 地域の特性に合った農林水産物の生産性や品質の向上による所得の確保と産地の生産力・競
- 7 争力の強化が必要となっています。
- 8 ○ 沿岸漁業の操業自粛により、一部の魚種において資源量の増加や大型化など、資源状態の変
- 9 化が確認されています。

10 【具体的な取組】

- 11 ○ 既存産地の復興と新たな産地形成、さらには、販売先を踏まえ、市町村域を超えた広域的な
- 12 生産・出荷体制の構築など、特色ある産地づくりに取り組みます。
- 13 ○ 経営体に応じたスマート農林水産業や省力化技術の導入、経営規模拡大に対応する生産体系
- 14 の導入、GAPや水産エコラベルの認証取得の推進等により収益性の高い農林水産業の実現
- 15 に取り組みます。
- 16 ○ 集成材等の製品・技術開発を行う拠点整備や木質バイオマス資源を利用する施設整備への支
- 17 援を通して、地元産はもとより、県産材の利用や木材の需要拡大を推進します。
- 18 ○ 水産物の販路回復・拡大に向けて、沿岸漁業で漁獲される「常磐もの」や、松川浦のアサリ、
- 19 河川のサケなどの特産品のPRやブランド化を図ります。また、水産エコラベル認証の取得
- 20 や先端技術を導入した高鮮度化、操業の効率化等の取組を促進します。
- 21 ○ 水産資源を管理しながら生産額を増加させる「ふくしま型漁業」を実現するため、漁業者等
- 22 への資源管理方策の提言等を通して、漁業資源の持続的かつ効率的な利用を促進します。

23 (4) 地域の特性をいかした農山漁村の形成

24 【現状／課題】

- 25 ○ 避難指示が出された地域の住民帰還が進んでおらず、地域で守ってきた農山漁村や人口減少
- 26 が著しい中山間地域の環境維持が難しい状況となっています。
- 27 ○ 鳥獣被害対策については、住民が少なく個々での対応が難しいことに加え、総合的な対策が
- 28 進んでいないことが課題となっています。
- 29 ○ 農産物加工等の取組については、避難指示解除時期の違い等により地域や事業者の復興状況
- 30 の差が大きいことが課題となっています。

31 【具体的な取組】

- 32 ○ 農村地域の共同活動や森林整備、漁業者等が行う藻場・干潟の保全活動等による多面的機能
- 33 の発揮、農業用ため池等の防災・減災対策や海岸防災林・治山施設の整備による国土強靱化、
- 34 先端技術の活用による中山間地域の農地保全など、地域の特性をいかした農山漁村の形成に
- 35 取り組みます。
- 36 ○ 人口減少が著しい中、農業水利施設の維持管理費軽減のため、農業用水を活用した小水力発
- 37 電の導入を進めます。
- 38 ○ 農林水産業・農山漁村の活性化を図るため、関係機関と連携した地域ぐるみによる鳥獣被害
- 39 対策の徹底や、多面的機能支払制度等を活用した集落機能の回復、地域資源を活用した中山
- 40 間地域の活性化に向けた取組の支援、直売活動の活性化、地域産業6次化の推進による販路
- 41 の開拓・拡大の支援などに取り組みます。
- 42 ○ 農山漁村における各種イベント、食育活動、環境保全活動等の機会やホームページ等の媒体
- 43 を活用して効果的に情報を発信します。



タマネギの生産(富岡町)



農林水産業見学体験ツアー(相馬市)



ほ場整備原町東地区(南相馬市)※左上:整備前の状況



鳥獣被害防止対策(飯舘村)

1

2 4 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値
営農可能な面積のうち再開した面積の割合	R1 35 %	75 % 以上
新規就農者数	R3 28 人	66 人 以上
ほ場整備率	R2 63.6 %	80 % 以上
森林整備面積	R2 689 ha	720 ha 以上
沿岸漁業生産額 (現況値及び目標値はいわき地方と合算した金額)	R2 21 億円	100 億円 以上

3

4

第7節 いわき地方

「「サンシャインいわき」笑顔あふれる農林水産業の未来を目指して」

1 地方の特色

いわき地方は、福島県の南東部に位置し、東は太平洋に面しており、年間日照時間が2,000時間を超える本県で最も温暖な気候と標高差をいかして、トマトやいちご、ねぎ、日本なし、米などが生産されています。また、当地方の7割以上の面積を占める森林は、人工林の割合が高く、県内有数の木材生産地であることに加え、生しいたけの生産量は県内一位となっています。さらに、親潮と黒潮が交わる「潮目の海」から、沖合漁業で漁獲されるカツオ、サバ、サンマなどのほか、沿岸漁業で漁獲される、ヒラメ、シラス、ウニ、いわき市の魚であるメヒカリなど多彩な水産物が水揚げされており、加えて水産加工業も盛んです。

2 振興方向

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興

東日本大震災及び原子力災害からの農林水産業の再生、被災した農林漁業者への支援、水揚げの拡大、風評の払拭に向けた施策に取り組みます。

(2) 持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保

森林から農村、海へとつながる農林水産業を発展させるため、ICT等のスマート農林水産業の普及により技術革新を図るとともに、生産基盤の整備、多様な担い手の確保・育成、経営の安定・強化に向けた施策に取り組みます。

(3) 地域の特性をいかした安全・安心な農林水産物の提供

消費者が求める安全・安心な農林水産物の生産振興と、産地の生産力・競争力強化、販路の回復・拡大に向けた施策に取り組みます。

(4) 地域の特性をいかした農山漁村の形成

森林整備や鳥獣被害対策、防災・減災対策など、農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮に向けた施策に取り組みます。

3 重点的な取組内容

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興

【現状／課題】

- 被災した農地・農林水産業施設の復旧は進みましたが、野生きのこや一部の山菜に出荷制限が続いているとともに、依然として根強い風評が残っています。
- 沿岸漁業は操業を再開し、沖合漁業は震災前と同様の操業を行っているものの、生産量は震災前の水準を大きく下回る状況となっています。

【具体的な取組】

- 出荷制限等品目の解除に向けたモニタリング検査の継続や、安全性に関する正確な情報発信を行うとともに、学校給食での地元食材の活用を促進します。
- 沿岸・沖合漁業の水揚げの拡大を図るため、漁業者、漁業系統団体、水産流通・加工業者などへ助言・指導を行います。

1 (2) 持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保

2 【現状／課題】

- 3 ○ 農林漁業者は年々減少していることに加えて高齢化が進んでおり、次世代の担い手不足や生
4 産技術の継承が課題となっています。
- 5 ○ 経営耕地1ha未満の小規模農家が、農業経営体全体の6割以上を占めています。また、小
6 区画の水田等が多いことから、生産性の向上を図る必要があります。
- 7 ○ 森林の人工林率が高く、間伐などの森林整備が必要な齢級や収穫期を迎えた高齢級の森林が
8 多くなっています。
- 9 ○ 漁業は水揚げの拡大や漁業者、水産流通・加工業者の経営の安定化が課題となっています。

10 【具体的な取組】

- 11 ○ 多様な担い手の確保・育成のため、「福島県農業経営・就農支援センター」、市の「いわき
12 地域就農支援センター」と連携し、就業後の研修や技術指導などの定着支援に取り組むとと
13 もに、農福連携の取組、外国人材の受入・活用等を支援します。
- 14 ○ 高付加価値化や高収益化を図るため、ほ場の大区画化や汎用化、高収益作物等の導入、農業
15 用施設の改修、法人化による経営の高度化、ロボット技術やICTを活用したスマート農林
16 水産業の普及を推進します。また、自然災害、市場価格低下等のリスクに備え、農業共済組
17 合と連携し、収入保険への加入を促進します。
- 18 ○ 人工林の適正な管理のため、生産基盤となる林道等の路網を整備するとともに、森林経営管
19 理制度や森林環境基金、各種補助事業などを活用し、間伐・主伐・再造林などの森林整備を
20 促進します。
- 21 ○ 漁業の担い手を確保・育成するため、漁協、漁連と連携して青壮年部・女性部による技術の
22 研究や環境保全、魚食普及などの活動の活性化を図ります。また、県産水産物の競争力を高
23 める活動への支援や必要な資金の融通等に取り組むとともに、漁業共済への加入を促進しま
24 す。

25 (3) 地域の特性をいかした安全・安心な農林水産物の提供

26 【現状／課題】

- 27 ○ 野生きのこや一部の山菜の出荷制限が続いているとともに、依然として根強い風評が残って
28 います。（再掲）
- 29 ○ 夏涼しく冬温暖で日照時間の長い気象条件をいかし、トマト、いちご、ねぎ、日本なしなど
30 の園芸振興が図られてきましたが、特にねぎや日本なしは生産者の高齢化等により、競争力
31 の高い園芸産地の形成までは至っていません。また、米は風評や需要の減少などにより、全
32 国平均価格との差が生じています。
- 33 ○ 人工林の高齢級化に伴い増加している大径材等の木材の需要拡大が必要です。
- 34 ○ 沿岸漁業の操業自粛により、一部の魚種において資源量の増加や大型化など、資源状態の変
35 化が確認されています。

36 【具体的な取組】

- 37 ○ 安全性に関する正確な情報発信やモニタリング検査を継続するとともに、GAPの認証取得
38 の推進により、消費者の信頼確保を図ります。
- 39 ○ 産地の生産力・競争力の強化を図るため、標高差等の地理的条件をいかした周年生産の拡大、
40 県オリジナル品種やGAP等の認証制度を活用したブランド化、消費者ニーズに即した園芸
41 作物等の導入を促進します。また、輸出の取組や6次化商品の開発、多様な業種と連携した
42 農林水産物の付加価値を高める取組、Iwaki Laiki（いわき産コシヒカリ）など地域ブランド
43 の取組を支援します。さらに、有機栽培など環境への負荷を軽減した農業を推進します。

- 林業の成長産業化の実現に向け、木材の生産、加工、流通において、関係者の連携強化、ICTなど先端技術の活用等による効率化・低コスト化を推進するとともに、中・大規模建築物の構造材等へ大径材を活用するための取組を支援します。
- 水産物の販路を回復・拡大するために、いわき市の「魚食の日（通称さかなの日）」の取組と連携して、引き続き沿岸漁業により水揚げされるメヒカリを始めとする「常磐もの」や、沖合漁業により水揚げされるカツオ等の特産品のPRやブランド化を図ります。また、水産エコラベル認証の取得や先端技術を導入した高鮮度化、操業の効率化等の取組を促進します。
- 水産資源を管理しながら生産額を増加させる「ふくしま型漁業」を実現するため、漁業者等への資源管理方策の提言等を通して、漁業資源の持続的かつ効率的な利用を促進します。

(4) 地域の特性をいかした農山漁村の形成

【現状／課題】

- 農林漁業者の減少が著しく、地域で守ってきた農山漁村の環境維持が難しい状況となっています。また、頻発・激甚化する自然災害に対する国土強靱化の取組が必要となっています。
- 高齢化や遊休農地の増加に伴い、イノシシなど野生鳥獣による農作物被害が増加しています。また、遊漁料収入の減少に伴う被害対策の縮小などにより、カワウによる漁業被害が拡大しています。
- 未利用の間伐材などの活用が課題となっています。

【具体的な取組】

- 住民共同の管理活動による地域資源の保全に向けた取組など、農山漁村の多面的機能を発揮する取組を支援します。
- 若い世代の農林水産業に対する意識醸成を図るため、児童・生徒を対象とした食やふるさとに対する理解促進の取組、森林ボランティア活動の支援等による県民参加の森林づくりを進めます。また、大学生等を対象とした過疎・中山間地域への農業体験ツアーなどにより、交流人口の拡大を図ります。
- ほ場整備や農業水利施設の長寿命化・耐震化などのハード整備と併せ、ハザードマップ作成や地域住民への啓発活動等のソフト対策により、農村地域の防災・減災対策を推進します。
- 山地災害防止のため、計画的な保安林の指定や森林整備、治山施設などの整備を進めます。
- **地域計画の実現に向けて、地域の**合意形成を図りながら、遊休農地等の発生を防ぐとともに、イノシシなどの農作物被害防止対策を進めます。また、カワウの効果的な追い払いなどの取組を支援します。
- 間伐材等の木質バイオマスへの利用など、再生可能エネルギーに関する取組を支援します。

1



大規模ハウスによるトマト栽培



地元食材の魅力発信のため高校生と飲食店等が開発した商品



高性能林業機械による伐木造材



東日本大震災からの復旧(小名浜魚市場)

2

3 4 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値(R12)
新規就農者数	R3 20 人	45 人 以上
新規就農者の雇用受入(研修含む)を行う農業法人数	R2 8 法人	11 法人 以上
ほ場整備率	R2 54.1 %	60.0 % 以上
森林整備面積	R2 757 ha	1,200 ha 以上
木材(素材)生産量	R1 174 千m ³	191 千m ³ 以上
沿岸漁業生産額 (現況値及び目標値は相双地方と合算した金額)	R2 21 億円	100 億円 以上

4

5

1

2 第 6 章 計画実現のために

3

4 1 計画の推進に当たっての考え方

5 2 計画の進行管理

6

7

8

1

2 1 計画の推進に当たっての考え方

3 計画の実現のためには、農林漁業者はもとより、関係機関・団体、大学、市町村及び国並び
4 に県民など様々な主体が参画するとともに、連携・共創により一体となり取組を進めていくこ
5 とが重要です。

6 連携・共創に当たって県は、様々な主体への的確な情報提供を始め、関係者等との調整、技
7 術的・財政的な支援など、地域や実情に応じた取組を推進します。

8 特に、県民等が県産農林水産物のおいしさや、本県の農林水産業・農山漁村の魅力を実感で
9 きるよう、情報発信を強化します。

10 また、県は、様々な主体との連携・共創の下、広域的な視点に立ちながら地域の特性に応じ
11 た施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれの主体の活動を支援する等により、
12 この計画の実現を目指します。

13 なお、担い手の確保・育成や農林水産物の品目別の生産振興等の重点的な施策については、
14 個別計画等（巻末の「関連する主な計画等」参照）において、施策の具体的内容、目標等を定め
15 推進します。

16

17

18 2 計画の進行管理

19 この計画を着実に推進するため、毎年度当初に、重点的に取り組む施策などを示した「農林
20 水産業施策の基本方向」を策定します。

21 県は、毎年度、この計画における各種施策の進捗や成果を点検・評価するとともに、農林水
22 産業関係団体、学識者などで構成する審議会への報告を始め、農林漁業者や関係団体等との意
23 見交換会等を通じて、翌年度の「農林水産業施策の基本方向」を定めていきます。

24 計画に基づき講じた施策は、毎年度取りまとめ、県民に公表します。

参 考 資 料

- 1 関連する主な計画等
- 2 指標一覧
- 3 策定経過

【おことわり】

- 参考資料の記載内容については、令和7年10月末時点の内容となっております。
- 計画策定の段階で、最新の内容に修正を行います。

1 関連する主な計画等

計画等の名称 【根拠法令等】	計画等の概要	上段：策定・改定時期 下段：計画期間
農業・農村分野における関連計画・方針等		
福島県農林水産業の試験研究推進方針	東日本大震災・原子力災害からの復興や安全で魅力ある農林水産物を安定的に生産・供給するために必要な、生産技術や県オリジナル品種等の試験研究・開発に関する基本方針、推進方法及び重点テーマを定めた県の方針です。	R3 年 3 月 R3～R12 年度
福島県農林水産物ブランド力強化推進方針	福島県農林水産業振興計画の基本目標である「『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村」の実現に向け、県産農林水産物のブランド力強化を図る取組を定めた方針です。	R4 年 9 月 R4～R12 年度
福島県みどりの食料システム基本計画 【みどりの食料システム法】	農林水産業の環境負荷低減を促進するため、環境負荷低減に関する目標や事業活動の内容を定めた計画です。	R7 年 3 月 R4～R12 年度
第4期ふくしま地域産業6次化戦略	本県の豊かな農林水産資源を活用し、地域の多様な主体がそれぞれの強みを生かして取り組む地域産業6次化をより一層推進し、農林漁業者の所得の確保と雇用機会の創出、農山漁村の活性化を目指すための戦略です。	R7 年 3 月 R7～R12 年度
福島県協同農業普及事業の実施に関する方針 【農業改良助長法】	農業の持続的な発展と農村の振興に向け、普及指導員が直接農業者に接して、農業経営・生産に関する科学的技術及び知識の指導等を行う「協同農業普及事業」の基本的方向と実施内容等を定めた県の方針です。	R7 年 9 月 R7～R12 年度
福島県スマート農業等推進方針	農業生産の省力化や高品質化等を実現するロボット、AI等の先端技術を活用したスマート農業の普及を図るため、情報提供、技術実証・普及、人材育成、新技術開発等の取組内容と推進目標を定めた県の方針です。	R3 年 3 月 R3～R7 年度
避難地域 12 市町村農業の復興・創生に向けたビジョン	福島県総合計画や福島県農林水産業振興計画、市町村の復興の加速化に資する計画を実現するため、避難地域 12 市町村の地域を一体的に捉え、令和 12 年度を見据えた営農再開及び復興・創生の姿（指標）と、必要な取組（ミッション）を示すものです。	R6 年 10 月 R6～R12 年度
農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針 【農業経営基盤強化促進法】	効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農業生産の相当部分を担うような農業生産構造を確立するため、農業経営や農地集積等の目標及び推進に係る基本的な考えを定めた県の方針です。	R2 年 4 月 R2～R11 年度
福島県農業振興地域整備基本方針 【農業振興地域の整備に関する法律】	本県の農業の振興を図るべき地域や確保すべき農用地等の面積の目標等を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施設整備等を総合的・計画的に推進するための基本的な方向性を定めた県の方針です。	R3 年 5 月 R3～R12 年度
農地中間管理事業の推進に関する基本方針 【農地中間管理事業の推進に関する法律】	担い手への農地集積目標や農地中間管理事業の推進に関する基本的な考えを定めた県の方針です。	R5 年 4 月 R5～R12 年度
福島県 GAP（農業生産工程管理）推進基本方針	食品安全や環境保全、労働安全などの観点から、作業の効率化や農業経営の改善を図る手法として GAP の導入拡大を推進するための具体的方策を定めた方針です。	R4 年 3 月 R3～R12 年度
福島県有機農業推進計画（第3期） 【有機農業の推進に関する法律】	環境への負荷低減による自然循環機能の発揮や地域活性化などが期待される有機農業の取組を拡大するため、技術の実証・確立、有機農業者の確保などの施策の展開方向や有機農業推進に関する目標等を定めた計画です。	R5 年 4 月 R5～R12 年度

計画等の名称 【根拠法令等】	計画等の概要	上段：策定・改定時期 下段：計画期間
福島県バイオマス活用推進計画 【バイオマス活用推進基本法】	本県に豊富に賦存する多様なバイオマスをエネルギーや製品として利用し、農山漁村の活性化や地球温暖化の防止、循環型社会の形成を図るための推進方策やバイオマス活用の目標等を定めた計画です。	H30 年 11 月 H30～R8 年度
福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針	農業者の生産意欲の向上による地域農業の振興に寄与するため、野生鳥獣による県内の農作物被害状況を踏まえ、生息環境管理・被害防止・捕獲などの総合的な対策の取組を強化するための計画です。	R4 年 4 月 定めなし
福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（第 4 期） 【家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律】	家畜排せつ物の適正な管理と堆肥の積極的な活用により、水環境を始めとした環境の保全、循環型農業、畜産経営の健全な発展を実現するため、家畜排せつ物の利用目標や施設整備に関する基本的な方向を定めた計画です。	R4 年 2 月 R3～R12 年度
福島県産農林水産物の販売方針	県産農林水産物の風評の払拭やブランド力強化による販売促進に向けて、県オリジナル品種などを主軸とした「福島ならではの」強みを活かした、今後 5 年間の販売促進に向けた方針です。	R7 年 8 月 R8～R12 年度
福島県園芸振興プロジェクト	収益性の高い園芸品目を一層推進するため、もも、きゅうり、りんどう等 10 品目を選定し、「生産力の強化（産地規模拡大等）」と「競争力の強化（ブランド力強化等）」の視点から、取組の方向性・内容を定めた計画です。	R3 年 3 月 R3～R7 年度
福島県花き振興計画 【花きの振興に関する法律】	花きの生産振興・ブランド力強化に向け、きく、宿根かすみそう、りんどう等、本県の花き主要 6 品目を中心に、振興目標や生産・販売体制の強化等の基本方針、品目別の振興方策等を定めた計画です。	H31 年 3 月 H31～R7 年度
福島県果樹農業振興計画 【果樹農業振興特別措置法】	本県の果樹振興を図るため、担い手の確保・育成やブランド力の強化、販路開拓、果実加工の合理化等に加え、品目ごとの、品種構成の検討、技術対策等の振興方針や生産目標等を定めた計画です。	R4 年 3 月 R4～R12 年度
福島県酪農・肉用牛生産近代化計画 【酪農及び肉用牛の生産の近代化に関する法律】	「酪農及び肉用牛の生産の近代化に関する法律」に基づき、本県の酪農及び肉用牛の生産振興の施策の方向性を示した県の計画です。	R3 年 8 月 R2～R12 年度
「福島牛」づくり推進要綱	本県における和牛生産振興に関する基本的な考え方を定めるとともに、改良、生産、流通・販売、消費における各部門での目標を掲げ、今後の必要な施策の方向性を示した県の方針です。	R6 年 4 月 定めなし
福島県土地改良区運営基盤強化基本方針	財政基盤や施設の老朽化など課題を抱えている土地改良区が今後も継続して運営していくために、複式簿記の導入や統合整備等を進める県の方針です。	R6 年 3 月 R6～R10 年度
防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画 【防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法】	防災重点農業用ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、防災工事等の対策の集中的かつ計画的な推進に向けて、基本的な方針や実施に関する事項などを定めた計画です。	R3 年 3 月 R3～R12 年度
福島県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針 【農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律】	国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、多面にわたる機能の促進を図るための目標、区域の設定、推進体制整備等を定めた県の方針です。	H27 年 4 月 定めなし
福島県棚田地域振興計画 【棚田地域振興法】	棚田地域振興法第 6 条第 1 項に基づき、多面にわたる機能を有する棚田地域において、棚田を核とした地域振興を図っていくために策定した県の方針です。	R2 年 9 月 定めなし
福島県過疎・中山間地域振興戦略 【福島県過疎・中山間地域振興条例】	過疎・中山間地域の人々が、自らの里山地域に誇りを持ち、地域内外の人々と交流しながら豊かな地域資源をいかし、安全・安心で持続可能なコミュニティを共に創る（共創）社会の実現を推進するための計画です。	R3 年 12 月 R4～R12 年度
福島県環境基本計画 【福島県環境基本条例】	福島県環境基本条例に基づき、本県の環境の保全・回復に関する施策について、総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画です。	R3 年 12 月 R4～R12 年度

計画等の名称 【根拠法令等】	計画等の概要	上段：策定・改定時期 下段：計画期間
ふくしまの美しい水環境整備構想	本県の下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽等の整備を効率的に進めるための環境整備構想を定めた、県の方針です。	H22年7月 定めなし
福島沿岸海岸保全基本計画書	防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を推進するため、高潮・波浪等の災害に関する安全度の向上や海岸の適正な利活用の推進、警戒避難態勢の整備などを進める県の計画です。	H29年3月 定めなし
福島県県産品振興戦略	令和3年に策定した（第2期）県産品振興戦略の成果検証と昨今の経済・社会情勢を踏まえ、本県産業の持続的な発展と経済の活性化を図ることを目的に策定した、県産品の更なるブランド力向上と販路拡大を図るための戦略です。	R6年4月 R6～R12年度
森林・林業分野における関連計画・方針等		
阿武隈川地域森林計画 【森林法】	地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、各市町村が定める市町村森林整備計画の指針となる計画で、県北、県中、県南（奥久慈地域を除く）農林事務所管内の民有林が対象となります。	R7年12月 R7～R16年度
会津地域森林計画 【森林法】	会津、南会津農林事務所管内の民有林を対象とした計画です。	R7年12月 R4～R14年度
磐城地域森林計画【森林法】	相双、いわき農林事務所管内の民有林を対象とした計画です。	R7年12月 R5～R14年度
奥久慈地域森林計画 【森林法】	東白川郡4町村の民有林を対象とした計画です。	R7年12月 R8～R17年度
特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針 【森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法】	森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化のために実施する計画的な間伐と特に優良な母樹から育成された苗木を用いた再造林の促進に関する県の方針。	R3年5月 R3～R12年度
福島県林木育種事業基本計画	森林の公益的機能の維持増進、林業の振興、山村地域社会の健全な発展に資するため、優良種苗を安定的に供給確保することを目的として実施する林木育種事業の今後の在り方について策定するもの。	R3年3月 R3～R12年度
ふくしま県産材利用推進方針 【公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律】	県産材の利用を推進するため、県産材の利用推進のための基本的事項や、公共建築物における県産材利用の目標などを定めた県の方針です。	H23年7月 定めなし
林業の人材育成に関する基本構想	林業従事者の育成や技術力の向上、市町村職員の森林・林業に関する知識の習得を目的として、林業の人材育成に関する方策と研修拠点施設の整備を具体化するために県が定めた基本構想です。	R2年2月 定めなし
福島県林業労働力の確保のための基本計画	林業事業主が一体的に行う労働環境や雇用管理の改善、新たに林業に就業しようとする方の技術の取得や就業の円滑化等を支援するため、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき県が定める計画です。	R3年4月 R3～R7年度
福島県治山事業実施方針	農林水産大臣が定める森林整備保全事業計画を踏まえ、この計画期間中における各森林計画区の実態に即した治山事業の実施方針です。	R6年1月 R6～R10年度
水産業分野における関連計画・方針等		
水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 【沿岸漁場整備開発法】	本県の漁家経営の安定化を図るため、栽培漁業の対象となる魚種の選定、放流数量の目標、放流後の生育・資源調査など、沿岸漁業資源の維持・増大に向けた取組等に関する指針を定めた計画です。	R5年5月 R4～R8年度
福島県資源管理方針 【漁業法】	本県の水産資源の適切な管理と合理的利用を図るため、管理すべき水産資源とその管理手法等の具体的内容（漁獲可能量の配分の基準、漁獲量の管理の手法等）を定めた県の方針です。	R2年12月 定めなし

計画等の名称 【根拠法令等】	計画等の概要	上段：策定・改定時期 下段：計画期間
福島県地球温暖化対策推進計画 【地球温暖化対策の推進に関する法律】	地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、具体的な削減目標とともに対策を掲げ、県民、事業者、行政が実践すべき取組を示した計画です。	R3 年 12 月 R4～R12 年度
ふくしま生物多様性推進計画（第 2 次） 【生物多様性基本法】	県内各地域の特性に応じた生物多様性の保全と、その恵沢を将来にわたって享受できるよう、自然と共生する社会の実現に向けて、県民や事業者などすべての主体が取組を推進するための計画です。	R5 年 3 月 R5～R12 年度

2 指標一覧

※網掛けは福島県総合計画と共通する指標です。

第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化

1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者等への支援				
No	指標名	定義	上段: 現況値 下段: 目標値	目標値設定の考え方
1	営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合	原子力被災12市町村における営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合	R1 37 % R12 75 %以上	震災後の営農再開面積の増加傾向等に、福島県高付加価値産地展開支援事業による取組等を加味し試算
2	放射性物質対策が完了したため池の割合	放射性物質対策が完了したため池の割合	R2 71.5 % R12 93 %以上	帰還困難区域のある5町村の7割、その他の市町村においては全てのため池での対策完了を目指す
3	森林整備面積	1年間に植栽、下刈り、除伐、間伐等の森林整備を実施した面積	R2 6,004 ha R12 8,000 ha以上	直近の森林資源の状況や新たな森林管理システム等による取組拡大を踏まえて算出
4	沿岸漁業生産額	沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の属地生産額	R2 21 億円 R12 100 億円以上	震災前(H22・92億円)を上回る生産額への回復を目指す
2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化				
5	避難地域12市町村における農畜産物及び加工品の年間産出額	福島県高付加価値産地展開支援事業に位置付けられた農畜産物の販売額及び整備した加工施設の製品の出荷額の合計	一 億円 R12 80 億円以上	事業で計画している、水稻(パックご飯含む)や加工用野菜、花木、畜産等の出荷額を積算
6	福島イノベーション・コースト構想対象地域における農業産出額	イノベ区域15市町村の農業産出額の合計	R1 290 億円 R12 400 億円以上	浜通り地域等における先端技術の普及や避難地域等の営農再開の加速により、県全体の農業産出額の伸び率(15%)を上回る生産額の増加を目指す
3 風評の払拭				
7	県産農産物価格の回復状況(米)	全国平均価格に対する県産米の平均価格の回復状況	R1 98.43 R12 100 以上	令和7年までに震災前の価格水準に回復(＝指数100)することを目指す (数値は、震災前の全国平均価格に対する県産農産物価格の割合を100とした場合の現在の水準)
8	県産農産物価格の回復状況(もも)	全国平均価格に対する県産ももの平均価格の回復状況	R2 93.97 R12 100 以上	
9	県産農産物価格の回復状況(牛肉)	全国平均価格に対する県産牛肉の平均価格の回復状況	R2 90.58 R12 100 以上	

第2節 多様な担い手の確保・育成

1 農業担い手の確保・育成				
No	指標名	定義	上段: 現況値 下段: 目標値	目標値設定の考え方
10	認定農業者数	農業経営強化促進法に基づき、市町村等で認定された農業経営改善計画数(経営体数)	R2 7,146 経営体 R12 8,500 経営体以上	担い手への農地集積率(目標75%)と担い手のうち認定農業者が担う割合(直近実績80%)を踏まえ、本県の耕地約134,000ha(R12)の6割を認定農業者が担うことを目指す
11	農地所有適格法人等数	農地法に基づく農地所有適格法人数、認定農業者である法人の実合計	R1 746 法人 R12 1,100 法人以上	法人化への移行の目安となる、販売金額1,000万円～1,500万円層の農業者の約8割を法人へ誘導
12	新規就農者数	新たに農業を職業として選択し、年間150日以上農業従事を予定している者	R3 233 人 R12 400 人以上	農業経営基盤強化促進法に基づき策定された市町村基本構想の新規就農者育成目標数値に、法人等での雇用就労者数を加算
13	新規就農者の定着割合	独立・自営就農した者のうち認定新規就農者の就農5年後の定着割合	R2 95.7 % R12 100 %	100%定着を目指す
2 林業担い手の確保・育成				
14	新規林業就業者数	1年間に新たに林業の職に就いた人数	R2 78 人 R12 140 人以上	森林の再生・整備の拡大や木材産業等の素材生産増加等を見据え、必要な林業就業者数を2,300人と設定。この人数を維持するために必要な人数を算出
15	新規林業就業者の定着率	新規林業就業者の就業3年後の定着率	— (54.7※) % ※H27～H29平均(参考) R12 75 %以上	本県の定着率(直近3年平均54.7%)、緑の雇用の全国平均定着率(71.2%)及び林業アカデミーふくしまの長期研修生の定着率見込み(100%)を基に算出
3 漁業担い手の確保・育成				
16	沿岸漁業新規就業者数	沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の新規就業者数。本格的な操業に向けた取組を開始した令和3年以降の累計	— (75※) 人 ※H23～R2累計(参考) R12 累計 100 人以上	R12時点で500経営体を維持するためには、本格的な操業に向けた取組を開始したR3からR12の10年間に100人以上の新規就業者が必要となる
17	漁業経営体数	沿岸・沖合・遠洋漁業の経営体数の合計	R2 588 経営体 R12 500 経営体以上	現況値の590経営体を基準に、漁業就業者の年齢階層スライドと、自然減少を基に算出
4 経営の安定・強化				
18	農業経営収入保険への加入件数	農業経営収入保険に加入した農業者等の件数	R2 1,515 件 R12 5,120 件以上	近年の加入件数や類似する制度からの移行状況を勘案し、主業農業経営体数7,303経営体(2020農林業センサス)の7割の加入を目指す

No	指標名	定義	上段: 現況値 下段: 目標値	目標値設定の考え方
19	担い手への農地集積率	耕地面積に対する担い手へ利用集積された農用地面積の割合	R2 37.5 % R12 75 %以上	耕地面積の75%が意欲ある担い手に集積・集約化することを目標とする(国目標80%に対し、本県の果樹・園芸経営の構成を考慮し75%とした)
20	ほ場整備率	農振農用地の水田で、ほ場整備事業等により整備された面積の割合	R2 73.0 % R12 78 %以上	市町村等から要望があった約4,000haの農地を、R12までに計画的に整備し、完了する面積の農振農用地に対する割合
21	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	補修・更新により安定的な用水供給が維持される面積	— ha R12 累計 63,356 ha以上	受益面積(団体営事業35,403ha、県営事業16,568ha、国営事業11,385ha)の合計
2 林業生産基盤の整備				
22	林内路網整備延長	民有林内の林道及び作業道の整備延長	R2 6,766 km R12 8,860 km以上	森林整備実施における林道開設・延長(25m/ha以上)、作業道整備・延長(50～160m/ha以上)を合わせた距離
23	木材(素材)生産量	1年間に生産される木材(素材)の量	R1 907 千m ³ R12 1,350 千m ³ 以上	公共建築物等への県産材利用及び集材工場稼働等による製材用素材生産量の増加、木質バイオマス発電施設稼働によるチップ用素材生産量の増加見込みを基に算出
3 漁業生産基盤の整備				
24	復旧した漁場等の生産力の発揮に取り組んだ団体数	復旧・利用再開した漁場や魚礁等の管理等を行った団体数	R1 15 件 R12 累計 20 件以上	現在の取組を維持していくため、概ね現状の団体数の確保を目指す
4 戦略的な品種・技術の開発				
25	農林水産試験研究機関が開発した技術件数	当該年度に終了した試験研究課題のうち「普及に移しうる成果」等の数	— (265※) 件 ※H24～R2累計(参考) R12 累計 315 件以上	過去3年間の実績(平均35件/年)を基に算出
26	オリジナル品種等の普及割合	全作付面積に占める県オリジナル品種の作付面積の割合	R2 16 % R12 30 %以上	県オリジナル品種(水稲、そば、アスパラガス、イチゴ、リンドウ、モモ、リンゴ、日本ナシ、ブドウなど)の面積拡大を目指す
27	水産試験研究機関が開発した技術の導入魚種数	開発した資源管理技術等が導入されている魚種の数(研究成果の件数も含む)	R2 14 魚種 R12 50 魚種以上	沿岸漁業の主要な魚種での技術導入を目指す

第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践

1 県産農林水産物の安全と信頼の確保

No	指標名	定義	上段: 現況値 下段: 目標値	目標値設定の考え方
28	第三者認証GAP等を取得した経営体数	第三者認証GAP(GLOBAL G.A.P.、ASIA GAP、JGAP)及びふくしま県GAPを個人又は団体で取得し、実践している経営体数	R2 680 経営体 R12 1,800 経営体以上	「ふくしま。GAPチャレンジ宣言」の考え方を踏まえ、農産物販売金額1,000万円以上の農業経営体数の過半で認証取得を目指す
29	内水面遊漁者数	県内の河川漁場への遊漁者数	R1 39,877 人 R12 56,000 人以上	震災前の遊漁者数への回復を目指す(R12時点でも再開の見通しが立たないことが想定される漁場を除く)
30	食品表示法に基づく生鮮食品の適正表示割合	食品表示法に基づき適正に表示されていることを確認した生鮮食品の割合	R1 91.2 % R12 100 %	適正表示100%を目指す

2 戦略的なブランディング

31	「福、笑い」と全国高級ブランド米との価格比	「福、笑い」取扱店舗での全国高級ブランド米との価格比	— % R12 100 %以上	首都圏百貨店等における、他産地高級ブランド米と同等の販売金額
32	ものの取引価格	東京都中央卸売市場における県産ものの平均単価	R2 484 円/kg (H28～R2平均値) R12 589 円/kg以上	全国取引価格と同水準への回復を目指す。目標価格は、近年の価格動向を踏まえ推計
33	銘柄「福島牛」の取引価格	東京都中央卸売市場における銘柄「福島牛」の取引価格	R2 2,139 円/kg R12 3,008 円/kg以上	全国取引価格と同水準への回復を目指す。目標価格は、近年の価格動向を踏まえ推計

3 消費拡大と販路開拓

34	県産米の県外での定番販売店舗数	県産米の県外量販店等での定番販売店舗数	R2 2,481 店舗 R12 3,000 店舗以上	首都圏、近畿圏、中京圏、北海道を中心とした販路拡大の取組を推進し、定番販売店の拡大を図る
35	県内公設市場における県産水産物取扱量の回復割合	福島市及びいわき市公設市場における県産水産物取扱量の回復割合	H29 33 % R12 100 %以上	震災前の取扱量への回復を目指す
36	県産の食材を積極的に購入すると回答した県民の割合	県政世論調査における意識調査項目	R3 54.6 % R12 70 %以上	県産農林水産物の放射性物質対策の継続、安全性の情報発信等を通じ、積極的に購入する県民の増加を目指す
37	県産農産物の輸出額	県内の農業団体等が輸向けに出荷した県産農産物(米、果物、牛肉、野菜、花き等)の金額	R2 227 百万円 R12 400 百万円以上	近年の輸出額の動向を踏まえて、毎年7百万円程度増加させることを目指す

第5節 戦略的な生産活動の展開				
1 県産農林水産物の生産振興				
No	指標名	定義	上段:現況値 下段:目標値	目標値設定の考え方
38	農業産出額	1年間に、生産された農産物の販売金額の合計	R1 2,086 億円 R12 2,400 億円以上	避難地域等の営農再開、風評払拭とブランド力の向上の他、規模拡大、品質の向上等を図り、震災前(H22年2,330億円)を上回る農業産出額を目指す
39	農業産出額(穀類)	米、麦類、豆類及びそばの販売金額の合計	R1 822 億円 R12 765 億円以上	主食用米の需要減少を踏まえ、大豆、飼料用米、園芸作物等の戦略作物の計画的導入と安定生産を目指す
40	農業産出額(園芸)	いも類、野菜、果実、花き及び工芸作物の販売金額の合計	R1 806 億円 R12 993 億円以上	主力野菜の施設化・規模拡大、果樹の計画的な改植・規模拡大等を推進し、販売金額の増加を目指す
41	農業産出額(畜産)	肉用牛、乳用牛、豚、鶏及びその他畜産物の販売金額の合計	R1 435 億円 R12 616 億円以上	省力化技術の導入等による肉用牛・乳用牛の増頭を推進し、販売金額の増加を目指す
42	農産物販売金額1,000万円以上の農業経営体数	農産物販売金額1,000万円以上の経営体数の合計	R2 2,751 経営体 R12 3,500 経営体以上	農業産出額や生産構造が近似する県の増加率(5年→約110%)を上回ることを目指す。(R8までは75経営体/年、R9～R12は100経営体/年の増加)
43	林業産出額	木材(素材)、栽培きのこ及びその他(薪、木炭等)の産出額合計	R1 106 億円 R12 152 億円以上	直近の生産量に、新たに稼働した工場や生産施設による増産が見込まれる製材や木材チップ、栽培きのこの生産量を加味し算出
44	栽培きのこ生産量	栽培きのこ生産量	R1 4,665 t R12 7,100 t 以上	菌床しいたけ、なめこの生産施設の整備、原木しいたけの生産再開などによる生産量の増加を目指す
45	海面漁業・養殖業産出額	海面漁業及び養殖業産出額(属人)の合計	H30 97 億円 R12 200 億円以上	沿岸漁業に、沖合・遠洋・養殖分の産出額を合算し、現況からの倍増を目指す
2 産地の生産力強化				
46	スマート農業技術等導入経営体数	水稻(大規模経営体)・園芸・畜産におけるスマート農業等技術の導入経営体数	R2 525 経営体 R12 1,700 経営体以上	経営品目・規模等に応じた技術の導入を推進し、大規模農場では概ね技術の導入を目指すなど、現況の2倍の経営体での活用を目標に設定
47	スマート農業技術等を導入した大規模稲作経営体数	スマート農業等を導入した大規模稲作経営体(20ha以上)の数	R2 103 経営体 R12 300 経営体以上	大規模稲作経営体の約9割で導入を目指す
48	スマート農業技術等を導入した園芸経営体数	スマート農業等を導入した園芸経営体数	R2 364 経営体 R12 1,160 経営体以上	園芸経営体の約1割で導入を目指す
49	スマート農業技術等を導入した畜産経営体数	スマート農業等を導入した畜産経営体数	R2 58 経営体 R12 240 経営体以上	大規模畜産経営を中心に導入を推進するとともに、県が開発したAI肉質評価システムの活用を推進し、増加を目指す
50	夏秋きゅうり栽培における施設化割合	夏秋きゅうり栽培に占める施設化割合	R2 50 % R12 60 %以上	年間約1%の増加を目指す
51	ももの10a当たりの生産量	ももの10a当たりの生産量	R2 1,500 kg/10a R12 1,900 kg/10a以上	病害虫対策や改植等の推進を図り、過年度実績の最大値を目指す
52	県内肉用牛農家1戸当たりの飼養頭数	肉専用種及び肉用に利用する牛における農家1戸当たりの飼養頭数	R2 26.6 頭 R12 38 頭以上	省力技術の導入を推進するとともに、避難地域等における繁殖雌牛の受託施設整備や営農再開を通じ、規模拡大を図る
53	県内酪農家1戸当たりの飼養頭数	搾乳を目的として飼養している牛における酪農家1戸あたりの飼養頭数	R2 40.1 頭 R12 74 頭以上	省力技術の導入を推進するとともに、避難地域等における大規模酪農施設の稼働や営農再開を通じ、規模拡大を図る
54	森林経営計画認定率	地域森林計画対象森林面積に占める森林経営計画認定面積の割合	R2 15 % R12 32 %以上	国が目標とする増加割合を基に算出
55	森林経営管理権集積計画の作成面積	森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画の作成・公告による経営管理権の設定面積	R2 184 ha R12 累計 6,250 ha以上	制度を導入する森林のうち、意向調査結果及び市町村へ経営管理を委託する割合(全国的な傾向)等を基に算出
3 産地の競争力強化				
56	水稻オリジナル品種の作付面積割合	種子注文数量に基づく推計作付面積に占める県オリジナル品種の作付面積の割合	R3 22.9 % R12 37 %以上	高品質米の「福、笑い」や多収性で栽培しやすい「天のつづ」などを中心に栽培拡大を図る
57	花きの輸出額	花きの主要卸売市場における県産花きの輸出金額の合計	R2 58 百万円 R12 145 百万円以上	県産農産物の輸出額目標(2.5倍)を踏まえ、同等以上の輸出額増大を目指す
58	消費地市場における県産水産物の平均単価回復割合	東京都卸売市場における福島県産水産物の平均単価回復割合	R2 136 % R12 100 %以上	県産水産物の取扱量が震災前の水準に回復・維持されている状況で、震災前の水準を上回る平均価格を目指す
59	有機農業等の取組面積	有機JAS認証面積、特別栽培認証面積、米の特別栽培(ガイドライン)面積の合計	R2 2,957 ha R12 6,000 ha以上	全国の有機農業の取組面積の推移等を踏まえ、これを上回る面積の拡大を目指す
60	地球温暖化等の気候変動に対応した農産物の生産技術の開発件数	「普及に移しうる成果」及び「参考となる成果」のうち、気候変動に対応した技術の数	1 件 R12 累計 10 件以上	毎年度1件の試験研究成果を目指す

第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生				
1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進				
No	指標名	定義	上段:現況値 下段:目標値	目標値設定の考え方
61	自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと思う県民の割合	県政世論調査における意識調査項目	R3 86.1 % R12 95 %以上	令和3年度の意識調査において「どちらでもない」と回答した県民の割合を現況値に加えた数値
62	森林づくり意識醸成活動参加者数	森林づくりや緑化活動、森林環境学習活動等への参加者数	R2 114,918 人 R12 170,000 人以上	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少した参加者数を、過去5年間の水準まで回復させる
2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮				
63	地域共同活動による農地・農業用水等の保安全管理面積の割合	農業振興地域内の農用地等の面積のうち共同活動により保安全管理された農地・農業用水等の面積が占める割合	R2 51 % R12 57 %以上	多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を推進し、取組面積の拡大を目指す。目標値は、直近5箇年の推移を基に算出
64	遊休農地の解消面積	「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」による遊休農地解消面積	— ha (参考: R2実績 430ha) R12 累計 4,500 ha以上	過去10年間の遊休農地解消面積の実績を基に算出
65	河川・湖沼の漁場環境保全等に取り組む人数	河川・湖沼の多面的機能の維持・発揮に関わる内水面漁業協同組合の組合員(正・准)数	R2 12,735 人 R12 12,000 人以上	現状では減少傾向であるものの、維持を図る
3 快適で安全な農山漁村づくり				
66	野生鳥獣による農作物の被害額	野生鳥獣により被害を受けた農作物の被害額	R2 198,391 千円 R12 90,000 千円以下	国の鳥獣被害防止対策の方針等を踏まえ、被害額(基準: 令和元年度179,326千円)の半減を目指す
67	防災重点農業用ため池整備着手数	防災工事等推進計画に基づき安全性を確保する工事に着手した防災重点農業用ため池の数	R3 4 箇所 R12 124 箇所以上	防災重点農業用ため池1,414箇所のうち、早急に対策が必要な優先度の高い124箇所全てについて、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」期間中の工事着手を目指す
68	治山事業により保全される集落数	治山事業の実施により山地災害防止機能が確保された集落数	R3 1,097 集落 R12 1,179 集落以上	福島県治山事業実施方針で目標とする、保全される集落数の増加箇所数を基に算出
4 地域資源を活用した取組の促進				
69	農産物の加工や直売等の年間販売金額	農業生産関連事業の販売金額	R1 447 億円 R12 570 億円以上	全国上位県の年間販売額水準への増加を目指す
70	木質燃料使用量	県内木質バイオマスエネルギー利用施設における木質燃料使用量	R1 631 千t R12 900 千t 以上	今後の木質バイオマス利用施設の整備を見込み、当該施設での使用量分を現況値に加算

※ 農業産出額等、物価高騰等の影響により全国の状況が大きく変化している指標については、毎年度、全国の伸び率等を加味して評価することとします。

3 策定経過

(1) 策定経緯

年月日		審議会開催等〔主な検討内容〕
平成 31 年	4 月～	農林水産部次期計画検討チーム設置 (前計画の総点検や新しい計画策定に係るたたき台の検討等、計 8 回開催)
令和元年	9 月 2 日	福島県農業振興審議会〔福島県農林水産業振興計画策定について諮問〕
	12 月 3 日	福島県森林審議会〔福島県農林水産業振興計画策定について諮問〕
令和 2 年	1 月 20 日	福島県農業振興審議会〔全体概要・構成等について〕
	1 月 31 日	福島県水産業振興審議会〔福島県農林水産業振興計画策定について諮問〕
	2 月 10 日	農林事務所企画部長会議〔地方計画の策定等について〕
	6 月	※審議会延期【福島県総合計画の策定期間が R2.12 から R3.9 へ延期】
	9 月 1 日	福島県水産業振興審議会〔計画骨子案について審議〕
	9 月 2 日	福島県農業振興審議会〔計画骨子案について審議〕
	9 月 23 日	福島県森林審議会〔計画骨子案について審議〕
	9 月	～計画策定スケジュールの見直し～ 審議会からの答申(予定): 令和 2 年度中から令和 3 年度へ変更
	10 月 30 日	農林水産業者等との意見交換会 (11 月 19 日まで、県内 9 箇所 で 63 名の農林水産業者等との意見交換を実施)
令和 3 年	1 月 19 日	福島県森林審議会〔計画原案について審議〕
	1 月 20 日	福島県水産業振興審議会〔計画原案について審議〕
	1 月 22 日	福島県農業振興審議会〔計画原案について審議〕
	3 月 23 日	福島県水産業振興審議会〔中間整理案について審議〕
	3 月 25 日	福島県農業振興審議会〔中間整理案について審議〕
	3 月 26 日	福島県森林審議会〔中間整理案について審議〕
	6 月 14 日	県民意見公募(パブリック・コメント) (令和 3 年 7 月 13 日まで 1 箇月間)
	6 月 14 日	各市町村・農林水産業関係団体等への意見照会
	7 月 5 日	関係機関・関係団体等との意見交換会 (7 月 19 日まで、県内 7 地方で 61 名の関係者等との意見交換を実施)
	8 月 30 日	福島県水産業振興審議会〔計画案について審議〕
	9 月 1 日	福島県森林審議会〔計画案について審議〕
	9 月 8 日	福島県農業振興審議会〔計画案について審議〕
	10 月 25 日	福島県水産業振興審議会〔答申案について審議〕
	11 月 1 日	福島県農業振興審議会〔答申案について審議〕
	11 月 4 日	福島県森林審議会〔答申案について審議〕
	12 月 2 日	福島県農業振興・森林・水産業振興審議会〔答申〕
	12 月 24 日	政策調整会議〔策定〕

(2) 諮問文・答申文

ア 農業振興審議会

【諮問文】

元農第1258号
令和元年9月2日

福島県農業振興審議会長 様

福島県知事

新しい福島県農林水産業振興計画の策定について（諮問）

東日本大震災及び原子力災害からの復興状況や時代潮流等を踏まえ、長期的展望に立った本県農林水産業振興の基本的な方向性を示す必要があるため、附属機関の設置に関する条例（昭和29年福島県条例第35号）第2条の規定に基づき、新しい福島県農林水産業振興計画の策定について、貴審議会に諮問します。

【答申文】

3 農 振 審 第 4 号
令和3年12月2日

福島県知事 殿

福島県農業振興審議会会長

福島県農林水産業振興計画の策定について（答申）

令和元年9月2日付け元農第1258号で諮問のあったこのことについては、審議検討の結果、別紙「福島県農林水産業振興計画案」のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、東日本大震災及び原子力災害に加え、頻発化・激甚化する自然災害、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う需要減少など、二重三重の深刻かつ甚大な影響を受けている本県の農林水産業・農山漁村の状況を踏まえ、以下の点に格別の配慮を払われるよう要望します。

記

- 1 県は、国や市町村、関係団体と連携しながら、農林水産業・農山漁村をめぐる情勢を注視し、生産者等が希望をもって活動を継続できるよう多様化・複雑化している課題にきめ細かに対応すること。
- 2 本計画は「『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村」の実現に向け、様々な主体が相互に協力し取り組んでいくための共通の指針となるものであることから、計画の趣旨や内容等を広く周知するとともに、計画に基づいた取組や実績の情報発信に努めること。
- 3 県の取組について、毎年度、成果・実績の進行管理を行い、その結果を次年度の事業等に反映させ、計画の実現に向けた実効性のある取組となるよう努めること。

【福島県農業振興審議会委員名簿】

任期：令和２年８月１日から令和４年７月３１日

氏 名	所属団体・役職等
橋本 克也	福島県市長会 顧問（須賀川市長）
久保木 正大 (R3.6.1 まで)	福島県町村会 副会長（泉崎村長）
大宅 宗吉 (R3.6.8 から)	福島県町村会 副会長（南会津町長）
奥平 貢市	福島県農業会議 副会長
橋本 正典	福島県農業協同組合中央会 常務理事
宗像 実 (R3.6.29 まで)	公益社団法人福島県畜産振興協会 会長
紺野 宏 (R3.6.30 から)	公益社団法人福島県畜産振興協会 会長
菊地 和明	福島県土地改良事業団体連合会 専務理事
千枝 浩美	J A 福島女性部協議会 会長
阿部 哲也	福島県認定農業者会 会長
齋藤 澄子	福島県指導農業士会 監事
中田 幸治	一般社団法人うつくしまふくしま農業法人協会 副会長
生源寺 眞一 会長	福島大学農学群 食農学類長・教授
石井 圭一 副会長	東北大学大学院農学研究科 准教授
岩崎 由美子	福島大学行政政策学類 教授
高野 イキ子	福島県消費者団体連絡協議会 副会長
中村 啓子	公益社団法人福島県栄養士会 副会長
満田 盛護	福島県食品産業協議会 会長
横田 純子	特定非営利活動法人素材広場 理事長
小澤 啓子	公募委員（農業、おざわふぁーむ（株）、指導農業士）
関 奈央子	公募委員（農業、（株）さんさいファーム）

（敬称略）

【旧委員名簿（諮問がなされた日における委員）】

氏 名	所属団体・役職等
橋本 克也	福島県市長会 顧問（須賀川市長）
久保木 正大	福島県町村会 副会長（泉崎村長）
梶内 正信	福島県農業会議 理事
橋本 正典	福島県農業協同組合中央会 常務理事
宗像 実	公益社団法人福島県畜産振興協会 会長
後藤 庸貴	福島県土地改良事業団体連合会 専務理事
満田 盛護	福島県食品産業協議会 副会長
高林 きくみ	J A 福島女性部協議会 会長
生源寺 眞一 会長	福島大学農学群 食農学類長・教授
石井 圭一 副会長	東北大学大学院農学研究科 准教授
岩崎 由美子	福島大学行政政策学類 教授
中村 啓子	公益社団法人福島県栄養士会 会長
平久井 信子	福島県消費者団体連絡協議会 会員
齋藤 澄子	福島県指導農業士会 副会長
阿部 哲也	福島県認定農業者会 会長
中田 幸治	一般社団法人うつくしまふくしま農業法人協会 事務局長
横田 純子	特定非営利活動法人素材広場 理事長
小澤 啓子	公募委員（農業）
関 奈央子	公募委員（農業、(株)さんさいファーム）

（敬称略）

イ 森林審議会

【諮問文】

元農第 1 8 0 1 号
令和元年 1 2 月 3 日

福島県森林審議会長 様

福島県知事

新しい福島県農林水産業振興計画の策定について（諮問）

東日本大震災及び原子力災害からの復興状況や時代潮流等を踏まえ、長期的展望に立った本県農林水産業振興の基本的な方向性を示す必要があるため、森林法第 6 8 条第 2 項の規定に基づき、新しい福島県農林水産業振興計画の策定について、貴審議会に諮問します。

【答申文】

3 森 審 第 8 号
令和 3 年 1 2 月 2 日

福 島 県 知 事 様

福島県森林審議会長

福島県農林水産業振興計画の策定について（答申）

令和元年 1 2 月 3 日付け元農第 1 8 0 1 号で諮問のあったこのことについては、審議検討の結果、別紙「福島県農林水産業振興計画案」のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、東日本大震災及び原子力災害に加え、頻発化・激甚化する自然災害、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う需要減少など、二重三重の深刻かつ甚大な影響を受けている本県の農林水産業・農山漁村の状況を踏まえ、以下の点に格別の配慮を払われるよう要望します。

記

- 1 県は、国や市町村、関係団体と連携しながら、農林水産業・農山漁村をめぐる情勢を注視し、生産者等が希望をもって活動を継続できるよう多様化・複雑化している課題にきめ細かに対応すること。
- 2 本計画は「『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村」の実現に向け、様々な主体が相互に協力し取り組んでいくための共通の指針となるものであることから、計画の趣旨や内容等を広く周知するとともに、計画に基づいた取組や実績の情報発信に努めること。
- 3 県の取組について、毎年度、成果・実績の進行管理を行い、その結果を次年度の事業等に反映させ、計画の実現に向けた実効性のある取組となるよう努めること。

【福島県森林審議会委員名簿】

任期：令和2年7月29日から令和4年7月28日

氏 名	所属団体・役職等
阿部 恵利子	郡山女子大学家政学部生活科学科 准教授
荒川 敦郎	福島県木材青壮年協会 理事
遠藤 忠一	福島県市長会（喜多方市長）
大宅 宗吉	福島県町村会 副会長（南会津町長）
今野 万里子	公募委員
齋藤 久美子	公募委員
齋藤 澄子	福島県女性農業委員会協議会 副会長
酒井 美代子	公益社団法人福島県建築士会 女性委員会委員長
白岩 和子	特定非営利活動法人あぶくま地域づくり推進機構
関 奈央子	福島県市町村教育委員会連絡協議会
田子 英司 会長代行	福島県森林組合連合会 代表理事会長
田坂 仁志	福島森林管理署長
豊田 新一	福島県林研グループ連絡協議会 会長
藤野 正也 会長	福島大学食農学類 准教授
緑川 平壽	福島県指導林家連絡協議会 会長

（五十音順 敬称略）

【旧委員名簿（諮問がなされた日における委員）】

氏 名	所属団体・役職等
秋元 公夫 会長代行	福島県森林組合連合会 代表理事会長
遠藤 忠一	福島県市長会（喜多方市長）
大平 宏之	福島県木材青壮年協会 顧問
小椋 敏一	福島県町村会 会長（北塩原村長）
香月 英伸	福島森林管理署長
今野 万里子	公募委員
齋藤 久美子	公募委員
齋藤 澄子	福島県女性農業委員会協議会 副会長
酒井 美代子	公益社団法人福島県建築士会 女性委員会委員長
白岩 和子	特定非営利活動法人あぶくま地域づくり推進機構
鈴木 キヨ子	福島県市町村教育委員会連絡協議会
豊田 新一	福島県林研グループ連絡協議会 会長
藤野 正也 会長	京都府立林業大学校 客員教授
緑川 平壽	福島県指導林家連絡協議会 会長
山本 美穂	宇都宮大学農学部 教授

ウ 水産業振興審議会

【諮問文】

元農第2105号
令和2年1月31日

福島県水産業振興審議会長 様

福島県知事

新しい福島県農林水産業振興計画の策定について（諮問）

東日本大震災及び原子力災害からの復興状況や時代潮流等を踏まえ、長期的展望に立った本県農林水産業振興の基本的な方向性を示す必要があるため、附属機関の設置に関する条例（昭和29年福島県条例第35号）第2条の規定に基づき、新しい福島県農林水産業振興計画の策定について、貴審議会に諮問します。

【答申文】

3 水 審 第 5 号
令和3年12月2日

福島県知事 殿

福島県水産業振興審議会会長

福島県農林水産業振興計画の策定について（答申）

令和2年1月31日付け元農第2105号で諮問のあったこのことについては、審議検討の結果、別紙「福島県農林水産業振興計画案」のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、東日本大震災及び原子力災害に加え、頻発化・激甚化する自然災害、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う需要減少など、二重三重の深刻かつ甚大な影響を受けている本県の農林水産業・農山漁村の状況を踏まえ、以下の点に格別の配慮を払われるよう要望します。

記

- 1 県は、国や市町村、関係団体と連携しながら、農林水産業・農山漁村をめぐる情勢を注視し、生産者等が希望をもって活動を継続できるよう多様化・複雑化している課題にきめ細かに対応すること。
- 2 本計画は「『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村」の実現に向け、様々な主体が相互に協力し取り組んでいくための共通の指針となるものであることから、計画の趣旨や内容等を広く周知するとともに、計画に基づいた取組や実績の情報発信に努めること。
- 3 県の取組について、毎年度、成果・実績の進行管理を行い、その結果を次年度の事業等に反映させ、計画の実現に向けた実効性のある取組となるよう努めること。

【福島県水産業振興審議会委員名簿】

任期：令和元年１１月１日から令和３年１０月３１日

氏 名	所属団体・役職等
清水 敏男 (R3.9.27 まで)	いわき市長
内田 広之 (R3.9.28 から)	いわき市長
吉田 数博	浪江町長
江川 章	いわき市漁業協同組合 代表理事組合長
佐川 泉	福島県内水面漁業協同組合連合会 代表理事会長
立谷 寛治	相馬双葉漁業協同組合 代表理事組合長
野崎 哲 副会長	福島県漁業協同組合連合会 代表理事会長
八島 宏幸	農林中央金庫福島支店 営業第二班次長
鈴木 延枝 (R3.3.31 まで)	福島海区漁業調整委員会 委員
宮下 朋子 (R3.4.15 から)	福島海区漁業調整委員会 委員
久保木 幸子	福島県漁協女性部連絡協議会 会長
高橋 一泰	福島県漁業協同組合青壮年部連絡協議会 会長
大越 和加 会長	東北大学大学院農学研究科 教授
北原 康子	福島県消費者団体連絡協議会 理事
鈴木 扶美枝	公募委員
濱田 奈保子	東京海洋大学学術研究院食品生産科学部門 教授
原田 英美	福島大学食農学類 准教授

(敬称略)

※ 答申案を取りまとめたのが令和３年１０月２５日に開催した審議会であったことから、任期が令和元年１１月１日から令和３年１０月３１日までの委員名簿を掲載しております。

発 行／令和〇年〇月

発行者：福島県（農林水産部農林企画課）

〒 9 6 0 － 8 6 7 0

福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

電話 0 2 4 （ 5 2 1 ） 7 3 1 9

ホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/norinkikaku25.html>